

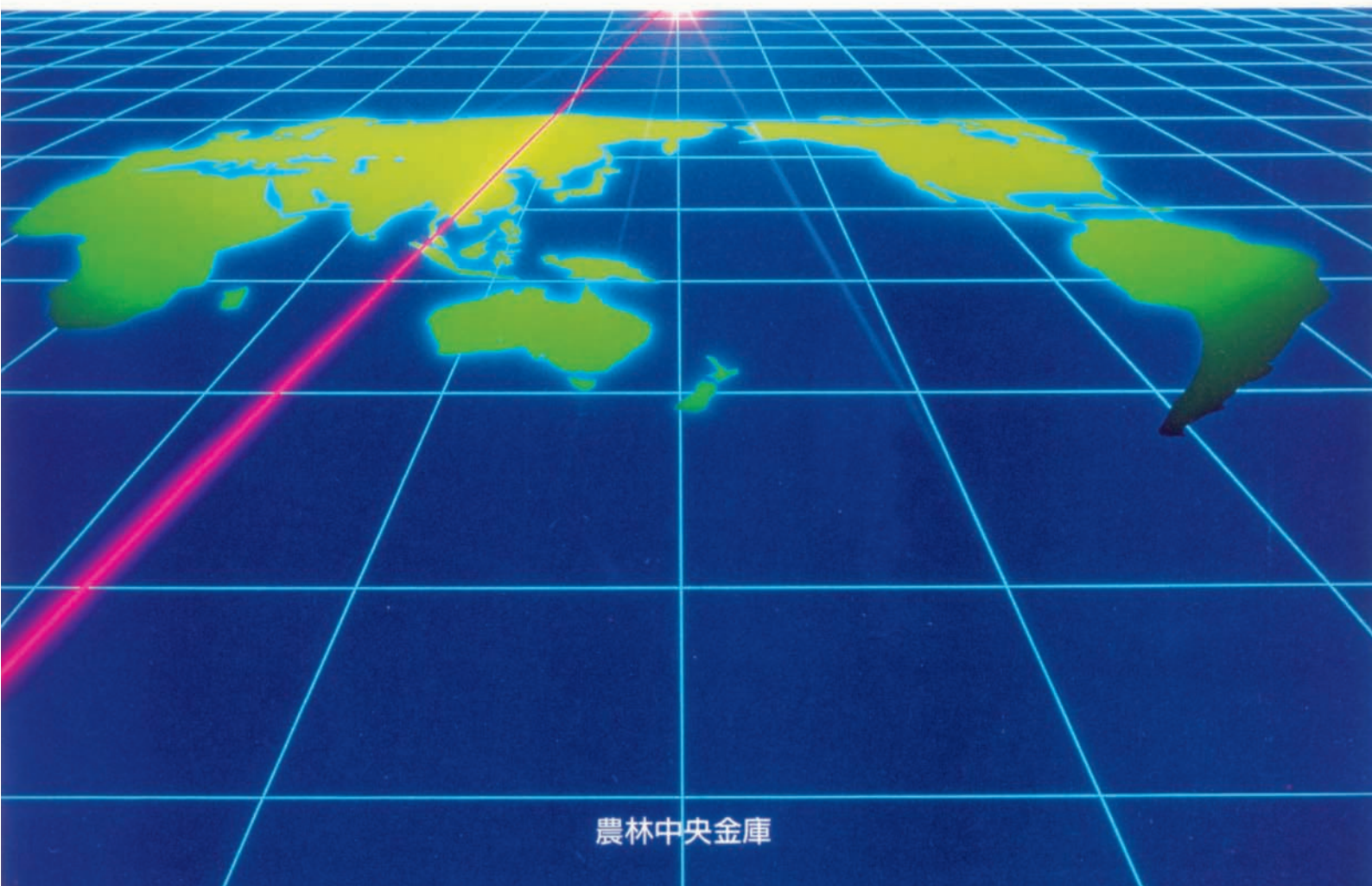
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2005 **6** JUNE

地域の変化と農業

- 日本農業における都市農業
 - 中山間地域の稲作農業
- 日本の農林水産物輸出促進の動き
 - 組合金融の動き



内発的なエネルギー

本年3月に、新しい食料・農業・農村基本計画が決定された。その検討過程では、食料・農業・農村政策審議会の内外で、直接支払い、農地制度、食料自給率等についてさまざまな意見が交わされたことは、記憶に新しい。

そのなかでも、特に驚かされたのは、直接支払いへの異議が農業者から出されたことである（「太田竜一の俺に言わせろ!!」農村報知新聞2005年2月18日付）。太田氏は、日本農業がダメだという発想が諸悪の根源だと主張する。食料・農業・農村政策審議会委員の安高澄夫氏は同じような考え方を、西欧の格言で「地獄への道は、善意の敷石が敷き詰められている」と表現する（『経営実務』2004年11月号）。

それはいかに何でもむちゃではないかと、常識的には思う。一人当たりGDPを比較すると、タイは日本の20分の1、中国は45分の1、ベトナムは95分の1である（2000年）。このような格差を背景とした農業のコスト差は、とても同じ土俵で比較できるようなものではない。豊かであることがダメなのではないし、農業の持つ多面的な重要性を考えれば、欧米諸国でも行われている直接支払いを導入する必要がある。

しかし、待てよ、とも思う。それは、このお二人が大変誇り高い人たちだと思うからである。単にコスト差を埋めればよいのではなく、個人経営も、法人経営も、集落営農も、いかにすれば農業者が誇りを持って、前向きに能力を十二分に発揮できるのかを考える必要があるということではないか。そのような内発的なエネルギーを呼び起こさなければ、農業の将来は暗いのではないか。

同じことは、農協についても言えるような気がする。農協の合併や組織の垂直統合、事業の見直しがすすめられているが、組織を効率化し事業機能を強化することをおして、組織が協同組合本来の内発的なエネルギーをもって走り出して初めて、改革が成功したといえるのではないか。

そのためには、組合員やそれぞれの組織のリーダーの意識が重要であることは言うまでもないが、さらには、組織がそのような働きをする仕組みを考えていくことも重要だと思う。

組合員、農協、連合組織それぞれが、互いに触発しあい、内発的なエネルギーを増幅しあい、その結果として強くなっていく動きをどうすれば作り出せるのか、課題はまだまだ少なくないように思われる。

((株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆・いしだのぶたか)

今月のテーマ

地域の変化と農業

今月の窓

内発的なエネルギー

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

都市農業を考える

日本農業における都市農業

蔦谷栄一 — 2

中山間地域の稲作農業

清水徹朗 — 19

競争力強化をねらう「攻め」への方向転換

日本の農林水産物輸出促進の動き

阮 蔚 — 36

談話室

内からのエール

(株)農林中金総合研究所代表取締役社長 大多和巖 — 34

信用事業実施・譲渡別にみる漁協系統信用事業の実情

——第23回漁協信用事業アンケート調査結果——

小野沢康晴 — 55

情
勢

最近の森林組合の動向

——第17回森林組合アンケート調査結果——

(財)農村金融研究会調査研究部長 林省一 — 65

組合金融の動き

農協主要3部門の正組合員一人当たり事業量

平澤明彦 — 72

統計資料 — 74

日本農業における都市農業

——都市農業を考える——

〔要 旨〕

- 1 都市農業も農業者の高齢化，農地面積の減少と耕作放棄地の増加等危機的状況にさらされているが，こうした危機に対応した取組みが相対的に最も多様かつ活発に試みられているのが都市農業である。
- 2 都市的地域における農地面積（02年）は全国の23％であるが，農業算出額（02年）では全国の29％となっている。とくに，野菜では38％，果実34％，花卉39％と高いシェアを有しており，狭小な経営面積ながらも高度技術集約的で高付加価値型の生産に傾斜している。
- 3 担い手は自給的農家と主業的農家・準主業的農家とに二極化しているが，賃貸住宅等からの農外所得の比重が高いことは共通している。
- 4 都市農業については80年代後半，地価高騰にともなう高いマイホーム購入を余儀なくされたことから都市住民や財界等から厳しい批判が浴びせられた。
- 5 バブル崩壊後は，地価の暴落・低迷等と経済至上主義や都市化一辺倒に対する見直しの気運が広がるようになり，都市農業批判はおおむね沈静化し，都市と農村との交流や都市農業についての積極的評価もみられるようになってきた。
- 6 近代化，都市化が進展する過程で経済的価値に偏重し，生態環境価値，生活価値が軽視され，その矛盾が最も顕著に噴出してきたのが都市である。「従来の経済成長主義が見落としてきた文化，さらには根本的な人間の原理のようなものの見直しが求められて」おり，こうした中に都市農業見直し気運も位置づけることができる。
- 7 都市農業のすすむべき方向性として，施設型農業をも含めた高度技術集約型農業，地域性を発揮した少量多品目生産，新鮮で安全・安心な農産物を供給していくための環境保全型農業への取組み，消費者との接近した場を生かしての地産地消，市民農園等による市民参画型農業による農的空間・時間の共有，があげられる。
- 8 都市農業を維持・振興していくためには，高度技術集約型農業を維持・発展させていくにふさわしい能力の高い人材と経営継続の安定性確保，市民参画型農業の持続・拡大可能なシステムの導入，地産地消の推進や都市住民と生産者との交流の場の確保，が主な課題となる。

目 次

はじめに

1 都市農業の実態

(1) 都市農業の概念

(2) 都市農業の実態（全国）

(3) 都市農業の実態（東京）

2 都市農業にかかる法制度とその変遷

3 都市農業の評価をめぐる議論の流れ（注12）

4 都市農業の位置づけ

5 都市農業の課題

小括

はじめに

農業者の高齢化，農地面積の減少と耕作放棄地の増加が依然として進行しているとともに，食料自給率は低迷し農村活力の低下が続いている。こうした状況からの脱皮をめざして1999年，（旧）農業基本法制定以来約40年ぶりに食料・農業・農村基本法（以下「農業基本法」）が施行されたが，新たな展開が芽生え始めていることも事実ではあるものの，こうした流れを食い止めるには至らず，依然として日本農業は危機的状況にさらされている。

こうした状況は平地農業，中山間地農業に限らず都市農業においても基本的には共通している。筆者は日本農業の危機を都市農業も端的にあらわしていると同時に，こうした危機に対応した取組みが相対的に最も多様かつ活発に試みられているのも都市農業であると考えたものである。しかしながら，農業問題が取り上げられる場合，その対象として平地農業や中山間地農業が想定されることがほとんどであり，市民農園等についての関心が高まってはきているも

の，都市農業については実態もほとんど理解されていないのが実情である。ある意味では今あらためて都市農業の実態を踏まえてそのあり方を考えていくことが，日本農業全体の方向性を考えていくにあたって大いに参考になるというにとどまらず，決定的に重要な核心部分について示唆しているように思う。

ところで，ここにきて政治レベルでの都市農業をめぐる動きがにわかに活気を帯び始めている。すなわち公明党は本（2005）年3月早々に都市農業振興プロジェクトチームを立ち上げるとともに，自民党も4月に都市農業研究会を旗揚げしている。その背景にあるのは，生産緑地法の施行等によって都市地域で営農を継続してきた担い手が高齢化し，もはや納税猶予制度と生産緑地法だけでは都市農業は維持できない限界的状況が到来しつつあるという危機感である。一方で，守るべき都市農業は，新鮮で安全な農産物の供給だけでなく，都市の緑や景観の維持，農業体験の場や防災空間の提供等多面的な機能を有していることについての評価が前提とされている。都市農業を維持していくために税制面からの一段の

支援措置を講じていくことを軸にここでの論議が展開されている。

筆者はこうした動きを前向きにとらえるものではあるが、国民の日本農業、とりわけ都市農業についての理解が不十分な現状を踏まえれば、具体的な支援措置を検討するに先立ち、まずは都市農業の実態・実情を明らかにするとともに、都市農業に関する政策の変遷、都市農業の位置づけを明確にしておくことが必要であると考え。さらに都市農業をどう位置づけるかは、都市の現状についての評価と表裏一体の関係にあり、ひいては国家デザインをどう描くかという問題にもつながってくる。

本稿はこうした枠組みの中で、とりあえず日本農業の中における都市農業の位置づけを明確にすることに主たるねらいを置いている。持続的循環型の都市のあり方と農業の関係、田園都市国家としての国家デザイン、さらには都市農業に対する支援措置等については、現地調査をも踏まえたうえで後日を期したいと思う。

ここであらかじめ本稿の骨格を述べておけば、第一に、現状都市農業は多面的機能の発揮にとどまらず生産面でも日本農業にとって重要な役割を担っていること、第二に都市農業は高度技術集約型農業と市民参画型の農業とに分化してきており、これは日本農業全体がすすむべき方向に重要な示唆を与えていること、第三に都市再生にあたって都市農業の維持は必要条件であること、となる。

1 都市農業の実態

まずは都市農業の実態についての理解が前提となるが、あらかじめ都市農業の概念について確認しておきたい。

(1) 都市農業の概念

いくつかの諸文献に当たってみた限りでは、都市農業についての概念に統一されたものはない。都市農業を市街化区域の農業として限定的にとらえ、市街化調整区域の農業を都市近郊農業として区分しているものもある。しかしながら一般的には市街化区域、市街化調整区域両方の農業を合わせて都市農業としているものが多い。

本稿では都市地域圏にある農業の位置づけを考えていくという主旨から、都市農業を幅広くとらえ、都市近郊農業をも含めて都市農業としたい。

ところで都市農業に関する統計データは農林統計に依らざるを得ないが、農林統計での農業地域類型は、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域とに類別されている。都市的地域については「人口密度が500人/ km²以上、DID面積が可住地の5%以上を占める等都市的な集積がすすんでいる市町村」が基準指標とされている^(注1)。本稿でいう都市農業も、農林統計での都市的地域で行われている農業とほぼ重なり合っていることを前提している。

(注1) 決定順位は都市的地域→山間農業地域→平地農業地域→中間農業地域とされている。なお、DIDは、市町村の区域内で人口密度4,000人/

km²以上の地区が、互いに隣接して、その人口が5,000人以上となる人口集中地区をいう。

(2) 都市農業の実態（全国）

都市的地域の農地の賦存状況（02年）をみると、都市的地域における農地面積は111万7千haであり、全国の農地面積476万2千haに占める割合は23%で、平地農業地域は35%、中間農業地域は31%となっている。

一方、都市的地域の農業産出額の全国に占めるシェアをみると（02年）、全体では29%と農地面積での割合23%を大きく上回っている。特に野菜では38%、果実34%、花卉39%ときわめて高いシェアを示している。米が28%、畜産が19%であることもあわせて考えれば、土地利用型の稲作（米）や糞尿処理・悪臭等について厳しい規制への対応が求められる畜産よりは、狭小な面積ながらも高度技術集約的で高付加価値型の花き、野菜、果実に生産は傾斜しているといえることができる。

都市農業の特徴の一つとして市民農園の存在をあげることができるが、開設されている市民農園のうち市民農園整備促進法ならびに特定農地貸付法に基づいて市街化区域内に開設された市民農園は01年で、農園数で1,138（総数2,547）、面積で165.0ha（総数784.3ha）と年々増加しており、その約8割は地方公共団体、残りは農協が開設主体となっている。

(3) 都市農業の実態（東京）

さらに踏み込んで実態を把握しておくために東京の都市農業についてみておきたい。

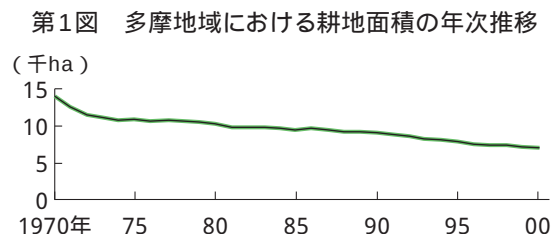
a 農地面積・経営規模等

東京の農地面積は8,620ha（01年）となっており、東京都の総面積の4%を占めている。水田379ha（総農地面積に対する割合4%）、普通畑6,250ha（73%）、樹園地等1,991ha（23%）のとおり、水田はごくわずかで、ほとんどが普通畑と樹園地となっている。^{（注2）}

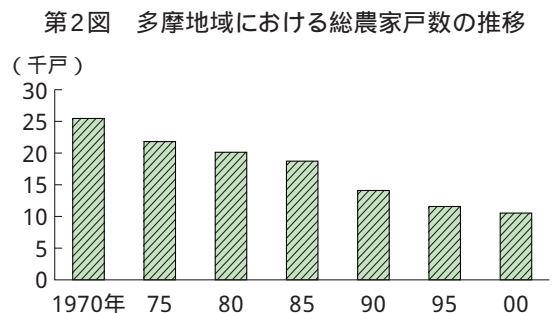
耕地面積（多摩地域）の推移をみると（第1図）、この30年間で51%もの減少となっている。

農家戸数（多摩地域）は耕地面積以上の減少を示しており、同じく56%も減少している（第2図）。

経営面積規模別での農家戸数（00年）は0.1～0.3haで全農家戸数の47%、0.5ha未満では68%、1.0ha未満だと89%を占めてお

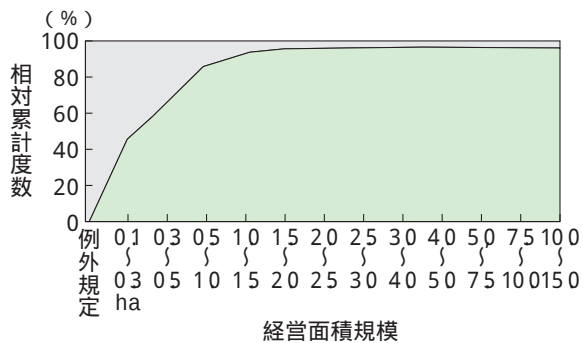


出典 <http://www.agri.metro.tokyo.jp/menu/toukei/koutimennseki>
資料 関東農政局東京統計事務所、第17～48次「東京都農林水産統計」



出典 第1図に同じ
資料 各年次「農業サンセス東京都結果報告」(東京都)

第3図 経営規模別農家戸数相対累計度数



出典 第1図に同じ
資料 「2000年農業センサス東京都結果報告」(東京都)

り、狭小な面積規模の農家が大半となっているが、ごく一部ではあるものの1.0ha以上層も存在はしている（第3図）。

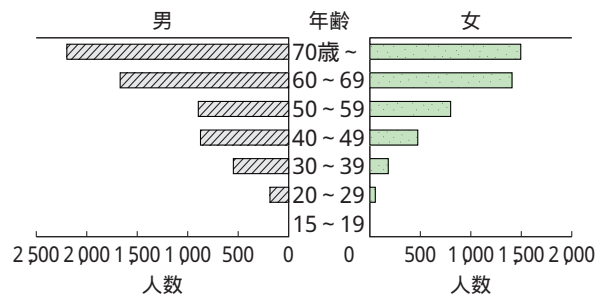
なお、区・市民農園だけでなく農業体験農園も広がりを見せている。農業体験農園は農園主が実地講習を行いながら一体となって農作業を行うもので、96年に練馬区でスタートさせて以降着実に増加しており、05年4月現在で2区12市で33の農業体験農園が開設されている。

b 担い手

都市農業の担い手をみると（第4図）、年齢別の男女基幹的農業従事者数では70歳以上のいわゆる昭和一けた世代が34%を占めており、60歳以上では63%もの割合となっている。^{（注3）} このように都市農業も高齢農業者によって担われているのが実情であり、高齢化・後継者不足が大きな問題となっている。なお、基幹的農業従事者の平均年齢は61.7歳（00年）となっている。^{（注4）}

また、営農形態別での農家数構成比（00年）をみると、主業農家16.5%、準主業農

第4図 年齢・男女別基幹的農業従事者数



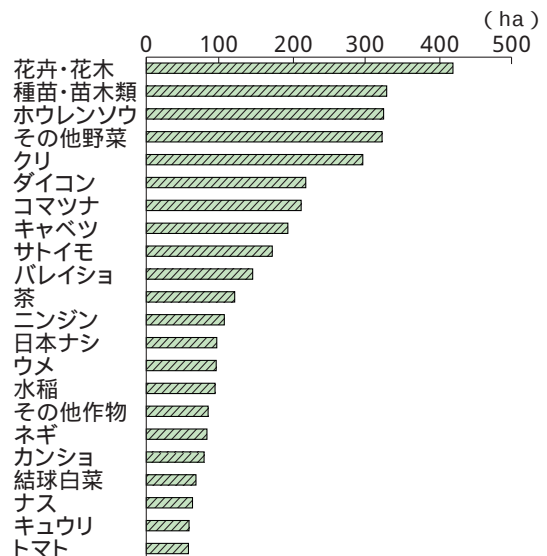
出典、資料とも第3図に同じ

家19.2%、副業的農家22.7%、自給的農家41.6%となっている。^{（注5）} 自給的農家が4割以上を占めているとともに、副業的農家は2割強にとどまっていることから、主業農家、準主業農家と自給的農家への二極分化の程度が高いといえる。

c 生産・販売・所得等

栽培面積を販売目的作物別にみたものが第5図で、花卉・花木、種苗・苗木類、ホウレンソウ、クリ、ダイコン、コマツナ等が上位に並んでいる。

第5図 販売目的作物別栽培面積



出典、資料とも第3図に同じ

農業粗生産額（00年）は312億円で、内訳は野菜180億円、花卉64億円、果実25億円、畜産30億円、その他13億円となっている。

そして第1表のように、特色ある農業生産に取り組んできており、ウド、ワサビ等のように全国的にも知られ、全国でも有数のシェアを有しているものもある。

販売は多様な形態・ルートで行われている。同じ東京都とはいっても区部と区部に隣接もしくは近い地域、都心から離れた地

第2表 練馬区農家の販売形態の変化

	(単位 戸)	
	1987年	2001
市場出荷	462	180
自宅販売・無人スタンド	269	431
即売会・共同直売所	11	105
うね売り・掘り取り等	23	34
流通業者(芝・植木等)	11	86
量販店等	24	18
生協等		14
自営事業(造園等)		27
その他	44	61
農家数	1 019	697

出典 後藤(2003)65頁
資料 練馬区「農業経営実態調査」
(注) 農家が販売した形態を集計したもので複数の形態で販売していればそれぞれのところに集計されている。

第1表 江戸・東京の農業

東京23区 ・わが国黎明期の牧場(千代田区) ・代々木野と周辺の村落(渋谷区) ・鳴子ウリ(新宿区) ・早稲田ミョウガ(新宿区) ・内藤トウガラシとカボチャ(新宿区) ・神崎の牛牧(新宿区) ・平田牧場(文京区) ・駒込ナス(文京区) ・野菜の促成栽培発祥の地・砂村(江東区) ・亀戸大根(江東区) ・浮島の牛牧(墨田区) ・寺島ナス(墨田区) ・檜前の馬牧(台東区) ・谷中ショウガ(荒川区) ・三河島菜と枝豆(荒川区) ・小松菜(江戸川区) ・葛西蓮根(江戸川区) ・足立の水ゼリ(足立区) ・足立の夏菊(足立区) ・足立のツマモノ(足立区) ・金町コカブ(葛飾区) ・千住ネギの産地(葛飾区) ・下千葉小カブと糸ミツバ(葛飾区) ・中野甘藍(葛飾区) ・本田ウリ(葛飾区) ・雑司ヶ谷ナス(豊島区) ・赤塚たんぼ(板橋区) ・ビール麦の金子ゴールデン(練馬区) ・滝野川ニンジンとゴボウ ・旧中山道はタネ屋街道(豊島区) ・東京大越ウリ(中野区) ・クリの豊多摩早生(杉並区) ・井荻ウド(杉並区) ・高井戸節成キュウリ(杉並区) ・陸稲の藤蔵糯(世田谷区) ・居留木橋カボチャ(品川区) ・品川ネギとカブ(品川区)	西多摩地区 ・粟の古里一号(西多摩郡) ・奥多摩ワサビ(西多摩郡) ・養蚕の村・羽村(羽村市) 南多摩地区 ・宗兵衛裸麦(八王子市) ・小山田ミツバ(町田市) ・陸稲の平山(日野市) ・東京のナシ栽培の起源(稲城市) 北多摩地区 ・砂川ゴボウ(立川市) ・柳久保小麦(東久留米市) ・関野クリ(小金井市) ・吉祥寺ウド(武蔵野市)
---	---

出典 <http://www.tokyo-ja.or.jp/999tokyo-edo/index2.html>
資料 東京都農協中央会

域等によって大きな差異があるものと見込まれる。ここでは第2表によって練馬区における販売形態をみておくと、農家の約3分の2が自宅や無人スタンドでの販売を行っており、市場出荷を行っている農家は約4分の1にとどまっている。即売会・共同直売所で販売している農家の割合も15%にのぼっており、自ら直接販売する志向が大変強く、市場出荷の割合が急激に低下している。

また農家所得（00年）をみておくと、1戸当たりの農家総所得は965万円で、内訳は農業所得が101万円、農外所得774万円、その他90万円となっており、農外所得が80%を占めている。^(注6)

以上、東京の都市農業の概要をみてきたが、高齢化の進展、耕地面積の減少等は全国と同様の共通した問題を抱えている一方で、野

菜，果実，花卉等の施設投資型，高度技術集約的な付加価値の高い農業生産が展開されている。担い手の自給的農家と主業的農家・準主業的農家への二極化の傾向がみられるが，自給的農家に限らず農外所得，しかもかなりの程度に賃貸住宅等からの不動産収入によって支えられながら，地域特性を生かした個性的な農業が展開されているといえることができる。

ここで後藤（2003）が東京都や横浜市の都市農業について実施してきた綿密な実態調査を踏まえて都市農業の特徴として指摘している諸点を紹介しておきたい。^{（注7）}

経営の充実度：都市農業の経営は厳しい環境にありながら，都府県農家に比べて遜色がないばかりか，むしろ充実している点も多い。

小さい経営面積を補う施設農業：都市農家では，ハウス等の施設を保有する農家の割合が高い。

新鮮で安全な農産物を直売で地元に：直売を行う農家が多いが，少品目大量生産の市場出荷から多品目少量生産による直売等多様な販売形態へと変化してきた。また，消費者の声に応えて環境保全型農業に率先して取り組んでもいる。

不動産経営に支えられた都市農業：アパート・マンション・貸家・駐車場等の不動産経営が家計を支える収入源として重要な比重を占めている。

市民・地域を支える都市農業：安全で新鮮な農産物供給というこれまでの延長線上で考えられる農業の「守備範囲」を超え，

環境や教育，さらには農業・農地との触れ合いによる健康維持，地域コミュニケーションの再生など，都市農業に対する期待は広範囲に広がってきている。

（注2）地域別での農地面積割合は，区部9.9%，多摩地域75.3%，島嶼部14.8%となっている。

（注3）60歳以上の基幹的従事者の全国ベースでの割合（00年）は68%。

（注4）全国での基幹的農業従事者の平均年齢は62.2歳（00年）。

（注5）全国ベースでの割合は主業農家16.0%，準主業農家19.2%，副業的農家39.6%，自給的農家25.1%（00年）。

（注6）全国ベースでの販売農家の所得（03年）は，農家総所得で771万円，内訳は農業所得110万円，農外所得432万円，年金・被贈等収入229万円。農外所得の割合は56%。

（注7）後藤（2003）43～47頁。

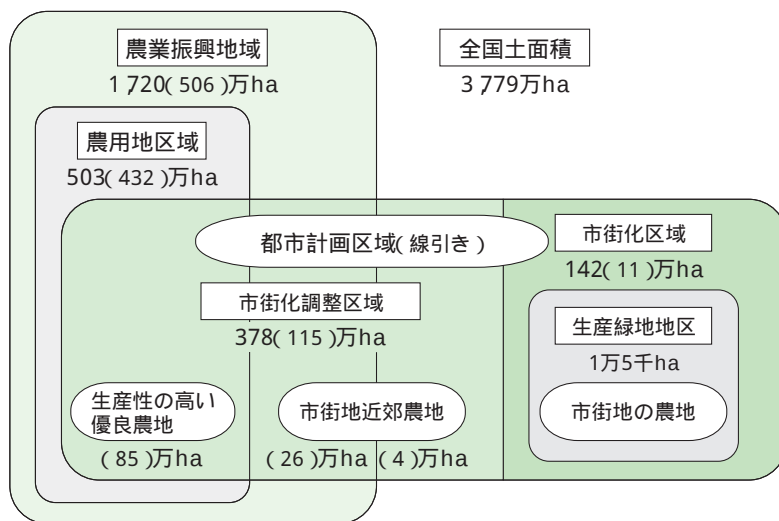
2 都市農業にかかる 法制度とその変遷

ところで都市農業の実態を整理していくにあたって，その背景に存在する都市農地にかかる法制度の変遷が大きくかわっており，これに触れておくことが不可欠である。

a 農振法及び都市計画法による土地利用区分

先に土地利用区分の現状を確認しておくとして，農振法および都市計画法の線引きによって農業的土地利用区域と都市的土地利用区域とに二分されている。都市的土地利用区域はさらに市街化区域と市街化調整区域とに分けられており，市街化区域の中に生産緑地地区が設定され都市部においても農

第6図 農振法および都市計画法による土地利用区分



資料 第5回食料・農業・農村政策審議会企画部会資料
(注) 1999年現在。()内は農地面積。

地等の適正な保全により良好な都市環境の形成をはかることとされている。(第6図)

都市部の面積(99年)は全国ベースで、市街化区域で11万ha、市街化調整区域で115万haとなっている。市街化区域11万haのうち1.5万haが生産緑地地区となっている。

b 都市計画法等の変遷^(注8)

(旧)都市計画法は、第一次大戦による未曾有の好景気にもなう大都市での人口急増に対応するため市街地建築物法の姉妹法として1919年に制定されている。

戦後、60年代からの高度経済成長にともなう都市部への大量の人口流入と、都市周辺部農地での広範なスプロール現象が発生した。このため土地利用計画制度を骨格とする(新)都市計画法が68年制定された。都市計画区域は市街化区域と市街化調整区

域とに線引きされ、あわせて都市計画区域全体への開発許可制度の導入が図られた。これによって市街化区域内農地は10年以内に非農業的利用に転換されるものと位置づけられ、宅地並み課税されることとなった。

その後、74年に生産緑地法が制定され、市街化区域にある農地でも、指定後30年間は農地として利用していくことを前提に生産緑地としての指定を受ければ、

保全すべき農地として都市計画上位置づけられることになった。30年間の農地としての利用が義務づけられる一方で、75年には相続税納税猶予制度^(注9)が設けられるとともに、固定資産税についても農地として課税されることとなった。

82年には都市計画法における線引き見直し方針によって市街化区域内農地のいわゆる逆線引きが行われた。しかしながらこれと併行して長期営農継続農地制度が設けられ、長期営農継続農地の認定が得られれば固定資産税の宅地並み課税を免れることができるようになると同時に、長期営農継続農地制度による固定資産税の宅地並み課税の徴収猶予制度^(注10)が開始された。

ところが91年には生産緑地法が改正され、指定要件等が改定されたのにもない「宅地化農地」と「生産緑地指定農地」が確定され、保全する農地(緑地)と宅地化

する農地とに区分されることとなった。あわせて長期営農継続農地制度が廃止され、生産緑地については固定資産税の農地課税、相続税納税猶予制度は引き続き適用されることになったものの、宅地化する農地については宅地並み課税が適用されることになり、相続税納税猶予制度も適用されないこととなった。

これは「多くの農地が指定を受けていた長期営農継続農地は都市計画上の位置付けが明確でなく、農地として利用するか非農業的利用に転換するかは全面的に土地所有者の意思にゆだねられており、また、固定資産税の納税猶予額の徴収が5年毎に免除されていたから農地としての存続は極めて不安定なものだった^(注11)」ことによる。

これによって宅地化農地を増加させながらも都市計画制度の枠組みの下、30年の営農継続を農民が約束することを前提に、都市農地の存続・安定化がはかられることとなったのである。

こうした経過をたどって都市農地はかろうじて残されてきたわけであるが、高齢化の一段の進行によって、この5年、10年のうちに相続や売却等が急増し、都市農地が大きく縮小することが懸念される状況にあるのである。

なお、市民農園等については、89年に農地法の特例法によって市民菜園、菜園付住宅が認可されるようになった。さらに90年には市民農園整備促進法が施行され、主として都市住民のレクリエーション等の用に供するために市民農園の整備を適正かつ円

滑に推進することをねらいに、農地法、都市計画法等の特例が措置されることになった。

(注8) 後藤(2003)85~93頁、都市・農業共生空間研究会(2002)230~237頁を中心に整理。

(注9) 農業相続人(子)が農業を営んでいた相続人(父)から相続により取得した農地等を農業の用に供していく場合には、農業投資価格を超える部分の相続税の納税を猶予し、20年間農業を継続した場合等に納税を免除するもの。

(注10) 10年以上の営農継続意思を条件に、宅地並み課税と農地課税との差を徴収猶予し、5年経過後に営農継続を確認し、その徴収猶予した税額を免除するもの。

(注11) 後藤(2003)89頁。

3 都市農業の評価を ^(注12) めぐる議論の流れ

2節の都市計画法等の変遷からあらかた推測はされるが、90年前後をターニングポイントにして都市農業についての評価は大きく変化してきた。

a 90年前後までの都市農業批判

1968年の都市計画法によって都市と農村とが1本の線によって二分されることとなったが、都市区域では基本的に農業の存続が想定されてはいなかった。このため「農地の宅地並み課税を当然とする都市サイドと長期営農継続農地制度など納税猶予策を引き出そうとする農民サイドとの長期にわたる攻防^(注13)」が展開されてきた。

ところが86年4月の「国際協調のための経済構造調整研究会」において、わが国經常収支の黒字増大を背景に、輸出志向等の経済構造から国際協調型経済構造への転換

が提起された。構造転換の第一に掲げられたのが内需拡大で、住宅対策や市街地再開発事業の推進が重点課題とされ、その中に地価抑制のための線引き見直しや宅地開発指導要綱の緩和などが指摘された。こうした指摘がなされる背景には、特に東京圏における顕著な地価の上昇があった。

88年6月には臨時行政改革推進審議会の答申を受けて「総合土地対策要綱」が閣議決定され、市街化区域内農地について、宅地化するものと農地として保全するものとの区分を都市計画上明確にすること、宅地化する農地については、様々な施策を活用して宅地化をはかると同時に、土地保有税、相続税の優遇措置を見直すこと、農地として保全するものについては、その裏づけとして、市街化調整区域への逆線引きや都市計画上の位置づけを与えられた生産緑地地区への指定を行うこと、が求められたのである。

その後、89年9月から開始された日米構造協議でも、「第1回会合で、アメリカは市街化区域内のうちの固定資産税と都市計画税の軽減を認めている長期営農継続農地制度や相続税の納税猶予制度の見直しを具体的に要求^(注14)」してきた。

このように「内需の拡大と土地供給量の増大による地価抑制という論理が結びついた、都市農地の利用転換の促進という大きな流れの中で^(注15)」91年の緑地法の改正等が行われたのである。この間、地価高騰にともない「高いマイホームの購入費の反動で、不労所得の農家は許せないとか、都市農地

の宅地並み課税は当然^(注16)」とする世論が巻き起こるなど、都市農業は厳しい批判にさらされ続けたのであった。

b バブル崩壊以降

バブル崩壊以降地価が暴落・低迷するとともに、農地の宅地への転用にともない緑地の減少を招いたこと等から、経済至上主義や都市化一辺倒に対する見直しの気運が広がるようになった。「農」についての理解は不十分とはいえ徐々に浸透するようになり、都市農業批判はおおむね沈静化し、都市と農村との交流や都市農業についての積極的評価もみられるようになってきた。

こうした流れをうけて99年に施行された農業基本法でも、第36条で都市と農村との交流等として、「国は、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進、市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。2 国は、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産の振興を図るために必要な施策を講ずるものとする。」とされている。

農業基本法の実行方策として基本計画が位置づけられており、基本的には5年ごとに見直しが行われることになっており、この4月からスタートした基本計画では都市農業について「3. 農村の振興に関する施策」の(3)-イで、「都市及びその周辺の地域における農業の振興」が謳われている。

「都市農業が、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給，心安らく『農』の風景に触れ『農』の営みを体験する場の提供，更には災害に備えたオープンスペース（まとまりのある空地）の確保，ヒートアイランド（都市の中心部における高温地域の発生）現象の緩和といった都市住民のニーズに一層応えていくことができるよう，住民も参加した都市農業のビジョンづくりを支援する。また，農産物の直接販売，市民農園，学童農園等における農業体験や交流活動，心から落ち着ける緑地空間の形成，防災協力農地としての協定の締結等取組を推進する。」こととされており，都市農業の持つ多面的な機能についての積極的な評価を踏まえて，取組強化の方向が明確にされている。こうした評価は一般国民の農業および都市農業に対する見方が変わりつつあることを背景にしたものである。

（注12）（注8）に同じ。

（注13）進士（2003）140頁。

（注14）後藤（2003）92頁。

（注15）後藤（2003）92頁。

（注16）進士（2003）205頁。

4 都市農業の位置づけ

ここまでの議論を総括して都市農業についてあらためて評価してみたい。そのうえで近時，都市農業についての見直しが進行している背景・構図をさぐるとともに，都市農業についての位置づけを考えてみたい。

a 都市農業についての評価

食料その他の農産物の供給機能とは別に，多面的機能としてあげられているのが，^{（注17）}国土の保全，水源のかん養，自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承等，である。都市農業も多かれ少なかれこうした多面的機能を発揮しているが，都市農業を特徴づける多面的機能は基本計画にみるとおり多様である。これを杉尾・^{（注18）}渡辺（2002）を参考に整理すれば以下のとおりとなる。

都市農地が存在していること自体からもたらされる機能

景観保全（開放性の発現），騒音防止・プライバシーの確保・心地よい音の発信（穂波），芳香の供給，温度・湿度の調節緩和（ヒートアイランド現象の緩和），災害に備えたオープンスペースの確保

都市農地で生産活動が行われることからもたらされる機能

（生産物を通して）新鮮で安全な農産物の供給，（農作業を通して）市民農園，学童農園等による「農」の営み体験，（物質循環を通して）生ごみ堆肥活用も含めた地域内循環

b 都市農業見直しの背景・構図

都市農業についての評価が大きく変化しつつあるのは，都市農業の持つ多様な多面的機能に都市住民等の目が向けられるようになってきたということであろう。多面的機能が議論の^{そじょう}俎上にのぼり，国民に認識されるようになったのは90年代に入ってから

のことである。都市農業が有する多面的機能自体は従前と変化はないわけであるが、都市環境の悪化、都市農地の絶対的減少も手伝って都市住民等の農業についての受けとめ方が変わってきたものである。

そもそも基本的に人間は長らくにわたって農村地域で生産と暮らしが一体化した生活を連綿として繰り返す中で、ここでの生活のしづり、感覚等を遺伝子レベルにまで刷り込み定着させてきた。それが近代化、工業化の流れの中で都市化がすすみ、農村から都市への大量の人口移動が進行することによって、様々の都市問題を発生させる一方で、農村の荒廃を招いてきた。すなわち狭小な住宅、通勤ラッシュ、排気ガス等空気汚染、職場でのストレス等々、都市での生活環境は悪化し、環境負荷を増大させてきた。

こうした中で都市における生産と暮らしは分離し、さらには食と農の分離等ももたらされた。換言すれば、本来的な生産と暮らしが一体となった人間の生活は分断されるとともに、地域コミュニティの維持も困難化した。都市住民はサラリーマン、賃金労働者になって「金」を獲得し、暮らしの多くの部分をも外部に依存せざるを得ないように追い込まれ、これを「金」によって何とか目先の調和をはかってきた。しかしながらこうして獲得してきた経済成長による物的豊かさや、都市化や近代化によってもたらされた都市文明についての根本的懷疑が頭をもたげ始め、本質的な豊かさとは何かを求める動きが顕在化しつつある。

そして「従来の経済成長主義が見落とし
てきた文化、さらには根本的な人間の原理
のようなものの見直しが求められている」^(注19)
といえる。こうした中に都市農業見直しの
気運も位置づけることができよう。もっと
言えば、遺伝子レベルに定着している調和
のとれた生産と暮らしへの志向が、生産偏
重、経済至上主義、都市化等によって暮ら
しの部分がないがしろにされ、もはや限界
に近づきつつあることから、あらためて暮
らし、特に「農的」暮らしについての志向
を強めバランスを回復しようとしていると
考えられるのである。

祖田（2000）はこれを、「人間的“生”
の場の形成とは、現代社会の要請する主要
な価値としての経済的価値、生態環境価値、
生活価値の3つを調和的に実現すること
である。また、その実現のためには生活世界
としての『地域』という場が最も適合的で
ある」^(注20)と表現しており、各価値の具体的な
内容として第3表を掲げている。まさに
「現代社会は経済価値、生態環境価値、生
活価値（社会的・文化的価値）を調和的に
追求すること、すなわち総合的価値の追求
を理念として共有する時代を迎えている」^(注21)
のである。すなわち人間が人間的に生き、
真の豊かさを享受しつつ生活していくため
には、経済的価値、生態環境価値、生活価
値の三つの価値を調和させ、バランスをと
って、総合的にかつ地域という場において
追求していくことが必要なのである。近代
化、都市化が進展する過程で経済的価値に
偏重し、生態環境価値、生活価値が軽視さ

第3表 地域における3側面(経済, 生態環境, 生活)の具体的な内容

経済	地域内の経済的資源賦存量とそれを利用した諸産業の生産活動水準,およびそれを支える諸施設とサービスの状況 農林漁業・商工業・サービス業等の実態,生産・販売高,所得(農業所得,農外所得ほか),効率性,総耕地面積,平均経営規模,労働力,後継者の有無,農法,情報入手手段(組織情報と情報機器・研修・視察),労働環境,物価水準,生産組織,流通組織,指導者,産・消提携組織,ため池,水利,交通手段(一般道路・農道・林道・鉄道・バス),都市までの距離,など
生態環境	人間の生産活動,生活行動の場となる地域の地理・気象・動植物相等の自然生態系の状況 地形,土壌,高度,気象,森林,河川,池,動植物(木・草・動物・昆虫・魚・微生物等),水環境(保水・貯水・湧水・水質・水量等),大気環境,四季の景観,など
生活	地域の人々の個人・家庭生活,社会生活の営み全体,およびそれを支える諸施設とサービスの状況
	個人・家庭生活 衣食住の内容,宅地の広さ,部屋の構造,買い物,健康管理,育児,教育,教養・研修,娯楽,余暇活動(趣味,グループ文化活動),生活の安全・安眠・安息,家族・親族の団らん
	社会生活 コミュニケーション(地域内での,都市との,国際的地域間,世代間,業種間等),伝統的行事,講,相互扶助,各種社会活動,宗教活動,共同作業(道普請,川さらえ等)町内会・集落の会合と運営,防犯・防火組織,各種情報確保
	施設等 教育機関(保育園,幼稚園,各レベルの学校)など

資料 祖田(2000)157頁

れ,その矛盾が最も顕著に噴出してきたのが都市なのである。

したがって,あらためて都市農業の位置づけを確認しておくことが重要とされる時代に入ったのであり,都市再生のためにも都市農業のあり方が問われているともいえるのである。

c 都市農業の位置づけ

農業は経済的価値としての農業生産を行い農産物を供給しながら,多面的機能を発揮しており,これは平地農業,中山間地農業,都市農業に共通している。とはいっても都市農業は先にみたとおり高度技術集約的農業や市民参画型農業が展開されているとともに,多面的機能も空地性,防災機能等を有しているなどの差異性をもつ。すなわち都市農業は生産者と消費者の距離がきわめて近く,混在化しているところに最大の特徴があり,その意味では小規模ながらもより直接的に消費者のニーズに対応した

農業生産,具体的には新鮮で安全な農産物を供給していくことが求められるとともに,生態環境価値,生活価値を都市住民,消費者に提供しつつ,農的空間と時間を共有していくことが期待されているのである。

ところで筆者は,わが国農業が小規模経営,高コスト農業として特徴づけられ,生産性が低く,国際競争力に乏しいものの,「豊富な地域性・多様性,きわめて水準の高い農業技術,高所得かつ安全・安心に敏感な大量の消費者の存在,都市と農村とのきわめて近い時間距離,里地・里山,棚田等のすぐれた景観,豊かな森と海,そして水の存在等,見方を変えれば豊富な農業資源を有している^(注22)」ことを強調してきた。「こうした実態をふまえればわが国農業がめざすべき方向性は,わが国の特徴を生かして集約的農業を発展させていくことであり,具体的には適地適作,多品種少量生産,地域複合経営,持続的循環型

農業を推進していく^(注23)ことになる。そして「これらをもとに策定されるべきグランドデザインは、地域資源の有効活用、とくに水田の畜産的活用、環境保全型農業による取組み、家畜福祉への配慮、広域流通から地場流通重視、直接支払い等による政策支援等がポイントになる^(注24)」としてきた。

こうした日本農業の位置づけからしてみると、都市農業が高度技術集約的で地域性ある農産物を生産し、地産地消を中心とした販売や市民農園等市民参画型農業によって生産者と消費者との交流に積極的に取り組んでいることからすれば、都市農業は日本農業のすすむべき方向性を既に先取りしてすすみつつあるといえることができる。

(注17) 農業基本法第3条。

(注18) 都市・農業共生空間研究会編著(2002)杉尾・渡辺「これからの国土・定住地域づくり」98～103頁。

(注19) 山口昌男「やさしい経済学——遊びと文化と経済」日本経済新聞05年5月13日付。

(注20) 祖田(2000)299頁。

(注21) 祖田(2000)153頁。

(注22) 薦谷(2004)7頁。

(注23)(注22)に同じ。

(注24)(注22)に同じ。

5 都市農業の課題

都市の再生のために都市農業の維持・振興が不可避であることが明らかになりつつある一方で、都市農業がその存続の危機にさらされようとしているのが現実であり、あらためて都市農業の実態をふまえて都市農業を維持していくための課題を明確にし

ておくことが必要である。

都市農業のすすむべき主な方向性について再度あらためて確認しておけば次のとおりとなる。

施設型農業をも含めた高度技術集約型農業

地域性を発揮した少量多品種生産

新鮮で安全・安心な農産物を供給していくための環境保全型農業への取組み

消費者との接近した場を生かしての地産地消

市民農園等による市民参画型農業による農的空間・時間の共有

こうした方向性をさらに強めていくにあたっては、先に見た都市農業の担い手等にかかる実態を今一度確認しておくことが不可欠になる。第一に、担い手は二極化する傾向にあり、施設投資も行いながら高度技術を駆使しての高付加価値型の集約的農業に取り組んでいる主業的農家、準主業的農家と、自給程度に農業を行い、市民農園等として貸与したり資産保有を主とした農地の活用をはかっている農家とに大別される。都市農業振興といった場合には主業的農家、準主業的農家が対象とされることになる。

第二に、所得面では主業的農家、準主業的農家、自給的農家等にかかわらず、いずれも農外所得に大きく依存した構造をもっている。自給的農家はもちろんのこと、主業的農家、準主業的農家の場合にも不動産賃貸料等によって農業所得をカバーし、安定的な収入を可能にしているのである。た

だし、「家の所得源として不動産経営が農業よりもはるかに重要な役割を果たしている家であっても、自らの職業を不動産経営業と考える人は極めて少ない。…労働時間という点では農業に従事することの方が不動産を管理するよりはるかに多く、所得上は逆転していてもあくまで農業を支える不動産経営なのであり、意識はそれに規定されている^(注25)」との後藤（2003）の指摘への留意が必要であろう。

都市農業の方向性に上にみた実態を重ね合わせてあらためて都市農業が抱える主な課題を整理すれば次のとおりとなろう。

- a 高度技術集約型農業を維持・発展させていくにふさわしい能力の高い人材と経営継続の安定性確保

主たる担い手としての後継者の確保にとどまらず、研究開発も含めた質の高い雇用労働力の確保が必要となる。都市には大学、試験研究機関が多く存在し、これらとの連携が比較的容易であるとともに、これら機関等を定年退職した後、その専門性を現場で生かしたいという人間の雇用も可能であろう。そして、何よりも経営継続を可能とするためには税制をも含めた支援が不可欠となる。

- b 市民参加型農業の持続・拡大が可能なシステムの導入

a が本格的な農産物供給のための農業生産とすれば、市民農園等は第一義的には都市住民がささやかながらも肉体労働によっ

て汗をかき、農的空間と時間の中で安らぎを感じ、「人間性を回復」させる場の提供であるといえる。両者のめざすところは全く異なっているものの、多面的機能を有し、都市空間の中に農的空間、緑地的空間をもたらしているという意味では共通である。

自給的農家等が提供する農的空間を維持していくことが、やはりこうした多面的機能を発揮していくための前提となる。このためには納税猶予制度等の支援が不可欠である。あわせて市民レベルで資金調達をして農地を確保するトラスト方式の導入なり、農業体験農園方式のように農家による技術支援をセットすることによって農業技術がともなわず耕作放棄される市民農園の発生を防止するとともに指導収入の安定的確保を可能とするようなシステムを導入・普及させていくことが必要である。

- c 地産地消の推進・都市住民と生産者との交流の場の確保

地産地消による売上は約2,000億円にのぼることが推定^(注26)されているとともに、農林水産省の調査でも産地直売所や農産加工場等は地場農産物の取扱い増加にきわめて強い意向を持っていることが明らかにされている^(注27)。また、同調査では地場農産物販売の効果として高い順に、消費者への安全・安心な農産物の提供、地域農業の活性化、地場農産物の販路の確保、消費者と生産者のコミュニケーション、が期待されていることが示されている。

主業的農家，準主業的農家に限らず自給的農家でも農産物の販売はあり得るわけであるが，都市農業は消費者との距離がきわめて近く地産地消を行っていく条件に恵まれており，大きなアドバンテージがそもそも与えられているのである。

そして上記の農林水産省調査にもあり，地産地消の交流をつうじて，さらには市民参加型農業によって，生産者と消費者とのコミュニケーションが形成され，食文化を含めた地域文化の発掘・共有，食農教育・環境教育等の場の確保，さらには家庭から排出される生ごみ等の堆肥や飼料による利用等をつうじての循環型社会の形成等にもつながり，地域活性化の原動力になることが期待されるのである。

こうした取組みがアイデアにとどまらず，具体的にワークしていくためにはリーダー，人材の存在が前提となる。そのためにも生産者側，消費者側ともに地域社会の一員として主体的に参画していくことが求められるとともに，そこでの農業を地域社会農業^(注28)としてとらえていくことができるような関係性を各々の地域で確立していくことが必要である。

(注25) 後藤(2003)46頁。

(注26) 日本農業新聞05年5月13日付。

(注27) 農林水産省大臣官房統計部「平成16年度農産物地産地消等実態調査結果の概要」05年5月10日公表。

(注28) 鳶谷(2004)161～167頁。

小 括

WTO体制の下で自由化・市場化が進行

し，特に価格競争が激化する中で，わが国は土地利用型の米を中心とした穀物生産については食料安全保障的観点から一定以上の食料自給率確保のために維持していくことが必要であるが，全体としては適地適作を基本に，地域資源を生かしての労働・技術集約型で少量多品種生産による農業が志向されるべきと考えられ，併行して消費者，都市住民の農業についての理解，そのためにも都市と農村の交流が必要である。

小規模経営ながら，こうした日本農業の方向性を実現していくにあたって最もその条件にめぐまれているのが都市農業であり，すでに走り始めてもいる。都市農業の維持は日本農業全体の発展にとって重要であるのみならず，都市住民にとって，さらには都市再生のためにも不可欠である。また，日本農業が曝されている危機から脱却をはかるには都市農業を活性化し，これを中山間地農業等へ波及させていくことがポイントの一つになるというのが本稿のモチーフであり，これを実態面で明らかにするとともに，今後の課題についても整理してきた。

都市農業を維持していく前提として農地を農地として承継させていくことが前提となり，このためには税制面からの支援が不可欠であるが，農業に使用されている農地についての相続税納税猶予制度等によって農地は守られても，現状，賃貸収入等による農外所得によって経営が維持されており，相続にともない農地を売却しなければ賃貸アパート等にかかる相続税の支払いが

困難な情勢に置かれている。もはやこれまでの農業サイドからだけの支援には限界があり、今後は都市農地が社会的共通資本であることを明確にし、都市政策の中に都市農業、都市農地をしっかりと位置づけたうえでの支援・措置が必要になると考える。したがって、あらためて都市政策と農地・農業の関係、また国家ビジョンの中での都市農業の位置づけについて整理していくことが次に検討すべき課題となるのである。

<参考文献>

- ・後藤光蔵（2003）『都市農地の市民的利用』日本経済評論社
- ・都市・農業共生空間研究会編著（2002）『これからの国土・定住地域圏づくり』鹿島出版会
- ・進士五十八（2003）『「農」の時代』学芸出版社
- ・祖田修（2000）『農学原論』岩波書店
- ・蔦谷栄一（2005）『日本農業のグランドデザイン』農山漁村文化協会
- ・宇沢弘文・薄井充裕・前田正尚編著（2003）『都市のルネッサンスを求めて——社会的共通資本としての都市1』東京大学出版会

（常務取締役 蔦谷栄一・つたやえいいち）



中山間地域の稲作農業

〔要 旨〕

- 1 稲作の構造改革が農政上の大きな課題になっているが、日本の稲作農家の多くは規模拡大が困難な中山間地域にあり、担い手が高齢化するなかで稲作の規模拡大は進んでいない。
- 2 「中山間地域」は、農林水産省が農業地域類型の区分を行った1990年農業センサス以降に広く使われるようになった用語であり、日本農業の約4割を占めている。中山間地域の農業・農村の特徴として零細性、高齢化、後継ぎ不足が指摘でき、中山間地域では耕作放棄地が増大している。
- 3 こうした中山間地域の稲作の実態と将来の展望を探るため、宮城県丸森町と熊本県小国町の2集落でアンケート調査を行った。両町とも典型的な中山間地域であり、自然環境には恵まれているが、人口減少と高齢化が進行している。
- 4 アンケート調査の結果によると、両集落の稲作の平均作付面積は0.5ha程度と零細であり、稲作の採算性については赤字であるという回答が多くあった。稲作農家は米価の低迷による稲作経営の悪化に対して農業機械を長持ちさせることで対応しているが、後継者不足もあり、今後、稲作農家戸数は減少を続ける見込みである。また、集落営農の可能性に対しては、否定的な回答が多くあった。
- 5 アンケート調査結果から予想すると、両集落の稲作農家戸数は10年後に6割程度になる見込みであるが、規模拡大を志向する農家はなく、稲作の担い手の育成が大きな課題になっている。また、高齢夫婦世帯がかなりあり、後継ぎも他出している家が多いため、集落の世帯数も減少する見込みである。
- 6 中山間地域の稲作を維持するためには、小規模農家の役割を再評価し、零細な農家も購入できるような安価な農業機械の開発・販売が期待される。また、経営安定対策の要件を緩やかなものとし、中山間地域等直接支払制度の充実が必要である。両町では、既に、市民農園、農産物直売所、グリーンツーリズムなどの取組みが行われているが、今後、都市と農村の交流をいっそう進めるべきであろう。

目 次

はじめに

1 中山間地域の農業と農家

(1) 「中山間地域」の概況

(2) 中山間地域の農業と農家の特徴

2 調査地の概況

(1) 宮城県丸森町

(2) 熊本県小国町

3 アンケート調査の結果

(1) アンケートの概要

(2) 調査結果

4 中山間地域の稲作の見通しと課題

(1) 減少を続ける稲作農家

(2) 稲作の担い手と集落営農

(3) 稲作の経営収支

(4) 世帯の構成と後継ぎ

(5) 今後の課題

はじめに

稲作は日本農業の根幹であり、日本の農家の約8割は稲作を行い、米は日本で自給できる唯一の穀物である。その稲作については、WTO交渉における農業保護削減や国境措置見直しの圧力のなかで、構造改革を進め足腰の強い経営体を育成することが農政の大きな課題となっており、既に稲作の構造改革をめざした米制度の改革が進められ、一部の地域では大規模稲作経営体が成長してきている。

しかし、日本の稲作は、農家戸数の減少と農業機械化の進展にもかかわらず、これまで零細な経営構造が維持されてきており、稲作付面積が1ha未満の零細な経営が大部分を占めている。また、日本の稲作農家の多くは経営規模拡大が困難な中山間地域にあり、これらの中山間地域の農家は経済的に不利な条件に置かれ、担い手の高齢化が進行するなかで農政が期待するような

規模拡大は遅々として進んでいない。

本稿は、こうした中山間地域の稲作について、その実態を宮城県と熊本県で行ったアンケート調査によって明らかにし、今後の見通しと課題について考えてみたい。

1 中山間地域の農業と農家

アンケート調査の結果を紹介する前に、中山間地域の農業と農家の特徴を農業センサス（2000年）のデータから概観しておく。

(1) 「中山間地域」の概況

「中山間地域」とは、農林水産省が農業地域類型の区分を行った1990年農業センサス以降に広く使われるようになった用語で^(注1)あり、都市的農業地域、平地農業地域、

中間農業地域、山間農業地域、の4つの農業地域類型のうちとを合わせた地域のことである（以下、都市的地域、平地地域、中間地域、山間地域と表す）。地域の区分は、主に林野率、耕地率、人口密度、耕

地傾斜度を基準としているが、その定義を概念図で示すと第1図の通りである。

日本全体の林野率が67%であり、中山間地域は林野率の高い(50%以上)市町村が対象になっているため、中山間地域とされる市町村の面積が国土面積全体に占める割合は約7割に達している。また、中山間地域は日本農業の約4割を占めており(耕地面積42%、農家数43%、農業産出額37%)、このうち山間地域は約1割(耕地面積11%、農家数13%、農業産出額8%)で、中間地域が約3割である。稲作についてみると、中山間地域の割合(販売農家)は、農家戸数42.1%(うち中間地域30.5%、山間地域11.6%)、作付面積34.9%(うち中間地域25.8%、山間地域9.1%)であり、その他の品目における中山間地域の割合(販売農家の飼養頭数、

栽培面積の割合)は、プロイラー73.3%、肉用牛50.3%、乳用牛(酪農)42.5%、果実49.0%で、野菜は31.8%である。

地方別にみると、中山間地域の割合が高いのは、中国(農家の67.6%、耕地の68.0%)、東山(同54.5%、52.8%)、四国(同52.1%、51.3%)、九州(同51.5%、45.9%)であり、逆に低いのは、北関東(同19.5%、15.3%)、南関東(同12.9%、8.7%)、東海(同33.2%、28.4%)である。

(注1)「中山間地域」という用語は既に1980年代から使われていたが、それ以前には「過疎問題」「山村問題」として取り上げられ、欧州では「条件不利地域(Less Favored Area)」と呼ばれている。

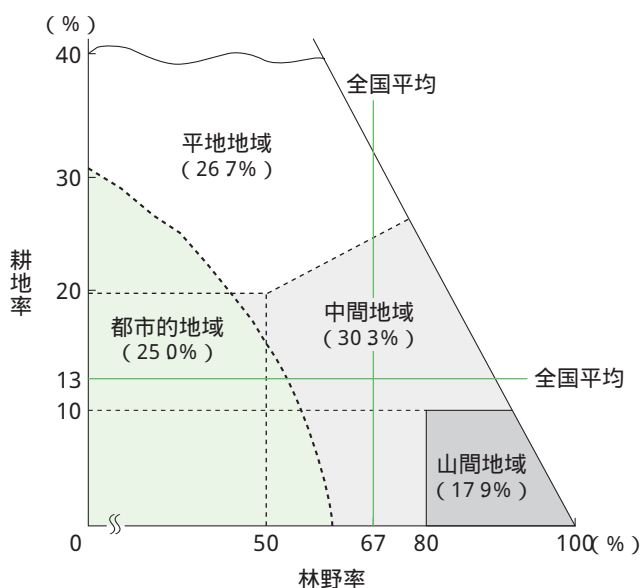
(2) 中山間地域の農業と農家の特徴

中山間地域の農業と農家の特徴を整理すると、以下の通りである。なお、北海道は他の都府県と比べて経営規模が大きく異質であるため、以下では都府県のデータ(主に2000年農業センサス)で説明する。

a 零細性・低生産性

中山間地域は、その定義から山林面積の割合が大きい地域である。したがって、農地を面的に拡大することが困難であり、農家の経営面積は零細である。また、農地が傾斜地にあり棚田になっているところも多く、1筆当たりの農地面積が小さく圃場整備率も低いため、大規模な機械が入りにくく圃場間の移動に時間がかかる。その結果、中山間地域の農業は生産性が低くコスト面で不利な条件に置かれている。

第1図 農業地域類型の定義(概念図)



資料 筆者作成

(注)1 ()内は、対象となる旧市町村数の割合(2000年)。
2 「都市的地域」の主な定義は、DID(人口集中地区)の面積が可住地の5%以上で、人口密度が500人/km²以上またはDID人口が2万人以上の市町村。

第1表 地域類型別の農家数・経営面積(都府県,全農家)

(単位 千戸, %, 千ha, ha/戸)

	都市的地域	平地地域	中間地域	山間地域	計
農家数(a) (構成比)	742 (24.3)	986 (32.3)	931 (30.5)	392 (12.9)	3,050 (100.0)
0.5ha未満の割合 5.0ha以上の割合	54.2 0.7	28.9 2.4	44.7 1.3	57.4 0.7	43.6 1.4
経営面積(b) (構成比)	527 (18.3)	1,271 (44.0)	825 (28.6)	264 (9.1)	2,887 (100.0)
1戸当たり面積(b/a)	0.71	1.29	0.89	0.67	0.95

資料 農業センサス(2000年)

(注) 「0.5ha未満」は自給的農家を含む。

農家数(都府県,全農家)に占める自給的農家(0.3ha未満かつ農産物販売額50万円未満)の割合は,山間地域が34.1%,中間地域が25.8%であり,平地地域の15.6%に比べて高い(都市的地域も33.5%と高い)。経営面積が0.5ha未満の農家(自給的農家を含む)の割合は,山間地域57.4%,中間地域44.7%であり,中山間地域の農家のほぼ半分は経営面積が0.5ha未満の零細農家である(第1表)。

一方,5ha以上の農家は,平地地域が23.8千戸で農家の2.4%を占めているが,中間地域は11.7千戸(1.3%),山間地域は2.8千戸(0.7%)と少なく,農林水産省がめざしているような経営規模が実現できている農家はごくわずかである。

b 高齢化の進行

日本全体で少子高齢化が進行しているが,農村部は都市部より高齢化がより進んでおり,65歳以上の割合(高齢化率)は,日本全体の平均が17.5%であるのに対し,農家世帯(都府県)は28.6%である(2000年)。

なかでも中山間地域の高齢化率は大きく,65歳以上の割合は,平地地域26.9%,都市的地域27.7%であるのに対して,中間地域29.9%,山間地域32.5%であり,75歳以上の割合は,平地地域は11.2%であるが,中間地域は12.4%,山間地域は13.6%である。一方,農家世帯員に占める14歳以下の割合は,平地地

域が13.4%であるのに対し,中間地域12.7%,山間地域12.4%と低い(日本の人口に占める14歳以下の割合は14.6%)(第2表)。

このように,中山間地域は他の地域よりも高齢化が進んでいるが,平地地域,都市的地域との差異は意外に小さい。ただし,これを地方別にみると高齢化がより深化している地域があり,例えば四国地方の山間地域の高齢化率は37.3%であり,中国地方は34.8%である。また,現在は2000年農業センサスから5年が経過しており,この5年間で高齢化がどの程度進行しているか2005年農業センサスの結果が注目される。

c 後継ぎの不足

農業の後継者不足が叫ばれて久しいが,農業センサスによると,農家(販売農家)

第2表 地域類型別の農家世帯員の構成(都府県,全農家)

(単位 千人, %)

	都市的地域	平地地域	中間地域	山間地域	計
世帯員数 (構成比)	3,296 (25.0)	4,486 (34.0)	3,859 (29.3)	1,536 (11.7)	13,177 (100.0)
世帯員割合					
14歳以下	12.4	13.4	12.7	12.4	12.9
65歳以上	27.7	26.9	29.9	32.5	28.6
75歳以上	11.8	11.2	12.4	13.6	12.0

資料 第1表に同じ

第3表 後継ぎの確保状況(都府県,販売農家)

(単位 %))

	都市的 地域	平地 地域	中間 地域	山間 地域	計
同居後継ぎがいる	64.7	60.8	53.3	49.3	58.1
別居後継ぎがいる	11.2	10.4	15.7	20.7	13.4
後継ぎなし	24.0	28.8	31.0	30.0	28.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 農業センサス(2000年)

(注) 「後継ぎなし」は100%から「いる」の割合を引いたもの。

の7割に後継ぎ(家の後継ぎであり農業の後継ぎではない)がいる。これを地域別にみると、後継ぎが確保されていない農家は、都市的地域24.0%、平地地域28.8%に対し、中間地域31.0%、山間地域30.0%と高い(第3表)。

また、同居後継ぎの割合は、都市的地域64.7%、平地地域60.8%であるのに対し、中間地域53.3%、山間地域49.3%と低く、中山間地域では、後継ぎと想定されている者も別居している場合が多い(中間地域15.7%、山間地域20.7%が別居)。これは、中山間地域では近隣に勤務先が乏しく、学校卒業時に他出することが多いためであり、これらの別居している後継ぎ(候補者)は、親の期待はあるものの、将来本当に家(故郷)に帰るかはわからない。また、別居して現在家の農業に全くかかわっていない場合は、退職後に故郷に帰ってきてても農業には従事しないかできない可能性もあると考えられる。

d 耕作放棄地の増大

以上のような零細性・低生産性、高齢化、後継ぎ不足のため、中山間地域では耕作放

棄地が増大している。

米の生産調整の拡大、輸入自由化に伴う畑作物の生産縮小、野菜輸入の増大、養蚕の衰退により、日本全体で耕地利用率が低下し耕作放棄地・不作付地が増大しているが、なかでも相対的に条件が不利である中山間地域における耕作放棄の増大が目立つ。2000年における耕作放棄地率^(注2)(都府県、全農家)は、平地地域4.2%、都市的地域6.3%であるのに対し、中間地域9.0%、山間地域9.9%となっている。

(注2) 耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積
÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

2 調査地の概況

今回、調査地として宮城県丸森町と熊本県小国町を選定したが、両町の概況は以下の通りである。

(1) 宮城県丸森町

丸森町は宮城県の最南端に位置し、福島県に接している。阿武隈山系のもとにあり、豊かな自然に恵まれ、町の中心を阿武隈川が流れている。仙台市から約40km、車で1時間程度の距離であるが、仙台まで通勤している人は少ない。すぐ北に角田市(人口3万4千人)があり、丸森町の農家の兼業先である工場が多くある。仙台市と福島市を結ぶ阿武隈急行(第三セクターの鉄道)が通っており、福島市にも1時間で行ける。

このように、丸森町は仙台市と福島市の

中間にあり、交通の便は悪くないものの、山林が多い典型的な中山間地域であり（林野率70.3%）、人口は1950年には3万人いたが、現在は1万8千人に減少している。高齢化が進行しており、65歳以上の割合は28.9%（2000年）で全国平均を大きく上回っている。町内には、小学校8校、中学校5校、高校1校があるが、少子化のなかで統合の話も出ているという。

町の製造業出荷額は327億円、商品販売額は73億円であり（00年）、農業の産出額は53.2億円である（01年）。農業産出額は90年には84.6億円あったが、10年間で約4割減少した。農業産出額を品目別にみると、米14.5億円、乳用牛（酪農）12.8億円、ブロイラー6.1億円、肉用牛3.7億円、野菜3.7億円であり、かつては養蚕が盛んであったが、現在ではすっかり衰退した。また、畜産や野菜の生産額も大きく減少している。農家戸数、農業就業人口の減少が続いており、00年の農家戸数は2,333戸で、20年前に比べ26%減少している。

丸森町の財政規模（歳出額）は78億円であり、歳入は地方交付税に多く依存している。角田市との合併の話が進められてきたが、住民投票で反対が多く、合併はしないことになった。

丸森町の農協は合併してJAみやぎ仙南となり、丸森町には現在5支店あるが、購買店舗は削減されてきた。

（2）熊本県小国町

小国町は熊本県の最北端にあり、大分県

と接している。阿蘇の外輪山の外側に位置しており、山林が78.2%を占め、林業が盛んな町である。大分県日田市から約30kmの距離にあり、福岡市にも高速バスで約3時間で行ける（熊本市には2時間半）。

人口は8.7千人であり、80年に比べ2割減少している。65歳以上の割合は28.9%（00年、04年では30.4%）と高い。町内には、小学校6校、中学校1校、高校1校あるが、少子化で生徒数が減少している。

町の産業は、かつては林業を核にしたものであったが、木材不況によって林業の生産額は大きく減少した。農業の産出額は28.3億円であり、野菜が11.8億円（ダイコン、ハウレンソウ等）で、酪農5.8億円、肉用牛5.5億円、米4.5億円である（01年）。酪農は、ジャージー牛を導入し差別化商品を販売している。米は品質のよい米が生産できるが、収量は少ない。また、棚田が多く、町の農地面積の6割が中山間地域等直接支払の対象になっている。農家戸数は854戸（00年）で、20年前に比べ27%減少している。

小国町は、町長のリーダーシップのもと活性化のための努力をしており、木造の体育館小国ドームなどのユニークな建造物やグリーンツーリズムの活動などで全国的に有名である。

町の財政規模は56億円であり、地方交付税への依存度が高い。隣接する南小国町（人口4.7千人）との合併話が進行していたが、南小国町の住民投票で否決された。

小国町の農協は合併してJA阿蘇（本所は阿蘇市）となり、小国町には小国郷営農セ

ンターと支所が1か所ある。

3 アンケート調査の結果

(1) アンケートの概要

a 調査の目的

本調査は、WTO農業交渉、米政策改革、担い手高齢化などの環境下における日本の稲作の現状と将来の見通しを探ることを目的に、東北と九州の2集落でアンケート調査を実施したものである。特に、稲作の担い手、農業機械の所有状況、後継ぎの確保状況、稲作の将来見通し、集落営農の可能性に調査の重点を置いた。

b 調査地・調査対象・回収率

以下の2集落の全世帯（非農家を含む）を対象とした。

- ・宮城県丸森町A集落 27戸（農家22戸，非農家5戸）
- ・熊本県小国町B集落 20戸（農家13戸，非農家7戸）

両集落とも、町の中心部からさほど遠くはないが、棚田が多く典型的な中山間地域であり、中山間地域等直接支払の対象になっている。

なお、対象とした世帯すべてからアンケートを回収したが（回収率100%）、一部の設問について無回答のものもあった。

c 調査実施時期

2004年12月。

また、05年4月に、調査対象農家の一部

を訪問し、追加ヒアリングを行った。

d 調査実施方法

本調査は（財）農村金融研究会及び東北大学大学院農学研究科と共同で実施したものである。また、調査にあたっては両町役場の協力を得ており、アンケートの配付、回収は町役場及び集落の代表者の協力により行われた。ご協力に感謝したい。

(2) 調査結果

以下の～は農家についての結果であり、のみ非農家の結果である。なお、以下では、「丸森町A集落」を「丸森」、「小国町B集落」を「小国」と略して表わす。

a 経営面積

経営面積0.5ha未満の農家が、丸森4戸（19.0%）、小国4戸（30.8%）、1ha未満の農家が、丸森11戸（52.3%）、小国9戸（69.3%）であり、両町の農家のほとんどは零細である（第4表）。平均経営面積は丸森1.11ha、小国0.79haであり、集落全体の耕地面積は丸森23.3ha、小国10.3haである。なお、丸森には2ha以上の農家が4戸（19.0%）あり、これらの農家は畑地を所有し飼料作物や野菜などを生産している。

b 稲作経営

稲作を行っている農家は丸森18戸、小国13戸であり、平均稲作付面積は丸森0.56ha、小国0.46haである（集落の合計は、丸森10.0ha、小国6.0ha）。稲の作付面積0.5ha未満

第4表 規模別の経営面積と稲作付面積

(単位 戸, %)

		丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
経営 面積	0.5ha未満	4	19.0	4	30.8
	0.5～1.0	7	33.3	5	38.5
	1.0～1.5	4	19.0	4	30.8
	1.5～2.0	2	9.5	0	0.0
	2.0～3.0	3	14.3	0	0.0
	3.0以上	1	4.8	0	0.0
	計	21	100.0	13	100.0
稲作 付面積	0.3ha未満	5	27.8	4	30.8
	0.3～0.5	5	27.8	3	23.1
	0.5～1.0	6	33.3	6	46.2
	1.0～1.5	2	11.1	0	0.0
	1.5以上	0	0.0	0	0.0
	計	18	100.0	13	100.0

資料 当アンケート調査結果 以下同じ

- (注) 1 丸森町A集落の農家戸数は22戸だが、1戸は経営面積無回答。
2 丸森町A集落のうち稲作農家は18戸、小国町B集落は全農家が稲作を行っている。

が、丸森10戸(55.6%)、小国7戸(53.9%)であり、0.3ha未満も3割近くある。また、1ha以上は丸森の2戸のみである(第4表)。

米の出荷量は、20俵未満が丸森5戸、小国5戸であり、40俵以上は丸森の7戸のみである。米以外では、丸森では野菜を販売している農家が8戸(インゲン、ニラ等)、養蚕農家が2戸あり、シイタケ、柿加工(干し柿)を行っている農家もある。小国では野菜を販売している農家が5戸、肉用牛繁殖が2戸あり、シイタケ、ゆずを生産している農家、酪農家もそれぞれ1戸ある。

c 稲作の採算性

稲作農家が自らの稲作の採算性をどう考えているかを聞いたところ、「勤労者並みの所得が得られる」とした農家はなく、「ある程度の所得が得られる」とした農家も小国の3戸のみであり、「助成金を含め

第5表 稲作の採算性

(単位 戸, %)

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
勤労者並み ある程度の所得が得られる	0	0.0	0	0.0
助成金を含めれば赤字でない	0	0.0	3	23.1
助成金を含めても赤字である	5	27.8	3	23.1
その他	10	55.6	6	46.2
	3	16.7	1	7.7
計	18	100.0	13	100.0

(注) 「その他」は無回答を含む。

れば赤字でない」が丸森5戸(27.8%)、小国3戸(23.1%)であった。一方、「助成金を含めても赤字である」と回答したものが丸森10戸(55.6%)、小国6戸(46.2%)あり、中山間地域の稲作経営は厳しい状況にあることがわかる(第5表)。

d 農業機械

農業機械の所有状況をみると、8割近い農家が乗用型トラクターを所有している。田植機を所有しているのは、丸森15戸(71.4%)、小国7戸(53.8%)であり、田植機を所有していない農家は、田植を委託しているか農機を借りている。丸森ではコンバインを所有している農家は9戸あるが、小国ではコンバイン所有農家はなく、バインダーの所有農家が10戸ある(第6表)。

第6表 農業機械の所有状況

(単位 戸, %)

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
乗用型トラクター	16	76.2	10	76.9
歩行型トラクター	9	42.9	2	15.4
田植機	15	71.4	7	53.8
コンバイン	9	42.9	0	0.0
バインダー	8	38.1	10	76.9
農家数	21	100.0	13	100.0

(注) A集落の1戸は無回答であるため集計から除外。

受委託についてみると、すべて自家労働で稲作を行っている農家は、丸森12戸、小国7戸であり、一部の作業を委託している農家は丸森7戸、小国6戸で、全作業を委託していると回答した稲作農家はなかった。

なお、今回の調査で驚いたことは、農業機械の使用期間の長さである。トラクターや田植機を20年以上使っている農家もあり、ヒアリングによると、年間数日しか使わないため使用後に整備すれば20年くらいは使用できるとの話であった。農家は、米価低迷による稲作経営の悪化に対して、農業機械を長持ちさせることで対応していると言えよう。

e 家族構成

丸森は4.2人、小国は3.3人であり、日本の農家の平均（4.4人）に比べて少ない。丸森は1人暮らしが1戸、2人が5戸で、2人以下が27.2%を占めており、小国では1人暮らしはいないものの、2人が5戸（38.5%）ある（第7表）。一方、3世代いる家は、丸森は11戸で半分を占めているが、

第7表 世帯員数

（単位 戸，％）

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
世帯員数 (人)				
1	1	4.5	0	0.0
2	5	22.7	5	38.5
3	3	13.6	4	30.8
4	4	18.2	1	7.7
5	2	9.1	1	7.7
6	4	18.2	2	15.4
7	3	13.6	0	0.0
計	22	100.0	13	100.0
平均	4.2	-	3.3	-

小国では3戸（23.1%）のみである。^{（注3）} また、子供の数も少なく、小国のB集落には小学生がいない。

f 後継ぎ

丸森では、後継ぎがいるのは15戸（68.2%）であり、そのうち後継ぎが同居している家が8戸、別居が7戸であり、別居のうち3戸は町内にいる。小国では後継ぎがいるとする農家は10戸（76.9%）あるものの、別居が6戸あり、しかもそのうち5戸が町外（4戸は県外）である（第8表）。また、後継ぎが家の農業とかかわっているのは丸森9戸、小国4戸であり、農業と全くかかわっていない後継ぎも多い。なお、後継ぎ（予定者）が45歳以上で独身である農家が、丸森2戸、小国3戸ある。

第8表 後継ぎ

（単位 戸，％）

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
いる	15	68.2	10	76.9
同居	8	36.4	4	30.8
別居	7	31.8	6	46.2
町内	3	13.6	1	7.7
町外	4	18.2	5	38.5
いない	3	13.6	2	15.4
その他	4	18.2	1	7.7
計	22	100.0	13	100.0

g 稲作の将来

10年後の稲作経営について聞いたところ、「規模拡大をする」と回答した農家は丸森、小国ともなかった。「自家労働で現状維持」が、丸森が7戸（38.9%）、小国6戸（46.2%）であり、「一部委託」が丸森6

第9表 10年後の稲作

(単位 戸, %)

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
やめている	4	22.2	3	23.1
全作業委託	1	5.6	3	23.1
一部委託	6	33.3	1	7.7
自家労働で現状維持	7	38.9	6	46.2
規模拡大	0	0.0	0	0.0
計	18	100.0	13	100.0

戸(33.3%), 小国1戸(7.7%)で、「全作業委託」が丸森1戸(5.6%), 小国3戸(23.1%)であった。一方、「やめている」が、丸森4戸(22.2%), 小国3戸(23.1%)であった(第9表)。

h 集落営農の可能性

集落営農については、「集落営農が必要で可能」という回答は、丸森2戸、小国1戸のみであり、「助成金が出れば可能」とする回答は、丸森6戸(28.6%), 小国3戸(23.1%)であった。一方、「集落営農は困難」とする回答が、丸森9戸(42.9%), 小国9戸(69.2%)であった(第10表)。

10年後の稲作を「現状維持」とする農家が4割程度いるため集落営農は困難と見ている農家が多くあり、特に小国では困難という回答が多かった。丸森では、中山間地

第10表 集落営農の可能性

(単位 戸, %)

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
進める必要があり可能	2	9.5	1	7.7
助成金が出れば可能	6	28.6	3	23.1
集落営農は困難	9	42.9	9	69.2
その他	4	19.0	0	0.0
計	21	100.0	13	100.0

(注) A集落の1戸は無回答であるため集計から除外。

域の助成金で機械を共同で購入したため「可能」とする回答が比較的多いという話を聞いた。

i 非農家

集落内の非農家は、丸森5戸、小国7戸である。小国の7戸はすべて農地を所有しており、高齢化、後継者難、農業機械投資の困難等により離農した元農家であるが、丸森の非農家5戸は農地を所有していない。

世帯員の構成をみると、丸森は2人が2戸で、いずれも高齢夫婦世帯であるが、丸森には3世代世帯も2戸ある。小国では世帯員1人が2戸、2人が3戸であり、うち4戸は高齢者世帯である(第11表)。

家の後継ぎについてみると、丸森は後継

第11表 非農家の世帯員数

(単位 戸, %)

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
世帯員数	1	0	2	28.6
(人)	2	50.0	3	42.9
	3	25.0	0	0.0
	4	25.0	0	0.0
	5	0.0	2	28.6
計	4	100.0	7	100.0

(注) A集落の1戸は無回答。

第12表 非農家の後継ぎ

(単位 戸, %)

	丸森町 A集落	割合	小国町 B集落	割合
いる	1	25.0	4	57.1
同居	0	0.0	1	14.3
別居	1	25.0	3	42.9
町内	1	25.0	0	0.0
町外	0	0.0	3	42.9
いない	1	25.0	3	42.9
その他	2	50.0	0	0.0
計	4	100.0	7	100.0

(注) 第11表に同じ。

ぎが「いる」が1戸、「いない」が1戸であり、小国は「いる」が4戸で、「いない」が3戸であった。ただし、小国の「いる」の4戸のうち3戸の後継ぎ（予定者）は町外で別居である（第12表）。

このように、非農家についても、世帯員が高齢化し後継ぎが別居している者が多く、一部は家としての維持が困難になる可能性がある。

（注3）3世代世帯の割合には東西格差があり、東北地方では現在も3世代世帯の割合が高いが、西日本では3世代世帯は少なく、東京では非常に少ない（後掲第13表参照）。

4 中山間地域の稲作の見通しと課題

以上、アンケート調査の結果を簡単に紹介したが、この調査から両集落の今後の見通しや中山間地域の稲作の課題についてまとめると、以下の通りである。

（1）減少を続ける稲作農家

アンケート調査によれば、「10年後に稲作をやめている」とする農家が、丸森4戸、小国3戸あり、「全作業委託」が、丸森1戸、小国3戸ある。両者を合わせると、丸森5戸（27.8%）、小国6戸（46.2%）であり、これらの農家はいずれ稲作から撤退していくと考えられる。それ以外の稲作農家（丸森13戸、小国7戸）は、今後10年間は一部の作業を委託しながらも稲作を継続すると回答している。

しかし、丸森で稲作を継続するとしてい

る13戸の中身をみると、「一部委託で継続する」と回答している6戸のうち、1戸は既に田植と稲刈を委託しており（稲作付面積は23a）、トラクターも7年前に購入したものであるため、本当に10年間継続できるかはわからない。また、後継ぎが独身でその次の世代がいない農家も2戸あり、これらの農家は10年は維持できるかもしれないが、その後は維持できなくなる可能性がある。また、「自家労働で現状維持」としている7戸のうち、稲作が赤字であると認識している農家が5戸もあり、これらの農家は農業機械の更新時に新しい機械を買わない可能性がある。

なお、丸森の農家で「稲作をやめる」と回答しているのは、後継ぎ（予定者）が農外で働いており、10年後にその後継ぎが農業にかかわらなくなっていると回答している農家が多い。一方、「現状維持」と回答している農家は3世代世帯が多いという特徴がみられる。

また、小国については、「一部委託」と回答した1戸は高齢夫婦世帯であり、この農家は現在県外で働いている後継ぎ（予定者）が10年後は稲作を行っているとは回答している。また、「現状維持」の6戸のうち、1戸は既に田植、稲刈を委託しており、2戸は後継ぎが45歳以上で独身であり、その次の世代がいない。

このように、10年後に「現状維持」とする農家も本当に稲作を継続できるか疑わしい農家もあり、稲作農家戸数は10年後に半減する可能性もある。また、その先になる

とさらに減少する可能性が高いと考えられる。

(2) 稲作の担い手と集落営農

一部委託も含めれば10年後に稲作農家は6割程度は残りそうであるが、問題はこの地域の稲作を誰が担うかであろう。アンケートによると、委託を希望する農家はいても、規模拡大を志向する農家は皆無である。

丸森についてみると、現在、60歳未満の農業専従者は一人いるが、現在はしいたけ栽培に専念しており、他の農家の稲作まで請け負う余力はない。結局、丸森では会社退職後に就農する人に期待するしかない状況である。一つの方向としては集落営農により対応するということが考えられ、集落営農が可能と回答している農家が8戸あるが、この集落では農地はそれほど団地化しておらず、集落営農が困難としている農家も9戸ある。

小国については、60歳未満の農業専従者が2人いるが、一人は酪農家、他の一人は女性であり、稲作の担い手は高齢者が中心である。小国町B集落の近隣集落には受託組織があり、その受託組織に委託する可能性はあるが、それができないとすると会社退職後の人に期待するしかないだろう。集落営農についても、可能性ありと回答している農家は4戸のみで、9戸は困難としている（困難と回答した農家は「10年後現状維持」が多い）。

このように、丸森、小国とも、委託希望はあるが、その受け皿がない状態であり、

今後耕作放棄地が増大する恐れがある。

(3) 稲作の経営収支

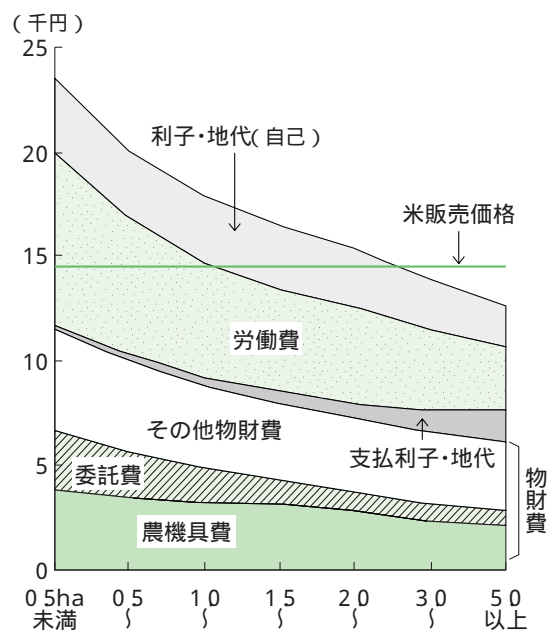
生産費調査（02年産）によれば、60kg当たりの生産費（全算入、都府県）は17,562円であり、農家にとって費用負担がない自己資本利子・自作地地代を除いた生産費（以下ではこの生産費を使用）は14,615円である。一方、60kg当たりの粗収益（米販売価格）は14,455円で生産費をやや下回る程度であり、1日当たりの所得は10,829円である。

しかし、作付面積0.5ha未満の生産費（60kg当たり）は20,027円であり、米販売価格を大きく上回っている。ただし、物財費は11,938円であり、農家は中小企業並みの賃金を得られないものの、この水準でも10a当たり16,227円、1日当たり2,766円の所得が得られ、助成金を加えると、10a当たり25,590円、1日当たり4,591円（時給にすると574円）が得られる（第2図）。

とはいえ、0.5haの稲作で得られる所得は12万8千円に過ぎず（調査対象集落の平均は0.5ha程度）、農家の多くが「稲作は赤字」と回答しているのはこうした費用構造のためである。農家はそれでも農業機械をなるべく長期間使うことでこれまで稲作を継続してきたが、今後農業機械の更新ができない可能性もある。

また、中山間地域等直接支払の額は最大で10a当たり2万1千円であり、0.5haで10万5千円になるが、そのうち農家の所得になるのは半分程度である。現在の稲作の所得構造からすればこれでも多少の効果は

第2図 作付規模別米生産費
(60kg当たり,2002年産,都府県)



資料 農林水産省「米生産費統計」

(注) 「利子・地代(自己)」は自己資本利子・自作地地代。

あるものの、農家所得の改善効果はわずかなものである。

(4) 世帯の構成と後継ぎ

丸森町 A 集落 (農家 22 戸, 非農家 5 戸)

では 3 世代世帯が 12 戸

(農家 11 戸, 非農家 1 戸)

で 46.2% を占めている

が、一方、単独世帯が 1 戸、高齢夫婦世帯が 3 戸あり、また後継ぎがいない家 (不明も含む) も 8 戸ある。

小国町 B 集落 (農家 13 戸, 非農家 7 戸) は、3 世代世帯が 5 戸 (25.0%) のみであり、

高齢単独世帯が 1 戸、高齢夫婦世帯が 5 戸 (農家 3 戸, 非農家 2 戸) ある。また、後継ぎ (予定者) が独身でその次の世代が確保されていない家もある。

こうした世帯員の構成や後継ぎの確保状況をみると、稲作農家戸数ほど急速ではないものの、A 集落 (丸森), B 集落 (小国) とも今後世帯数が減少することが予想される。ただし、集落として維持できなくなるほどの減少率ではなく、その間に、新たに他の地域から移住するか、子供か孫が戻ってくる可能性はあろう。

なお、国勢調査のデータと今回の調査で明らかになった世帯構成を比較すると第 13 表の通りであり、両集落とも全国平均に比べ高齢夫婦世帯が多く、3 世代世帯も多い。ただし、東京における高齢単独世帯の多さも指摘でき、高齢者問題は農村だけの問題ではないことがわかる。

また、かつて農村の嫁不足が盛んに叫ばれ、両集落とも 40 歳以上の独身者が目立つ

第 13 表 世帯の種類別割合

(単位 %)

	単独世帯	うち 高齢単独	核家族	うち 高齢夫婦	3 世代	その他	計
全国	27.6	6.5	58.4	7.8	10.1	3.9	100.0
仙台市	39.0	4.2	51.4	5.8	6.5	3.1	100.0
丸森町	11.5	6.5	42.2	9.5	37.2	9.0	100.0
熊本市	33.2	6.9	56.5	7.5	6.6	3.7	100.0
小国町	23.7	10.2	46.2	11.7	21.8	8.3	100.0
東京都	40.9	7.2	52.2	6.7	3.6	3.4	100.0
丸森町 A 集落	3.8	0.0	38.5	11.5	46.2	11.5	100.0
小国町 B 集落	10.0	5.0	55.0	25.0	25.0	10.0	100.0

資料 「国勢調査(2000年)」, A 集落, B 集落は本調査

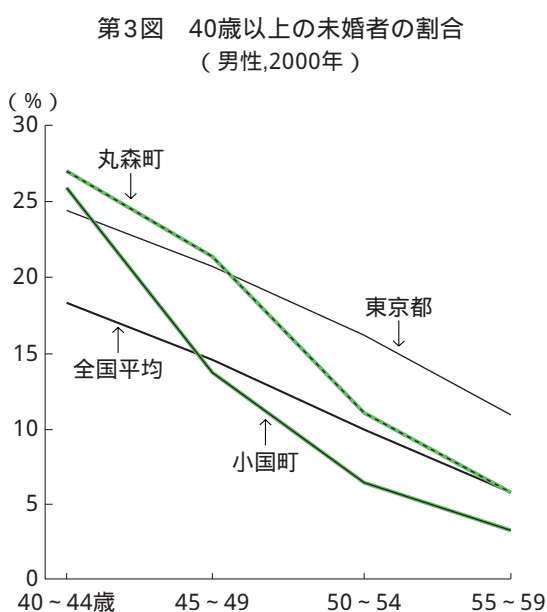
(注) 1 「高齢単独」とは 65 歳以上の単独世帯。

2 「核家族」とは「夫婦(片親を含む)+子」の世帯で夫婦のみを含む。

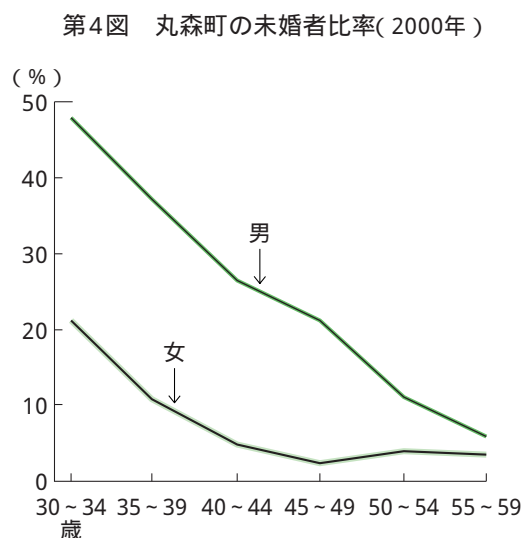
3 「高齢夫婦」とは夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦のみの世帯。

4 「3 世代」とは「世帯主を中心とした直系 3 世代以上の世帯」。

が、こうした晩婚化、非婚化は農村だけではない全国的な現象であり、農村よりも都市部（特に東京）でより進行している（第3図）。この背景には、女性の社会的地位向上とともに、男女間の地域的な不均衡があると考えられ、少子高齢化問題に関連する重要な問題であるが、本稿ではその指摘



資料「国勢調査」



資料「国勢調査」

にとどめておく（第4図）。

(5) 今後の課題

以上みたように、中山間地域の稲作経営は困難な状況にあり、なかなか明るい展望を描けない状況にある。中山間地域等直接支払についても、一定の効果はあり農家からは歓迎されているものの、所得的に十分な水準ではない。また、両集落とも、稲作経営の規模拡大を志向する中核的な担い手がおらず、集落営農についても現在は展望が開けていない。

こうした中山間地域問題は、農業の問題にとどまらず、高齢者問題、少子化問題等社会的な問題であり、総合的に対応する必要があるが、農業政策として考えられる対策としては、以下のようなものがある。

a 小規模農家の再評価

農政は、これまでコスト削減のための規模拡大を一貫して進め、現在もその路線を採用し稲作においても構造改革を進めようとしている。これは一面ではやむを得ず必要な政策であると考えられるが、一方で、地域社会の維持のため小規模農業の価値を再評価すべきであろう。地域農業の担い手として、兼業農家、定年帰農、生きがい農業を守り育てる政策を進め、都市からの参入も前向きに考えていくべきであろう。

b 安価な農業機械の開発・普及

日本の農業機械は、これまで経営規模拡大に対応して高性能化、高額化が進められ

てきたが、中山間地域の小規模稲作経営にとっては高価なものになってしまった。本調査の対象集落のような0.5ha程度の稲作では、高性能の農業機械は必要ないし購入できない。農機メーカーは、こうした中山間地域の農家を対象とした安価な農業機械を開発・販売していくべきであり、政策的にそれを支援する仕組みが必要である。

c 経営安定対策の要件の弾力化

現在進められようとしている経営安定対策（直接支払い）では、大規模経営を対象とした制度が検討されており、集落営農も対象となる見込みであるものの、対象となる条件（「担い手」要件）が厳しすぎるものになる可能性がある。本調査の対象集落をみても、集落営農の法人化、経理の共通化などはかなり難しいと考えられる。中山間地域の小規模農家も視野に入れ当面の担い手支援に焦点をあてるべきであり、経営安定対策の要件を弾力的にし、受託組織も対象に含めるなど農村の現実に適合した制度にするべきであろう。

d 中山間地域等直接支払制度の充実

現在の10aあたり2万1千円では、集落の維持、活性化には役立っているが、稲作経営の維持、農家の所得確保としては不足

している。農家がこうした中山間地域で十分な所得を確保し生活を維持できる条件を整備していく必要がある。そのためには、地域の条件によって支払い金額の格差をより大きくしてもよいと思われる。

e 都市と農村の交流の促進

農業・農村の活性化のためには、都市住民に農村のよい面を知らせ農業・農村に対する理解を促進する必要がある。既に、丸森町も小国町も、市民農園、農産物直売所、グリーンツーリズムなどの取組みを行っており、小国町では地域通貨の実験事業も行っている。両町とも、現在の取組みは消費者、都市住民に評判がよく、丸森町の市民農園は申し込みが多くあり、農産物直売所も活況を呈し出荷者である高齢者の生きがいになっているという。こうした活動の中で都市と農村との新たな交流も生まれ、都市からの移住者も出てくるであろうし、他出した後継ぎも戻ってくるであろう。ただし、現在の取組みは行政主導であり、現地を訪問してみると、やや財政資金を投じすぎているという印象を持った。もう少し安上がりな取組みは可能であり、一点豪華主義ではなく事業を面的に拡大する必要がある。

（主任研究員 清水徹朗・しみずてつろう）



内からのエール

新しい食料・農業・農村基本計画が決定されたが、経営安定対策、農業環境・資源保全政策、担い手、農地制度等の主要課題に加えて、食料自給率の取り扱いが論点となり様々な議論が交わされた。とりわけ集落営農を含む地域実態に即した担い手を経営安定対策の対象に加えるかどうかで激しい議論が展開された。

農地の有効利用については、担い手への農地の利用集積を推進するとともに株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区を全国展開するとされ、新たな広がり期待される。株式会社の農地取得は次の課題とされたが、転用規制、耕作義務規制を極めて厳格に運用することを前提とすれば、株式会社の農地取得も検討されている。これだけの耕作放棄地・休耕田があり、農業生産に活用されていない実態が現にある以上、ルールを作りながらあらゆる者にチャンスを与えることは検討されて然るべきである。

JAグループは、系統離れした農業法人や農外からの新規参入者に敵対的であると言われたりすることもあったが、むしろ先進的な優れた経営手法、ビジネスモデルは大いに学ぶべきだし、共存する可能性も追求できる。農産物・食品の輸出の促進を掲げていることも時宜を得ている。財界の人たちも、我が国農業者のたゆまぬ努力の賜物である高品質の農産物・食品が国際競争に勝てることに注目しており、農業者はもっと自信を持ちたい。

いずれにしても様々な立場から様々な議論がなされ、ほぼ漏れなく重点実施事項が盛り込まれ新計画はスタートした。一日も早く実施計画が策定され、実行に着手されることが期待される。やや乱暴な言い方をすれば、サイは投げられたのだ。

その中で、私の関心事はただ一つ。「新農業改革へ最後のチャンス」と言われる中で、JAグループが自らの存立を賭けてこの構造改革に主体的に関わりたいということである。まずやることは、先の担い手対策についてである。大口の専業農家とともに、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる者も担い手と位置付けられた。パラマキ政策が温存された等の批判があるが農業・農村の実態を知らない的外れな議論である。日本の農業、とりわけ水田農業は兼業農家を含む集落農業がないと成り立たない。稲作にとって水の管理は極めて

重要であり、特定の担い手だけでの営農維持は困難であるし、特定の担い手だけでの地域コミュニティや地域文化の維持は難しい。ＪＡは生産者、組合員と対話に対話を重ね地域の水田農業の将来像を描き、地域の担い手育成に向け農地の利用集積、集落営農の推進、法人化育成、新規参入者受け入れ等の課題を、その本来機能発揮のために存在意義をかけて推進、実践する時である。これをやり遂げないとＪＡグループは世の支持を得られないであろう。

全然別の観点の話だが、行政は農業法人を重要な担い手と位置付け、期待している。生産技術を向上させ、品種改良もしながら優れた農産物を作り、自ら販路を切り拓き、立派な成績をあげている法人は沢山ある。舌の肥えた安全・安心を求める購買力のある消費者が増えていることが背景にある。これ自体大変素晴らしいことであるが、ＪＡには出来ないのであろうか？もともとＪＡで育ったが飽き足らず飛び出し自立したケースも多い。精魂込めた農産物を少しでも有利に売りたい時、今のＪＡの販売事業に満足しないことは分かる気もする。「平等から公平へ」ということかも知れない。努力した者は報われる、という当たり前のことを事業の仕組みとして組み立てないと、やる気のある出来る農家がＪＡ離れを起こし、ＪＡの組織、営業の基盤そのものが弱体化することを懸念する。

ＪＡには米に限らず、野菜、果物、花卉、畜産等各種の生産部会がある。広域合併が進みＪＡの顔が見えなくなった、効率化で営農指導や技術指導員が削減されるという状況の中でこの部会の果たす役割は極めて大きい。共通のニーズと願いを叶えるため部会に結集し切磋琢磨し、先進例を勉強し、より良い農産物を生産しより高く売りたい、ある意味では協同組合の原点がここにある。ＪＡは消費者の好みの変化、物流の変化等世の中の動きを敏感に感じながら、販売先の確保等サポート体制を強化する。スーパー、量販店、外食産業等需要者側としては、品質と量が安定的に確保されれば仕入先としてＪＡ、農業法人を問わない。ＪＡには出来ないのであろうか、などと書いたが、全国のＪＡの中にも優れた事例がいくらかもある。やる気と工夫と仕掛けでもって、販売事業はまだまだ伸張の余地があると見る。

ＪＡグループに期待されることのほんの一部に触れたに過ぎないが、要は農業の生産の現場が元気であることが何より重要であり、その元気を維持、発展させる役割はＪＡにしか出来ない。残念な事件もあって、世の中のＪＡグループを見る目は殊のほか厳しいが、落ち込んだり立ち止まったりすることは許されない。来年秋には早くも次のＪＡ大会が待っている。改革を断行しながら、新たな課題への挑戦が切に望まれる。

((株)農林中金総合研究所代表取締役社長 大多和巖・おおたわいわお)

日本の農林水産物輸出促進の動き

——競争力強化をねらう「攻め」への方向転換——

〔要 旨〕

- 1 日本は農林水産物等の輸出額を「5年で倍増」する目標を掲げている。海外市場の開拓，輸出志向の産地・流通体制作り等を含む輸出促進の総合的支援体制の確立は，農林水産省主導の下で地方自治体，生産者団体，民間団体，企業等を巻き込んだ官民一体の体制でスタートし，2004年と05年度の関連予算概算はともに前年に比べて大幅に増加した。
- 2 今回の輸出促進につながった背景は少なくとも3つ考えられる。2 国間や地域間の自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）締結の促進というニーズがあること，アジアでは中間所得層の増加に伴い高級輸入食材の需要が拡大していること，日本の農林水産物等は「高価，高品質，安全，健康，カッコよい」というイメージがアジアに受け止められていること，である。
- 3 この2年，日本農林水産物等の輸出はアジア向けを中心に既に拡大の傾向を見せている。その結果，農林水産物等輸出のアジアへの依存度は04年に76％に上がり，とりわけ中華圏（香港，台湾，中国大陸）への依存が高い。日本の高級品への需要だけではなく，水産物や木材等原料型農林水産物への需要も高まっている。
- 4 農林水産物等の輸出促進は，これらの産業に携わる人々に自信，勇気と活力をもたらし，これら産業の活性化ないし地域経済の復活に役立つ。また，需給調整を通して国内市場価格の低下を防ぐ市況対策効果がある。これらは既に，水産物やリンゴ，ナシ，エノキ，長イモ等の輸出に見られている。
- 5 「5年で倍増」という目標の達成には，国内価格と輸出価格の引下げによる価格競争力の向上も求められる。いわば，輸出という「攻め」の方法を通して，高コストの国内農業から競争力の強い農業に転換して，農業を「守っていく」ことが求められる。

目 次

はじめに

1 農林水産物の輸出促進について

(1) 行政主導の下で東アジアを中心に
急展開した輸出促進の動き

(2) 急増した輸出促進予算による
強力なサポート体制

2 農林水産物輸出促進が行われた背景

(1) FTAやEPA交渉の促進と活用

(2) アジア経済成長と中間所得層の拡大

(3) 日本の食材に対する高い評価

3 農林水産物の輸出状況

(1) 緩やかな拡大傾向

(2) アジア・中華圏への依存

(3) 主要輸出農林水産物

(4) 輸出促進の事例——二十世紀ナシの

輸出とJA全農鳥取の取り組み

4 農林水産物輸出促進の役割

結びに代えて

はじめに

日本は農林水産物・食品の輸出拡大に向けて本格的に動き出した。官民共同の「農林水産物等輸出促進全国協議会」(会長・木村尚三郎東大名誉教授)が、2005年4月27日に設置され、農林水産物・食品の輸出額を09年までに「5年で倍増」する目標が掲げられた。

世界をみると、農業は工業と同様に先進国ほどトータルの競争力が高い構造になっている。農業が競争力を持つには労働コストだけではなく、品種改良や流通体制の整備、市場開拓などの能力が求められ、これらにはいずれも強い技術力と資金力が必要となるためである。日本では、品種改良の技術や生産技術が優れている上に強力な資金力があるため、高品質で安全性の高い農産物が生産されている。日本はこうした農業の競争力に気付いて、輸入品に押されて

いるばかりという暗い雰囲気を払拭し、輸出という「攻め」の試みを図るようになった。

こうした日本農業の輸出促進の動きは実は03年から始まったが、03年からどういう対策がとられてきたのか。近年農林水産物等の輸出がどういう動きをしているのか。5年で倍増する目標の達成に向けてどういう取り組みが図られるのか。本稿ではこれらの問題を検討してみることとしたい。

1 農林水産物の 輸出促進について

(1) 行政主導の下で東アジアを中心に 急展開した輸出促進の動き

日本では03年から、競争力の強い農業をめざす様々な動きがはっきりと現れるようになったが、その代表的な動きの一つは、日本農林水産物等の輸出促進という「攻め」への政策転換だと言える。この動きは、地

方先行の形で進められ、03年5月に鳥取県知事の音頭の下で、「農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会」が発足し、その会員は05年3月時点で42道府県まで増加してきている。

それに続いて、農林水産物等の輸出に向けた総合的支援体制が農林水産省主導の下で本格的に作られるようになった。^(注1)この総合的支援体制は、海外市場の調査、海外ニーズにも対応する産地の体制整備など日本農林水産物の輸出機会の拡大につながる各種の措置を含み、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）を窓口に、地方公共団体、生産者団体、民間団体によって実施される。03年7月に専門家らによる「日本食品海外市場開拓委員会」がジェトロによって設けられ、同委員会はジェトロに対して、ジェトロが行う海外市場調査や国際見本市への参加などの海外市場開拓事業に関する行動計画の作成と実施、海外市場開拓に当たっての課題を克服する方策などについて指導、助言を行ってきた。

具体的には、同委員会の下に、コメ、生鮮果実、野菜、畜産物、水産物、林産物の各産品ごとの調査チームが置かれ、これらのチームは、上海、北京、香港、台北、シンガポール、ソウル、タイ、マレーシアなど近年所得向上が著しい東アジア市場を中心に、対象市場の輸入関連制度、流通規制などの制度調査及びマーケティング調査などを実施した。

綿密な調査に基づいて、東アジアの中で比較的所得の高い国・地域として香港、台

湾、シンガポール、韓国についてパッケージ化した戦略が策定された。さらに、経済が順調に伸び、日本食ブームも盛り上がってきている中国、タイ、マレーシア、その他のASEAN諸国と東アジア以外で日本食品等の大市場である北米と欧州についても戦略が策定された。

また、ジェトロは、同委員会の指導と助言の下で、輸出志向のある生産者等で構成する海外市場開拓ミッションの派遣や、海外の見本市への参加、または日本食品フェアの開催等普及と販売促進活動を数多く実施し、しかも数多くの商談と成約の成果を上げた。たとえば、04年9月の上海中国国際食品・飲料展（FHC2004）、04年11月のソウル米と発酵食品博覧会（RICEXPO 2004）、04年11月の第2回中国国際農産品交易会などに日本ブースを出展し、04年12月にバンコクでタイ日本食品フェア（Japan Food Fair 2004）、05年3月にロンドンで日本食品フェアを開催した。成約件数について、上海は04年11月時点で63件、ソウルは04年11月時点で31件、タイは04年12月時点で413件となっている。

同委員会は約2年間の綿密な調査・審議を踏まえ、05年4月に提言という形で、日本農林水産物等の海外市場開拓事業に関する基本戦略を策定してその役割を終えた。その提言を受けた形で、冒頭で述べた官民共同の「農林水産物等輸出促進全国協議会」が05年4月27日に設置され、事務局は農林水産省大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室に置くこととされた。同協議会は、農林

第1表 我が国農林水産物等の輸出促進基本戦略
(農林水産物等輸出促進全国協議会)

1 販路の創出・拡大
情報の収集と共有 十分なマーケティングによる販路の創出・拡大 日本ブランドの海外発信 日本への海外旅行者等に対する日本食・食品の浸透 製造業・物流産業など他産業との連携
2 輸出阻害要因の是正
・EPA交渉等の場において、輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていく。
3 知的財産権・ブランド保護
・ブランドの保護に努めると同時に、アジア諸国に対して新品種の育成者権保護のための体制整備を求めていく。
4 輸出志向の生産・流通体制の確立
・輸出先の市場ニーズや基準・規格に合った生産、他国産との差別化が可能な生産体制の構築 ・輸出向けの包装、鮮度保持システム、流通手段の共有化や輸出用流通ルートの開発等の流通体制の整備 ・高品質化、低コスト化のため、生産・流通技術や新品種の導入等の技術開発に取り組む。

資料 農林水産省ホームページ

水産，経済産業，外務各省のほか，地方自治体，農協，ジェトロ，経団連，食品メーカー等官民多方面が参加している。同協議会が掲げる「我が国農林水産物等の輸出促進基本戦略」(第1表)は販路の創出・拡大，輸出阻害要因の是正，知的財産権・ブランド保護，輸出志向の生産・流通体制の確立等を含み，まさに政府の全面的サポートの下で，官民一体となって総合的な取組みによって輸出の拡大を図っていく姿勢である。この基本戦略は，上述の「日本食品海外市場開拓委員会」が策定した基本戦略から引き継がれたところが多い。

そのほかに，日本政府（外務省，農林水産省，経済産業省）とジェトロによる「中小企業等の輸出に関する海外市場アクセス政府レベル支援制度」は，04年3月に開始された。この支援制度の主旨は，個別事業者等が輸出に当たって外国政府から不当な取り扱いを受け，輸出の機会を失っている場合に，問題解決に向け日本政府が外国政府に対して照会または改善要望を行うことである。

(注1) 同省内の輸出促進室は2004年4月に正式に立ち上げられた。

(2) 急増した輸出促進予算による強力なサポート体制

この政府主導の総合的輸出支援体制を確立するために，04年度の農林水産省の予算概算は8億400万円と，03年度の4,700万円から一気に約17倍にも増大した(第2表)。04年度の農林水産省の予算概算の内訳は以下ようになる。

まず，農林水産物・食品の輸出機会を拡

第2表 農林水産物・食品の輸出促進に向けた総合的支援体制の確立
(農林水産省国際部の重点分野と扱う予算概算)

(単位 百万円)

展開事業	目的	2004年度 予算概算	03年度 予算
農林水産物貿易円滑化推進事業・国産農林水産物海外普及事業・日本産ブランド輸出促進事業	日本の農林水産物・食品の輸出機会の拡大	350	47
輸出促進型コメ消費拡大事業	売れるコメ作りに向けた海外でのコメ消費拡大	104	0
ブランド・ニッポン農産物販路拡大支援事業	国内外のニーズに対応した生産体制の強化	350	0
合 計		804	47

資料 農林水産省国際部ホームページ

http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/yusyutu/yosan/h16yosan_kettei.pdf

第3表 2005年度農林水産物輸出促進関連予算の継続・新規・拡充部分

(単位 百万円)

展開事業			目的	2005年度 予算概算	04年度 予算
継続 部分	(1)	農林水産物貿易円滑化推進事業	相手国の貿易制度や市場動向等、海外の貿易情報を収集するとともに、我が国生産者等の輸出志向を醸成するためのセミナーを開催し、収集した情報の提供等により、生産者等が輸出しやすい環境を整備する。さらに、有識者による、日本の農林水産物・食品の多様な輸出事例の調査・分析・検討を行う。	41	41
	(2)	国産農林水産物海外普及事業	輸出志向のある生産者等が着実に輸出への取組みを現実化できるよう、海外市場開拓ミッションの派遣、目標とする市場における商品の普及状況に合わせた日本の農林水産物・食品の輸出促進に資するPR活動等を行う。さらに、海外への販売について豊富なノウハウを有している輸出会社と有望な商品の生産者等がプロジェクトを形成し、商品ごとの新規輸出開拓事例を構築	167	208
	(3)	輸出検疫対象重要病害虫対策費のうち果実害虫処理技術確立費	国の植物防疫組織において、輸出相手国が要求する検疫病害虫の殺虫技術の開発等、輸出検疫条件の整備を実施	6	6
	(4)	輸出検疫対象重要病害虫対策費のうち高度検疫条件対策費	国の植物防疫組織における検査旅費、病害虫を精密に検定するための備品(生物顕微鏡、実態顕微鏡、インキュベータなど病菌を分離するための備品等)費。輸出植物の栽培地検査を補助するための植物防疫官等の旅費手当等	14	14
	(5)	きのこ類等特用林産物消費・流通支援事業のうちきのこ類等消費・流通支援事業	消費者の品質・安全性等への評価を反映した産地づくりに資するため、消費者と生産者とのネットワークの構築を図る全国レベルでのフェアを開催するとともに、乾シイタケの輸出促進を図るため、現地における需給動向の調査・分析等を実施	1	1
	(6)	木材総合情報整備促進事業のうち木材輸出可能性調査事業	我が国で生産・加工される木材について、諸外国の住宅の建設動向、消費者ニーズ等を踏まえ、その利用可能性について調査・分析等を実施	8	8
	(7)	水産物安全・安心促進強化事業のうち安全・安心水産物輸出促進調査事業	新市場開拓のための現地ニーズ調査を実施するとともに、輸出対象国における衛生基準等に関する規制に対応するため、当該輸出対象国への輸出認定を受けている他国の加工施設等の現地調査や政府担当官等の招聘による施設改善対策等を実施	15	16
新規・ 拡充 部分	(1)	農林水産物海外販路確立対策事業	現地高級百貨店等における通年型の販売活動、現地料理店等を活用したPR活動、商品ごとの生産者と商社の間等の連携による多様な輸出事例の定着化、輸送コストの低減に向けた流通ルートの共同化等を支援	273	0
	(2)	地域産品輸出促進対策	農林水産物・食品の輸出の拡大に向けて、地域レベルにおける取組みの活性化を図るため、国産の高品質な産品を生産する生産者等が行う、展示・商談会、テスト輸出等の輸出促進活動を支援	強い農業づくり交付金470億900万円の内数	0
	(3)	売れる米づくり等推進米消費拡大事業のうち輸出促進型米消費拡大事業	売れる米づくり推進のために生産者団体が主体的に実施する、日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さを織り込んだ日本米の紹介等の販売促進活動を支援	121	104
	(4)	地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業のうち食品産業と生産者の連携強化のための技術開発	地域における食品産業の活性化のため、産学官連携を通じ、民間企業等による国産農産物の機能性を利用した加工食品の創出、食品の輸出のための技術開発等を支援	3億7500万円の内数	0
	(5)	食料産業クラスター推進事業のうち食料産業クラスター促進技術対策費	地域における産業二・ズ・技術シ・ズを有する者の連携による食品産業分野の共同研究開発促進のための場づくりや、技術開発成果の知的財産化等のための人材育成を実施	7200万円の内数	5700万円の内数
	(6)	重要病害虫特別防除等対策	輸出相手国が、病害虫が我が国に発生していることを理由に、農産物の輸入を禁止している場合があり、この農産物の輸入解禁要請を相手国に要求するにあたり必要なデータ収集を実施	食の安全・安心確保交付金27億4200万円の内数	0
	(7)	競争力強化生産総合対策	海外を含めて農産物の販路を積極的に拡大し生産から流通までの一貫した産地体制の構築をしようとする産地に対して、海外も含めた消費者、実需者ニーズに対応した農産品の開発、生産、出荷、高品質化、低コスト化等の推進に必要な新技術や新品種の導入、海外の残留農薬基準や植物検疫等に対する栽培技術の実証等を推進するとともに集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の整備を支援	・強い農業づくり交付金 470億900万円の内数 ・その他 45億7600万円の内数	0
	(8)	育成者権戦略的取得・活用支援事業	我が国で育成された新品種が無断で海外に持ち出され生産されるなど権利侵害が発生していることに対応し、我が国の育成者が海外各国の保護対象植物の拡大等に合わせ、権利取得するとともに権利を適切に行使できるよう、権利侵害対策マニュアルの作成や官民合同ミッションの派遣等を実施	11	0
(2)(4)(5)(6)(7)の計数は、予算額の合計に含まない。					

資料 農林水産省国際部ホームページ、その他農林水産省資料
http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/yusyutu/h-17yosan.htm

大するために、3億5,000万円の予算が割かれた。諸外国の貿易制度などの調査、海外市場開拓ミッションの派遣、海外セミナー等を活用したPR活動、生産者団体が行う輸出促進活動の支援などを含む。

次に、輸出促進型コメ消費拡大のために、1億400万円の予算が用意された。これには生産者団体が主体的に実施する日本米の輸出可能性の調査、輸出先国での日本型食生活の良さと絡めた日本米の紹介等の販売促進活動への支援が含まれる。

さらに、国内外のニーズに対応した生産体制の強化のための予算は、3億5,000万円となった。これには海外を含む販売先の情報を踏まえ、消費者サイドの様々なニーズに的確に対応する生産体制の構築に向けた高品質化、高付加価値化、低コスト化のための集出荷施設、鮮度保持施設等の共同利用施設の導入への支援が含まれる。

05年度の輸出支援体制は、04年度の事業を継続する以外に、海外での通年型販売促進など新たな販路の確立や強い産地づくり、検疫条件整備、ブランドの確立・保護等に絡む知的財産権対策などを含め、総合的輸出支援体制をさらに強化した。それに向けて、05年度の農林水産省の予算概算は9億800万円と前年より12.9%拡大した。第3表は、05年度予算の新規・拡充部分と前年継続部分を示している。

農林水産省などからの輸出支援はこれまで欧米中心であったが、今回の特徴はその軸足を近隣の東アジアに移したことである。アジア向け輸出農作物はこれまでホタ

テ貝やカツオなどの水産物と、リンゴやナシなどの果物が中心であった。農林水産省はこれら農林水産物の輸出を継続・拡大させるようにサポートするほか、国外で食品を長期間保存する冷蔵施設の整備などを支援し、かまぼこや納豆など加工食品の輸出にも力を入れる。さらに、民間企業や都道府県などが現地の高級百貨店等に常設店舗を出店したり、日本料理の教室を開いたりする費用を補助する。これまでの現地出店は見本市など短期に限られていたが、常設にすれば日本食が手に入りやすく、販売拡大につながりやすいとしている。

2 農林水産物輸出促進が行われた背景

(1) FTAやEPA交渉の促進と活用

これまで輸入品に押され「守り」一色だった日本農業は、なぜ反転して輸出という「攻め」の試みをするようになったのだろうか。その背景は少なくとも次の3つが挙げられる。

まず、第一に、2国間や地域間の自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の交渉を促進するためである。日本は02年秋に発効したシンガポールとのFTAに続き、03年からメキシコとの交渉に入り、また、韓国やタイ、フィリピン、マレーシア等、アジア諸国との交渉を始めている(メキシコ、フィリピンとは協定発効済または大筋合意済)。

だが、先行するメキシコとは豚肉など農

産物の自由化を巡って厳しい交渉を強いられたことが示すように、アジア諸国とのFTAやEPA交渉を促進するために、対抗策としての農業の輸出力を高める改革が欠かせなくなってきた。また、これは競争力の強い農業をめざす手段の一つでもあり、こうしたことから03年から輸出促進が図られるようになったものといえよう。

これらFTAやEPA交渉の過程で、農林水産省は水産物や果物など相手国での販売拡大が見込める農林水産物等について関税や非関税障壁の引下げなど輸入自由化を求める方針であり、これは日本農林水産物の輸出拡大を促すチャンスになる。

(2) アジア経済成長と中間所得層の拡大

第二に、巨大な人口を抱えるアジアでは

経済成長に伴い輸入食材の需要が拡大していることがある。

日本を除く東アジア主要国の人口規模は14億5,000万人で、世界総人口(62億1,100万人)の23.4%を占める。一人当たりGDPでは、香港とシンガポールは既に2万米ドルを超え、台湾と韓国も1万米ドル前後になり、いずれも高所得国・地域となっている。その他の国は低所得と中所得の間にあるが、これらの国は国内の所得格差が大きいという特徴があるため、ある程度の高所得購買層(中間層)が形成されつつある。

この「中間層」の規模は、『ジェトロ貿易投資白書2003』によると、中国は01年に4,090万人、タイは01年に480万人、マレーシアは99年に570万人、インドネシアは99年に500万人、フィリピンは00年に250万人である(第4表)。中間層の所得水準算出

第4表 家計所得統計から推計した東アジアの高所得購買層(中間層)の規模

	中間層の規模			中間層の所得水準					算出年	参考	
	世帯数	総世帯に占める割合	人口換算 (世帯構成員数×世帯数)	世帯内有職者一人当たり			世帯月収			世帯構成員数	世帯内有職者数
				現地通貨	購買力平価換算	名目	現地通貨	購買力平価換算			
	(万世帯)	(%)	(万人)		(万円)	(万円)		(万円)		(人)	(人)
中国(都市部)	約1 550	10	4 090	2 100元以上	約17.3	3.1	3 300元以上	約27.8	2001年	2.6	1.6
タイ	約130	8	480	15万バーツ以上	約18.6	4.2	3万バーツ以上	約36.4	2001年	3.6	1.9
マレーシア	約130	25	570	1 700リンギ以上	約16.6	5.1	3 000リンギ以上	約29.1	1999年	4.5	1.8
インドネシア	約130	2	500	150万ルピア以上	約12.5	2.1	250万ルピア以上	約21.3	1999年	3.9	1.7
フィリピン	約50	3	250	2.3万ペソ以上	約32.7	5.7	4.2万ペソ以上	約58.2	2000年	5.0	1.8

原資料 各国家計所得統計、World Development Indicators (世界銀行)、ジェトロ海外事務所報告等

資料 『ジェトロ貿易投資白書2003』39頁

(原注)1 本表における「中間層」は、「外資系企業の販売ターゲットとなりうる所得階層」とし、その所得水準算出にあたっては「自動車を購入可能かどうか」を一つの目安とした。

2 所得水準は各国の家計所得統計を元に、世帯月収(年収)等のデータを、世帯構成員数や世帯当たり有職者数を用いて同じ単位にそろえて算出した。なお、年収=月収×12か月として算出。世帯構成員数(世帯内有職者数)のデータが直接入手できない場合は、家計調査より推計、全人口(全就業者数)/総世帯数より算出するなどして求めた。

に当たっては、「自動車を購入可能かどうか」を一つの目安にしている。中間層の世帯内有職者一人当たり月収は、中国の場合、2,100元以上（購買力平価換算で約17.3万円）、世帯月収は3,300元以上（同約27.8万円）、タイの場合、同様に世帯内有職者一人当たり月収1.5万バーツ以上（同約18.6万円）、世帯月収は3万バーツ以上（同約36.4万円）としている。

（3）日本の食材に対する高い評価

第三に日本の農水産物・加工食品に対する東アジアの評価は、値段が高くとも、「高品質、安全、健康、カッコいい」と高い。たとえば、青森の「世界一」「^{ムツ}陸奥」等のような見栄えのよい大玉のリンゴは世界のどこの国でも作れない。また、いま、食の安全に対する消費者の意識は欧米、日本等先進国だけではなく、アジア諸国でも高まっている。同時に、アジアの高所得者層を含め、いまは健康志向も強まっている。おすしとおにぎりを代表とする日本食はまさに健康志向のナンバーワンと認識され、普及しつつある。

この日本食の普及は、約15年前の89年（平成元年）から95年まで行った農林水産物の輸出促進と大きく関係していると思われる。90年の農林水産物輸出促進予算は、88年の4,000万円から一気に4億7,000万円へと10倍以上に拡充した。当時の輸出促進は農産物自由化の流れに対応したものであったが、様々な要因により継続できなかった。前回の輸出促進は海外消費者に日本の農林

水産物、日本食品を幅広く認識させたという意味で、今回の輸出促進にとって重要な環境整備だったと言えるかも知れない。

また、東アジアの場合、食文化等が似通っているため、日本の食材のおいしさが理解でき、受け入れられている側面がある。例えば、コメの場合、中国も台湾も、日本のコメは甘みがあっておいしいと思っているようである。また、日本の中元と歳暮のような贈答の習慣もあり、中華圏では「中秋節」と「春節」がそうである。贈答品の場合、高級果物も重要な選択肢の一つになる。

さらに、お菓子やカップラーメン等、日本の加工食品はそのパッケージのデザインが洗練されていて、「カッコいい」とアジア全域に認められているようであり、若者の間では人気が高い。

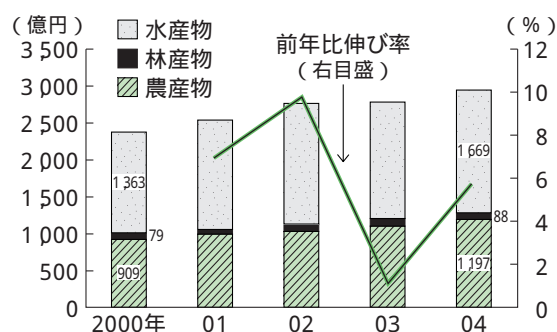
3 農林水産物の輸出状況

（1）緩やかな拡大傾向

日本の農林水産物等の輸出は、近年、わずかながら拡大の傾向をたどっている。農林水産物等（農産物はタバコ、アルコール飲料を除き、水産物は真珠を除く）の輸出額は、04年に2,954億円と00年に比べて25.6%増加し、年間平均5.9%の伸びとなっている（第1図）。そのうち、同期間中に、リンゴの輸出額は482%、ナシ77%、ミカン105%、緑茶146%、長イモ205%、サケ1,299%、ホタテ84%といずれも急増している。

農林水産物等輸出額の内訳を見ると、水

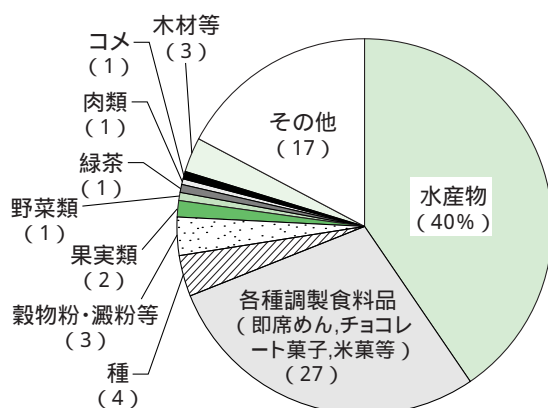
第1図 日本農林水産物等輸出額の動き



資料 農林水産省

(注) 農産物はタバコ、アルコール飲料を除き、水産物は真珠を除いた金額である。

第2図 2004年日本農林水産物等輸出の内訳
(タバコ、アルコール飲料、真珠を除く2,954億円)



資料 農林水産省

産物は4割、即席めん・チョコレート菓子・米菓等調製食料品は3割弱と大半を占めており、生鮮農産物は果実類が1.6%、野菜類が0.8%、緑茶が0.6%、コメが0.5%とまだ低いシェアにとどまっている(第2図)。

(2) アジア・中華圏への依存

日本農林水産物の輸出は、アジアへの依存が高まっている。輸出額でみて、相手先

上位10か国・地域のうち、アジア諸国・地域が占める割合は89年には59%であったが、04年には76%に上がった。そのうち、中華圏(香港、台湾、中国)向け輸出は、04年に日本の農林水産物等輸出総額の50%も占めるようになった(第5表)。

日本農林水産物の最大の輸出先は依然として米国であるが、人口がわずか700万人の香港が米国に次いで2番目の輸出先であり、シェアは04年に20%と、米国との差は1ポイントしかない。

香港では、おすしなどの日本食が広く浸透しているだけではなく、日本のリンゴ、ナシ、イチゴ、キャベツ、レタスなどの生鮮果物と野菜も高品質性を看板にして、地場や中国野菜の倍以上の値段で、地元スーパーで売られている。例えば、福岡県特産の「あまおう」のイチゴは、03年11月から香港向けの輸出が始まった。現地の小売価格は日本の2倍以上であるが、百貨店などを中心に引っ張りだこであった。香港で日本食品が受け入れられている理由の一つに、日本文化の浸透が挙げられる。子供の

第5表 日本農林水産物等の輸出先上位10か国

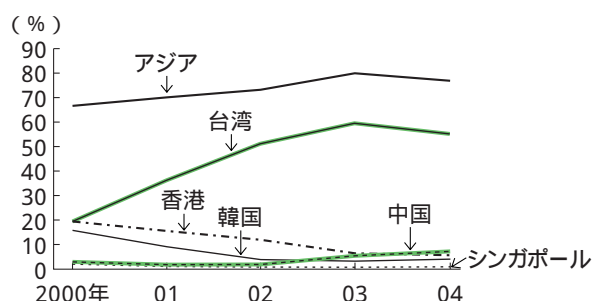
(単位 %)				
順位	2004年		1989年	
	国	シェア	国	シェア
1	米国	21	米国	25
2	香港	20	台湾	25
3	中国	17	香港	20
4	韓国	16	韓国	5
5	台湾	13	タイ	4
6	タイ	5	シンガポール	4
7	シンガポール	3	中国	2
8	インドネシア	2	その他	15
	その他	3		
	アジア	76	アジア	59

資料 農林水産省ホームページ

漫画から映画，テレビドラマ，ファッション雑誌など様々な日本文化が香港に流入している。その中に日本の食文化も取り上げられていることが，日本食品が売れている一因だと見られている。

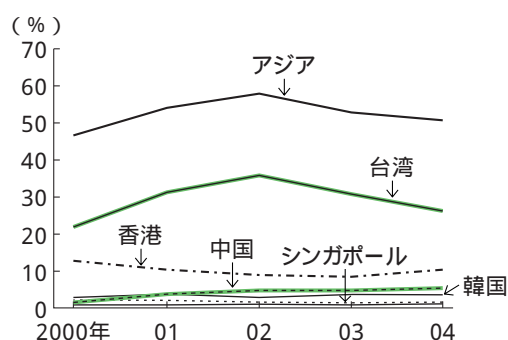
台湾向けの輸出も近年急増している。台湾向け輸出の特徴の一つは，果物類と野菜類が多いことである。この2種類の台湾市場依存度は，群を抜いて第1位である。果物の台湾向け輸出は03年に全体の60.0%，04年に55.5%と高い（第3図）。そのうち，とりわけ，リンゴの台湾向け輸出額は02年からリンゴ輸出額全体の9割以上と一極集中の状態である。台湾向けの野菜輸出額も00～04年の間に野菜輸出全体の21～36%の

第3図 日本果物輸出額の輸出先シェア



資料 財務省統計「外国貿易概況」より筆者作成

第4図 日本野菜輸出額の輸出先シェア



資料 第3図に同じ

間で第1位を占める（第4図）。

また，台湾の世界貿易機関（WTO）加盟前から多く輸出されていた加工食品や菓子類等も，WTO加盟に伴う関税率の引下げにより値ごろ感が生まれたことに加え，日本製品のブランド力が生かされたため，輸出量が同様に増加している。

中国向けの輸出も近年拡大しているが，特徴の一つは，サケ・マス，ホタテ貝，フィレ等水産物の伸びが大きいことである。中国の国内消費に加え中国で加工して欧米向けに輸出する分も伸びているためである。

台湾と中国への輸出が02年以降急増しているのは，台湾と中国のWTO加盟に伴う農林水産物の非関税措置の撤廃と関税率の大幅引下げにも密接にかかわっている。さらに，日本の台湾向け農林水産物輸出急増の背景には別の要因もある。台湾では，中国との直接の通商，通航，通信を限定する政策を実施している。この政策のため，自由化により最も影響を受けるとされる農産物については，当面，中国からの直接輸入はできない。つまり，日本にとって最も手強いライバルの一つが存在しないことも一因にカウントできるであろう。

（3）主要輸出農林水産物

a 生鮮農産物

日本農林水産物等の輸出額に占める生鮮農産物のシェアがまだ小さいことは上述した。ただし，生鮮農産物のうち，近年その輸出額が急増している品目がいくつかあ

る。リンゴ、ナシ、ミカン、長イモ、イチゴ、緑茶などである。

そのうち、リンゴは最大の輸出生鮮農産物であり、またその伸び率も大変高いものがある。果物全体の輸出額に占めるリンゴのシェアは03年に52%と半分以上、04年も44.4%と高い。この意味で、リンゴは日本の最も代表的な輸出農産物と言えよう。

先にふれたように、このリンゴの輸出は02年から9割以上が台湾向けである。台湾はリンゴをほとんど栽培せず、世界最大規模のリンゴの輸入を行っている。台湾では熱帯果物がたくさん栽培されているが、リンゴは縁起のよい果物として愛用されている。

台湾がWTOに加盟する以前は、日本からのリンゴの輸入は、青森産のみ年間2,000トンの輸入枠が設定されていた。WTO加盟後、リンゴ輸入は関税化され、20%の関税を支払えば、自由に輸入できることとなった。そのため、日本の台湾へのリンゴ輸出は、01年の1,696トンから03年の15,626トンへと2年間で約10倍伸びた。ただし、台湾のリンゴ輸入に占める日本リンゴの割合は、03年に量で14.4%、額で24.3%と決して高いとはいえない。

しかし、日本のリンゴの輸出は台湾以外にも、香港、シンガポール、タイなど高所得者と贈答用向けに少量に出回っており、また、中国向けにも03年から直接輸出を図るようになり、よいスタートを切ったもようである。

二十世紀ナシも日本の代表的な輸出農産

物の一つであるが、その輸出の約9割は鳥取県産のものである。鳥取二十世紀ナシの輸出促進については、次節を参照されたい。

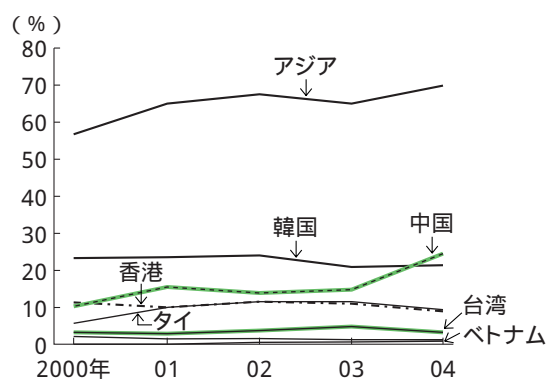
b 水産物

水産物の輸出は日本農林水産物等の輸出の4割以上と大きなシェアを占めていることは上述した。また、水産物の輸出額は00～04年の間に53.8%も上昇した。特に中国向け輸出額は同期間中に266%も増加し、水産物輸出額に占める割合は00年の10.3%から04年に24.4%へと14ポイントも拡大し、韓国を超えて最大の輸出先となっている（第5図）。

フカヒレ、ホタテ貝、カツオ・マグロ類等は日本の伝統的な輸出水産物となるが、近年サケ・マス類の輸出も急増している。04年のサケの輸出量は年間漁獲量の3割に当たる約6万1,000トンで、5年前に比べ22倍にも増加した。そのうちの約8割は中国向けである。

日本産サケの輸出が急増した背景には、

第5図 日本生鮮魚介類輸出額の輸出先シェア



資料 第3図に同じ

まず国内市場価格維持の必要性が挙げられる。日本では、ノルウェーやチリ、ロシアなどから輸入された脂がのって身の色も鮮やかなものの人気が高い。輸入品人気に押される国産サケの価格下落を防ぐため、最大産地の北海道漁連は、国内消費を見込めない分を輸出するようにした。次に近年、世界各地で白身魚の水揚げ量が減った結果、サケが注目されるようになったことである。さらに、日本の増産政策が奏効したことである。日本産サケは人工ふ化した稚魚を川に放流して資源を増やす政策が軌道に乗り、現在の漁獲量は年間25万トン規模に達している。輸出品の大半は、産卵時期が近づき脂肪分が減少した状態の北海道産シロサケである。中国に輸出されたサケは一部中国で消費されるが、大部分は加工されてから欧米諸国向けに輸出されている。

また、近年、アジアの中間所得層の増加及び健康志向の高まりにより、すしブームが象徴するように、生鮮魚介類への需要が高まっている。日本は魚の捕獲技術も養殖技術も高いため、魚介類の輸出拡大が今後も見込まれよう。

c 加工食品

あられやチョコレートなどの菓子やカップラーメン等一部の加工食品も、今後は輸出の拡大が見込まれる。味が繊細で品質が高いということがもちろんだが、それ以外に、パッケージのデザインが洗練されていて、格好がよいという面も大きい。その理由で、若者の間では人気が高い。

d コメ

光沢があり、甘みがあってねばりのある日本のコメは、タイなどの南の地域を別として、シンガポールや台湾、韓国、中国の大部分の地域では、大変おいしいと受け止められている。

ただし、日本のコメは値段が非常に高いため、これまで輸出がほんのわずかにとどまっている。商業ベースの米輸出は、02年に450トン、03年に360トンしかなかった。そのうち、台湾向け輸出は、02年に63.6%、03年に55.8%といずれも半分以上を占めている。2位は香港向けである。

台湾はWTOに加盟した02年1月にコメの輸入許可制を廃止し、関税化の過渡期措置としてミニマムアクセスを実施したが、1年後の03年1月から関税化を実施した。これは日本米の台湾向け輸出を拡大させている。特に、日本でノンブランド品の島根ヘルシー元気米が台湾でヒットしたことが特筆される。この島根ヘルシー元気米の台湾向け輸出が可能となりまた拡大されたのは、輸出側の多大な販売努力によるものである。

ただし、台湾のコメ輸入に占める日本の割合は、03年に量では0.2%、額では1.5%にすぎず、7割を占めている米国には全く太刀打ちできない。台湾のコメ市場の開放はWTO加盟後であり、いわばスタートラインが一緒であった。米国に大差をつけられた理由は何よりも価格の差であろう。日本産の平均輸入価格は03年に1kg約113.1元と米国産、タイ産と比べて、約10倍の価

第6表 台湾のコメ輸入量と輸入額(2003年)

	輸入量 (MT)	輸入額 (千米ドル)	平均単価 (米ドル/kg)	平均単価 (元/kg)	量の割合 (%)	額の割合 (%)
総輸入	147 717	49 546	0.3	11.5	100.0	100.0
米国	103 691	35 433	0.3	11.8	70.2	71.5
日本	224	736	3.3	113.1	0.2	1.5
タイ	27 531	8 311	0.3	10.4	18.6	16.8
エジプト	14 095	4 330	0.3	10.6	9.5	8.7
豪州	1 121	532	0.5	16.3	0.8	1.1

資料 台湾『農産貿易統計要覧』(2003年版,220頁)により計算
(注) 台湾元の単価は1米ドル=34.419元という期中平均値で換算。

格差がある(第6表)。

中長期的にみると、上述したように日本のコメに対する評価が高いため、将来、価格の引下げ努力等により、コメは一大輸出品目になる可能性がある。中国やASEANはこれから人口が増える。特に中国の場合は耕地資源だけではなく、水資源も大変不足している。現在の高成長が持続すれば、中長期的にはコメや小麦等穀物の輸入が大幅に増えることが考えられる。一方、世界でコメの供給余力のある国は日本やオーストラリアなど数少なくなっている。中国の場合、もちろん、その時の外貨持高水準や世界の小麦等穀物価格、日本の米価格等多くの不確定要因に左右される面はあるものの、将来あるいは日本から大量にコメを輸入することになるかもしれない。

e 木材

日本産木材もこの輸出促進の波によって海外市場に出ようとしている。04年に日本国内産木材(丸太)の輸出量は7,333m³と、統計を取り始めた99年の3.7倍、中国向けが4,883m³と6割強を占める。^(注2)

急速な経済成長を続ける中国では住宅用の木材需要が大きく伸びている。その一方で、98年に起きた揚子江の水害をきっかけに中国国内の森林伐採が厳しく規制されていることもあり、輸入に頼らざるを得ない状況となった。その結果、04年に中国が輸入した丸太の量は98年の約5倍に達した。日本の輸入量と比べて

も2倍以上の規模になった。

一方、インドネシアが01年に輸出禁止に踏み切ったなど、天然林資源の減少を食い止めるため、東南アジア諸国が丸太輸出を減らそうとしているなかで、中国の需要増は国際価格の上昇をもたらした。その結果、ロシア産のカラマツまでもが、競合する日本産スギの価格より高くなった。これは日本産木材の競争力を相対的に高め、輸出を促した。

中国向け輸出は、杉やヒノキが中心で、中国の杉に比べ節が少なくつやもあり香りも良いと高く評価されている。宮崎県森林組合連合会は04年、江蘇省向けに宮崎県産の杉部材の輸出を始め、05年は杉丸太で1,000m³と04年の10倍、製材品で300m³と12倍の輸出をめざす。^(注3)

輸出された日本産杉は中国で壁などの内装材に加工されてから使われる。こうした輸出増は林業再生の一步となる一方、山林の荒廃を防ぐなど環境対策にも役立ちそうだ。

(注2) 「国産材輸出が最高、昨年、5年前の3.7倍——中国向け6割、富裕層に人気」日本経済新聞2005年3月31日付

(注3) 同上

(4) 輸出促進の事例

——二十世紀ナシの輸出と (注4) JA全農鳥取の取組み

日本の代表的な輸出農産物の一つは鳥取二十世紀ナシである。鳥取二十世紀ナシは、その日持ちの良さ、みずみずしくてさっぱりした食味感の良さを背景に、約70年の輸出の歴史(1935年スタート)を誇っている。その輸出は、日本全体のナシ輸出の約9割を占め、さらにこの二十世紀ナシ輸出量の約9割は、全農鳥取県本部(以下「全農鳥取」)が取り扱っている。

鳥取二十世紀ナシの輸出は歴史が古いが、実は、戦前は輸出先が少なく、本格的な輸出は1950年代に入ってからのことである。特に70年代末から90年代の半ばまで、輸出量も輸出先も順次拡大してきた。具体的にみると、50年代は平均して約1,000トンの輸出、60年代になると平均して約2,000トンの輸出となった。70年代では輸出量が260~5,200トンの間で激しく変動していたが、70年代の末になると急速に輸出量を拡大するようになった。80年代は概ね約1万トンの輸出量を維持していた。特に、85年はナシ生産量の約20%を占める13,300トンと輸出のピークを迎えた。輸出先も、最初の香港、東南アジア諸国から、アラスカ、中近東、カナダ、ヨーロッパ、アメリカ本土へと順次拡大してきた。

その後、円高や後継者不足による生産の縮小、韓国や中国産ナシの輸出増などにより輸出先と輸出量は減少の一途をたどったが、出荷量に占める輸出の割合は、約2割

と大きな低下はなかった。

全農鳥取は、二十世紀ナシの輸出を維持・拡大するために、輸出体制の整備、消費拡大対策等の輸出振興対策に取り組んできたが、この場合、行政や大学の支援を利用しながら、産地、輸出会社、輸入会社三者間の役割分担と良好な連携関係を構築してきた。

a 産地・輸出会社・輸入会社三者の連携

輸出を継続的に行うには、産地・輸出会社・輸入会社の三者がうまく連携をとる必要がある。現在、全農鳥取は輸出会社を4社指定している。神戸に3社、東京に1社で、この関係は20年以上続いている。鳥取二十世紀ナシの輸出は小ロットで期間が短くて大きな商売にはならない。このため、輸出会社とそれぞれの国の輸入会社とだけでは話がなかなか進まないことがよくある。こうした状況に対して、全農鳥取は、産地、輸出会社と輸出先の輸入会社の三者で価格の設定等を行い、積極的に輸出に取り組んできた。

輸出価格の設定は難しい問題である。二十世紀ナシの出荷の少し前に、前年の価格とその年の生産量などに基づいて、その年の価格を設定している。また、海外の輸入業者がこの価格に基づいて価格を設定している。その際、輸出価格の設定が高ければ輸出量が減ってしまうこともある。逆に価格が安ければそのリスクを産地で負うことになる場合もある。しかし、価格はある程度決めないと、輸出自体が動かないことが

ら毎年実務面での課題となっている。実際、この価格の設定も、産地、輸出会社、輸入会社がうまく連携を取りながら交渉して決められている。

b 輸出先の育成

全農鳥取では、顔を合わせることが大切なため、輸入業者に年に1回ぐらい産地に来てもらうようにしている。また、全農鳥取も現地に行って話を聞き、協議をする。生鮮農産物だから、年によって品質問題が発生する場合がある。果肉が一部変色したもの（アンコ）などが発生してしまう場合もある。それは外観からはわからない。そういう品質問題があった場合、現地に飛んで説明する。二十世紀ナシの輸出は、+1～2の冷蔵コンテナで出荷しているが、現地に到着した後の温度管理などについても先方に指導する必要がある。また、仮に問題が発生した場合も産地から出向いて内容をしっかりと説明することが欠かせない。輸出しっぱなしでは継続できない。

c 海外市場拡大のための宣伝費などの確保対策

海外市場を拡大するために、当然、宣伝が必要である。この消費宣伝対策として、87年に社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会を設立し、中央果実基金協会事業（米国・豪州向け輸出地域の環境整備事業並びに消費宣伝事業）等を開始した。

また、91年に海外の消費宣伝を強化するために、生産者の宣伝分担金（1kg当たり

1円の負担）による果実生産販売拡大対策事業を（社）鳥取県果実生産出荷安定基金協会に創設し、海外の消費宣伝、輸出検疫対策等の充実強化を図った。その後、生産量の減少、輸出環境の悪化等による消費宣伝の財源不足・貿易収支の赤字等が発生したため、組織合意を踏まえて01年には生産者の宣伝分担金を1kg当たり1.3円に増額した。併せて県の補助金と生産者の負担金による果実緊急価格安定対策事業を（社）鳥取県果実生産出荷安定基金協会に創設して、需給調整に係る輸出向け貯蔵ナシの貯蔵保管経費の補填対策を行う等、輸出環境の変化のなかで多種多様な輸出振興対策を行った。

たとえば、台湾では地震が発生した時、台湾市場では二十世紀ナシを含めて高級果物全般の価格が暴落したが、生産者の同意の下で輸入先を支援するためにこの資金を使った。また、ある年、輸出してから味が確かに悪かったことが分かり、販売シェアを維持するために輸出価格を引き下げた。それにより赤字が発生したが、その赤字を補填するためにこの資金を使った。

d 氷温保存等保存技術の確立

二十世紀ナシの長期輸出対策として、全農鳥取は、まず81年と83年に計1,200トンのナシ貯蔵冷蔵庫（1）を整備した。また、鳥取大学の支援協力を得て、二十世紀ナシの6か月間（翌年1月まで）の鮮度保持包装技術を確立した。それによって、高品質のナシの輸出は長期間にわたって可能

となり、輸出の安定と拡大体制が確保されるようになった。

しかし、近年になって大部分のナシの木が老朽化しているため、ナシ自体の鮮度保持能力が低下し、普通の冷蔵庫では1月まで保存できなくなった。ちなみに、日本の競合品になっている韓国の新高ナシは、成熟度80%で収穫して普通の冷蔵庫で保存しているため、おいしくないとの評判である。二十世紀ナシは、その味を保証するために、成熟度90%で収穫している。そこで、鳥取は、氷温保存の方法を開発した。ナシの氷結点は-1.7℃であるが、凍る直前の-1℃で保存する方法を氷温保存という。03年に10トン进行测试保存して台湾へ輸出したが、評判がよかった。

全農鳥取は04年に国の助成金50%、県の助成金20%、全農鳥取30%出資という割合で100トンの氷温冷蔵庫を作った。

e 高級ギフト品への集中

03年あたりから、二十世紀ナシの輸出戦略は大きな転換期を迎えた。従来の輸出は、小玉の下級品が多く、価格も安かった。03年ごろから、高級品（ギフト）販売を基軸にして、大玉高級品の輸出に転換し、同時に輸出先の選択等を実施している。

そもそも、生産量の減少により、二十世紀ナシの輸出可能量が約2,000トンとみられる。02年を例にみると、二十世紀ナシの出荷量は、1万2,742トンであり、そのうち、国内市場での販売量は8,600トン、輸出量は2,417トン、他はギフトとしての出

荷及び観光客への対応になっている。その輸出量は04年に約1,750トンに減少したが、今後は約2,000トンに回復するとみられる。約2,000トンの輸出は、海外のギフト商材に乗れば十分だと判断しているようである。

現在、台湾は二十世紀ナシの大きな輸出先となっているが、台湾では輸出枠を取得する必要がある。その分コストが高くなるため、高級品でないと採算が合わない面がある。香港でも3L以上の高級品が日本より高く売れる状況にある。

また、この海外の高級ギフト商材の輸出先も、欧米ではなく、東アジアに集中するように輸出先の選定をしている。近年、既に中近東、ヨーロッパ、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポールへの輸出を撤退した。

輸出体制は、輸入会社の世代交代、多様化した輸入業者に対応するため、蓄積したノウハウと信頼関係をベースにして、輸出会社、輸入関係会社との連携をさらに強化し、二十世紀ナシ以外の品目の輸出を視野に入れた取組みを進めている。04年度はスイカ、西条柿の試験輸出を行い、今後ラッキョウ、長イモの輸出も検討している。

f 観光とタイアップしての誘致戦略

全農鳥取が、県庁、ジェットロ鳥取事務所と連携して推進しているのは、台湾観光客の鳥取県への誘致である。そもそも台湾観光客は、既に東京や大阪などの大都市からローカルへと興味が転換してきている。鳥取も台

湾のマスコミを含めて台湾の観光客の鳥取への誘致に力を入れているようにしている。鳥取への観光客が増加すれば、鳥取への理解、鳥取の農水産物のよさへの理解を深められ、最終的に消費の増大につながる。

g 中国輸出への取組み

鳥取二十世紀ナシは、これまで香港経由で中国のいくつかの市場に流れている。03年に香港経由で上海には200トン程度が転送されていた。コストなどの面から、全農鳥取は、直接上海への輸出、また上海を足がかりとして、中国の他の市場への輸出を拡大していく考えである。

しかし、全農鳥取は中国に直接のパイプがない。一方、中国への輸出は、中国政府から輸入許可証を取得する必要がある、また中国では代金回収やスーパーへの棚代（商品を置くための費用）などの問題があり、流通経路が複雑でリスクが高い問題がある。

全農鳥取は、台湾での販売で信頼関係が構築されている台湾の輸入業者に相談したが、台湾の輸入業者はちょうど台湾の果実の中国輸出が始まったところであり、また中国での事業を拡大する考えもあったため、双方が連携して中国上海市場への直接輸出を試した。

困難を極めたことは、上海の輸入販売会社（台湾輸入業者の紹介会社）との現地価格設定であったが、何とか上海での二十世紀ナシの消費宣伝と合わせて、百貨店並びにギフト販売に道筋をつけることができた。

また、上海の輸入販売会社は二十世紀ナシに非常に高い興味と関心を示し、今後も輸入を希望しており、上海での販売体制を一応確立することができたといえる。同時に、北京・天津でも二十世紀ナシの試験販売を実施し、上海同様に流通・販売体制がある程度確立できた段階である。04年は約20トンの二十世紀ナシを試験的に輸出した。

中国での販売は、中国産の安いナシとの価格競争を避けて、日本産高級ギフト品としての販売戦略をめざしているが、中国の現状では、荷扱いを含めた流通システム、商取引の考え方などではかなり遅れているため、中国市場の開拓は時間がかかりそうである。

（注4）JA全農鳥取へのヒヤリング及びその他関連資料。

4 農林水産物輸出促進の役割

行政主導の強力な総合支援体制の下で官民一体となって農林水産物の輸出促進を行うことは、一体、日本農業にとってどういう意味があるのか、果たして持続的に輸出促進ができるのかといったような疑問も少なくないようである。しかし、農産物輸出促進の役割が大きいということは紛れもない事実である。

まず、これらの産業に携わる人々に自信、勇気と活力をもたらしていることが挙げられる。これは、農林水産業の活性化につながるだけではなく、地域経済の復活にも役立つ。また、日本食を通じた日本文化の発

信等のプラス効果もある。

次に、需給調整の機能である。鳥取二十世紀ナシの例をみると、その輸出量は84年にピークに達した後減少に転じたが、同時期に出荷量も同様の傾向をたどっている。そのため、出荷量に占める輸出量のシェアは、04年に18%と82年の13.3%、83年の11.6%より高い。シェアが最も高かったのは、95～98年までの4年間であり、特に97年に38.4%にも達した。その関係で、単価もほぼ同時期に最高水準を記録し、国内市況対策の効果が見られた（第6図）。

青森のリンゴも03年に輸出の大幅増により、いったん大幅に下落した国内価格が年末にかけて持ち上げられ、生産者も輸出の明らかな市況対策効果を体験したと言う。^(注5)

また、全農長野県本部の香港向けエノキの輸出は03年度に約400トンと前年の約300トンに比べ3割以上拡大した。こうした輸出の増加は、02年の国内相場が前年より大幅に下がったためである。同本部のエノキの輸出量は全体の販売量（4.5万トン）に占める割合が1%未満であるものの、国内相

場の低いときに輸出したため、国内相場へ^(注6)のてこ入れの役割は大きかったという。

上述した北海道産サケの輸出拡大も国内価格の維持に貢献している。国内の捕獲量が拡大しているが、輸入品も強い人気に支えられて拡大を継続している。輸出で需給バランスを維持しないと、国内サケの大半は魚粉にするしかない。

さらに、国内市場の開拓にも貢献できる。上述した島根のヘルシー元気米は台湾でヒットしてから生産者に減農薬・減化学肥料のヘルシー米を栽培する意欲が高まった。同時に、各種マスコミの報道により日本国内でも少し名が売れるようになった。

（注5）2004年12月青森県農林水産物総合販売戦略課へのヒヤリングによる。

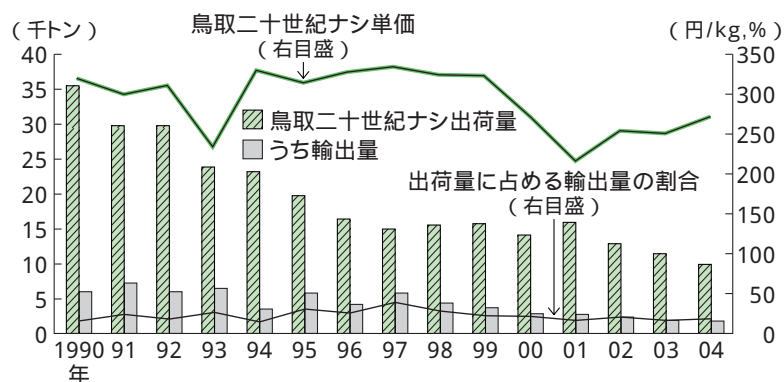
（注6）全農長野県本部きのご課による。

結びに代えて

日本の農林水産物等の本格的輸出促進はまだ始まったばかりの段階である。「5年で倍増」という目標を達成していくには、

前掲第1表で示されるように、海外市場開拓、輸出阻害要因の是正、輸出志向の生産・流通体制の確立に向けて不退転の覚悟で総合的に取り組んでいく必要があるが、さらに重要なのはいかにして日本産農産物の価格競争力を高めるかということである。

第6図 鳥取二十世紀ナシの出荷量、輸出量、単価



資料 JA全農鳥取

日本の農産物は高品質であると同時に、価格も高い。贈答品として、また現地高所得者向けに一定の需要はある。しかし、このままでは大幅な輸出拡大は難しいと言わざるを得ない。輸出量を拡大するには、国内価格と輸出価格の引下げによる価格競争力の向上も求められよう。

中国では、「攻め」をもって「守り」とする（「以攻為守」）という言葉がある。この意味するところが重要である。農林水産物の輸出は単なる「守り」から「攻め」への転換だけではいけない。輸出という「攻

め」の方法を通して、高コストの国内農業から競争力の強い農業へ転換して、農業を「守っていく」ことが本来の目的でなければならない。こうした転換がなければ輸出促進も持続できないであろう。日本は農業に自信がつくことによって、アジアとのすみ分け、アジア経済共同体の早期構築、アジアの持続的発展に大きく貢献することが期待されよう。

（主任研究員 阮蔚（Ruan Wei）・

リャンウェイ）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2004

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお、CD-ROM版をご希望の方には、有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03 3243 7318

FAX 03 3270 2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業本部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03 5295 7580

FAX 03 5295 1916

発行 2004年12月



信用事業実施・譲渡別にみる漁協系統信用事業の実情

——第23回漁協信用事業アンケート調査結果——

はじめに

本稿では、当総研が農林中央金庫水産部の協力を得ながら、(財)農村金融研究会に委託して昨(2004)年9月に実施した、漁協系統の信用事業に関するアンケート調査結果の概要を紹介する。

漁協信用事業アンケート調査は、前回までは、全国の沿海地区漁協の中から100組合の協力を得て毎年実施してきたが、昨年度に行った第23回調査においては、信用事業を実施している漁協123組合(以下「実施組合」ないし「実施」という)と、漁協の信用事業を統合した97の信漁連支所(実際には支所のほか、支店、営業店、代理店等も対象となっているが、本稿では「支所」という)の計220に対象先を増やして実施した。

調査票は実施組合あてのものと、漁協の信用事業を統合した信漁連支所(以下「統合済支所」ないし「統合済」という)あてのもの2種類を作成した。質問内容の多くは重複しているものの、実施組合のみ、統合済支所のみに尋ねる項目も設ける等、実施組合と統合済支所における信用事業の実情を、より詳細に把握する方向で調査を拡充した。

なお本稿は、(財)農村金融研究会が作

成した報告書をもとに、当総研がとりまとめたものである。

1 アンケートの概要

本(04)年度は、定例の貯金、貸出金、収支の動向に加えて、信用事業の推進状況、信用事業に対するニーズ、管内の漁協系統金融店舗がなくなった場合に想定される主な利用者への影響等について、調査項目を設けた。

アンケートの対象となった組合(実施組合及び信漁連に信用事業統合した信漁連支所管内の組合の合計)の1組合平均(03年度)は、組合員数621人(全国組合平均の2.2倍)、うち正組合員375人(同2.2倍)である。また職員数26人(同2.6倍)、水揚金額(属地)18億7,500万円(同1.1倍)、事業総利益1億9,300万円(同2.6倍)、経常利益500万円(1.4倍)であり、全国平均に比べ相対的に規模が大きい漁協を対象としている点や、漁協合併が進むなかで対象組合の規模等のばらつきも大きい点には留意する必要がある。

2 2003年度漁協収支の動向

03年度の1組合当たりの事業総利益は、信用事業実施、譲渡にかかわらず前年度

第1表 経営収支の概況

(単位 百万円)

	実施組合平均(n=111)			譲渡済組合平均(n=90)		
	実数	前年比増減額		実数	前年比増減額	
	2003年度	02	03	03	02	03
事業総利益	212.6	1.0	10.3	129.0	2.0	9.0
うち信用事業	23.0	0.4	3.2	-	-	-
共済事業	8.0	0.2	0.1	5.8	0.4	0.1
販売事業	79.0	0.8	3.8	52.5	2.6	5.2
購買事業	38.3	2.5	4.0	26.9	1.1	1.6
事業管理費	222.1	3.0	5.8	140.6	5.3	5.5
事業利益	9.5	4.0	4.5	11.6	7.3	3.5
事業外収益	137.9	0.6	19.5	78.5	17.6	16.8
事業外費用	124.8	0.8	17.4	63.8	4.2	7.4
経常利益	3.6	3.8	6.6	3.1	22.6	13.5
税引前当期利益	4.2	3.1	6.2	0.5	12.2	12.4

(注) 1 譲渡済組合とは、統合済信漁連支所管内の組合。
 2 01～03年度までの実数値が把握できる組合のみで集計。

より悪化した(第1表)。

02年度はBSEの影響等によるとみられる魚価の下げ止まりもあって漁協の事業総利益は小幅増加となったものの、03年度は再び魚価の低下傾向が鮮明となり、漁協の事業総利益の悪化要因となったと考えられる。農林水産省「平成15年産地水産物流通調査」によれば、03年は、水揚量は前年比7.8%増だったものの、卸売価格が17.4%と大幅に下落したために、水揚げの価額は11.3%の減少となった。このような全国的傾向が調査対象漁協の収支にもあらわれており、販売、購買の事業総利益減少幅が大きなものとなっている。

事業総利益の減少が事業管理費の減少を上回ったために、事業利益は、実施・譲渡済組合ともに赤字幅が拡大している。事業外収益は実施・譲渡済組合とも黒字で漁協の収支を支えているが、2割程

度を占めている補助金、補償金は減少傾向にある。

魚価の低下傾向が続くなか、事業利益の赤字拡大にみられるように、漁協経営の厳しさは増している。03年度の経常利益が黒字の組合は、3年間のデータがそろっている212組合中148(69.8%)、赤字組合が64(30.2%)となった。

3 貯金の動向と推進体制

貯金残高は実施組合に関しては、2年連続の減少となっているものの、統合済支所では、当座性貯金中心に若干の増加に転じている(第2表)。

貯金推進の現状について、実施組合と統合済支所に分けてみてみよう。

アンケート結果によれば、貯金減少の要因としては、実施組合、統合済支所ともに「漁業所得の減少」がほぼすべての回答組合・支所において挙げられており、「家計費への補填」がそれに次いで半分強で挙げ

第2表 貯金残高の動向

—— 1組合・1支所平均 ——

(単位 百万円, %)

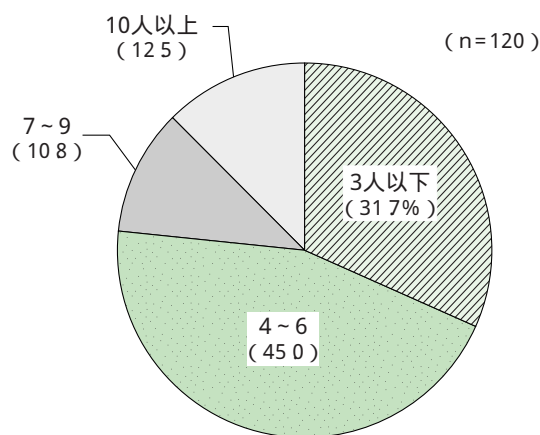
		残高			前年比増減率	
		2001年度	02	03	02	03
実施	貯金合計(n=111組合)	3,751	3,673	3,607	2.1	1.8
統合済	貯金合計(n=89支所)	3,245	3,180	3,205	2.0	0.8

(注) 1 実施とは信用事業非譲渡組合を指し、統合済とは漁協の信用事業を統合した信漁連支所を指す。以下同じ。
 2 01～03年度までの実数値が把握できる組合、支所のみで集計。

第3表 貯金の減少要因(複数回答,主なもの3つ)

	回答数	漁業所得の減少	家計費への補填	員外貯金の減少	その他所得の減少	他行利用の増加	・掛金の増加 共済への新規加入	漁業補償金の減少	その他	わからない
全体	130	96.9	57.7	33.8	27.7	16.9	9.3	4.6	16.2	0.8
実施	74	97.3	59.5	43.2	21.6	16.2	6.8	2.7	12.2	1.4
統合済	56	96.4	55.4	21.4	35.7	17.9	12.5	7.1	21.4	0.0

第1図 実施組合における信用事業職員数



られる等、外部環境悪化による減少という面が大きい(第3表)。

しかしより詳細にみれば、信用事業実施体制のあり方が、今後の貯金量の動向に影響を与える可能性も指摘できる。

実施組合における信用事業職員数は、3人以下が全組合の31.7%とほぼ3分の1であり、4~6人までを加えれば全体の4分の3を占めている(第1図)。

実施組合の職員数平均(31.2人)に占める信用事業

職員は5.8人と全体の5分の1に過ぎず、少人数で信用事業を営む漁協が多いが、実施組合の中でも、信用事業職員数の多寡によって、貯金推進の取組内容には相違がある。例えば信用事業職員が3人以下という組合では、「信用事業職員が定

期的に渉外活動」を行うようなことは物理的にも難しく、回答割合は全体に比べて格段に低い。信用事業職員が3人以下という組合では「窓口で推進」「特別推進(期間)を設定」以外は、事実上取組みが困難であるといえよう(第4表)。

そしてさらに、そのような小規模組合で貯金推進機能を補完してきた女性部や友の会といった組合員組織に関しても、信用事業職員の少ない組合ほど取組みの割合が低くなっている。

信用事業職員数の少ない小規模な組合で女性部等の貯金推進の取組割合が低いこと

第4表 実施組合における貯金推進の取組内容(複数回答)

	回答数	窓口で推進	特別推進(期間)	女性部が推進	定期的に渉外活動 信用事業職員が活動	役員が推進	友の会等の協力を 得ている	全職員が定期的に 渉外活動	一部職員が定期的に 渉外活動	その他	特組 に積 んで いない 取り
合計	120	77.5	71.7	35.8	31.7	25.0	10.8	10.0	10.0	14.2	5.8
信用事業 職員数											
3人以下	38	73.7	63.2	15.8	15.8	15.8	7.9	10.5	7.9	7.9	10.5
4~6	54	81.5	77.8	35.2	40.7	20.4	9.3	5.6	5.6	18.5	1.9
7~9	13	76.9	76.9	61.5	23.1	30.8	23.1	0.0	30.8	0.0	7.7
10人以上	15	73.3	66.7	66.7	46.7	60.0	13.3	33.3	13.3	26.7	6.7

(注) 色網掛けは合計よりも10ポイント以上大きいことを示し、下線は合計よりも10ポイント以上小さいことを示す。

の背景には組合ごとに様々な事情があろうが、アンケートから想定される一つの要因としては、高齢化が考えられる。

信用事業職員が3人以下の38組合のうち、22組合（57.9%）で正組合員の平均年齢が60歳以上となっており、これは実施組合全体でみた場合の割合（45.8%）を大きく上回っている。

そして貯金推進の取組内容に関して、組合員組織と関係がある「女性部が推進」「友の会等の協力を得ている」という回答項目だけをとりあげて、正組合員の年齢階層別に回答割合をみると、特に「女性部が推進」の回答割合は、正組合員の平均年齢が高い組合ほど低下する傾向がある（第5表）。

女性部の活動は貯金推進のみではないので、貯金推進への取組みの低下が組合員組織全般の活動停滞を示すとは限らない。しかし高齢化が進めば、将来のために貯金をする動機自体が弱まることもあり、高齢化の進行が組合員組織の貯金推進活動の低下に結びつくことは考えられよう。

前述のように貯金量の変化には水揚げ等の漁業所得の影響が大きいため、今回のアンケートからは、信用事業職員数の多寡と貯金量の変化との間には必ずしも明確な関係は得られなかったが、中長期的には、信用事業職員の少ない小規模な

組合の貯金量減少率が拡大してくる懸念がある。

同様の検討を統合済支所においても行うと、統合済支所の貯金推進への取組みに関しては、「窓口推進」「特別推進（期間）」を設定」の回答割合が高いことや、信用事業職員3人以下で「支所の職員が定期的に渉外活動」の回答割合が全体に比べて格段に低くなるといった点は、実施組合における場合と同様である（第6表）。

実施組合との相違としては、実施組合では信用事業職員の多いある程度の規模の大きい組合では、「女性部が推進」という回答割合が6割を上回っているのに対し、統

第5表 貯金推進の取組内容
（複数回答、一部のみ掲載）

（単位 組合、%）

	回答数	女性部が推進	友の会等の協力を得ている
合計	120	35.8	10.8
正組合員の平均年齢			
～55歳未満	23	56.5	8.7
55～60	42	38.1	23.8
60歳以上	55	25.5	1.8

（注）第4表に同じ。

第6表 統合済支所における貯金推進の取組み（複数回答）

（単位 支所、%）

	回答数	窓口で推進	特別推進（期間）を設定	支所の職員が定期的に渉外活動	女性部が推進	漁協の定期的な渉外活動	友の会等の協力を得ている	漁協役員が推進	漁協の定期的な渉外活動	その他	特組に積極的な取り組み
合計	97	89.7	77.3	32.0	22.7	15.5	12.4	7.2	4.1	7.2	2.1
支所の職員数											
3人以下	40	87.5	70.0	17.5	22.5	12.5	10.0	7.5	10.0	7.5	2.5
4～6	31	90.3	83.9	38.7	29.0	16.1	9.7	6.5	0.0	3.2	0.0
7～9	16	93.8	68.8	43.8	6.3	12.5	18.8	0.0	0.0	6.3	6.3
10人以上	10	90.0	100.0	50.0	30.0	30.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0

（注）第4表に同じ。

合済支所では、職員数の多寡にかかわらず、「女性部が推進」の回答割合が低いことが挙げられる。

信用事業を譲渡した組合に対し、譲渡前の貯金推進の取組みを尋ねた回答によれば、譲渡前の「女性部が推進」との回答割合は、信用事業職員の多い組合でも3割程度にとどまっている。譲渡済組合に関しては、譲渡前から女性部による貯金推進の実施割合が相対的には低かったことがアンケートから分かる。

職員数以上に、統合済支所の信用事業推進に影響を与えていると考えられるのは、支所職員の雇用形態である。統合済支所の場合、組合からの出向、組合からの転籍（組合を退職して信漁連職員になるケース）、信漁連プロパー職員といった雇用形態があるが、平均値をとれば、支所職員数5.1人に対し組合からの出向者が3.8人と職員の大半を占めている。転籍者や信漁連プロパー

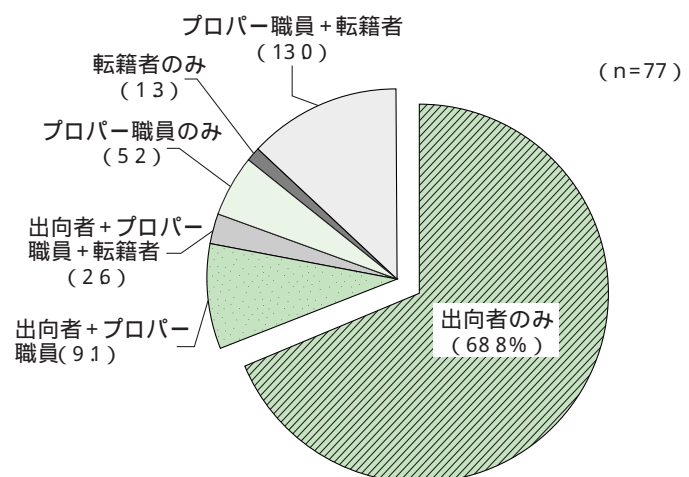
職員がいない支所も全体（ここでは雇用形態別の職員数が把握できた77支所）の68.8%にのぼる等、現状では漁協職員が信漁連に出向する形が最も多い（第2図）。

しかし一方で、プロパー職員と転

籍者のみという支所も13%あるなど、組合からの出向者のみではない支所も3割強ある。

職員がすべて組合からの出向者である支所（以下「すべて出向者の支所」という）と、それ以外の支所（以下「出向者以外がいる支所」という）という区分で貯金推進の取組内容をみると、出向者以外がいる支所ではすべて出向者の支所と比べ、「支所の職員

第2図 統合済支所の職員構成別の支所数分布



第7表 統合済支所における貯金推進の取組み（複数回答）

(単位 支所, %)													
			回答数	窓口で推進	特別推進(期間)	支所の職員が定期的に渉外活動	女性部が推進	友の会等の協力を得ている	漁協の一部職員が定期的に渉外活動	漁協役員が推進	漁協の全職員が定期的に渉外活動	その他	組んでいない特に積極的に取り
合計			77	90.9	81.8	40.3	22.1	14.3	11.7	7.8	2.6	9.1	2.6
出向者 支所 向者が 支	計		53	92.5	79.2	34.0	22.6	15.1	17.0	9.4	3.8	9.4	3.8
	支所 職員数	4人以下	24	91.7	75.0	16.7	25.0	12.5	12.5	8.3	8.3	8.3	4.2
		5人以上	29	93.1	82.8	48.3	20.7	17.2	20.7	10.3	0.0	10.3	3.4
出外支 向者が 支所 向者が 支	計		24	87.5	87.5	54.2	20.8	12.5	0.0	4.2	0.0	8.3	0.0
	支所 職員数	4人以下	16	87.5	81.3	56.3	18.8	12.5	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0
		5人以上	8	87.5	100.0	50.0	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0

(注) 第4表に同じ。雇用形態別職員数が分かる支所のみで集計。

が定期的に渉外活動」を行うという回答割合が全体として20ポイントほど高い。それに加えて、出向者以外がいる支所の場合、職員数が少なくても（4人以下）、5割以上で「支所の職員が定期的に渉外活動」を行うとしている（第7表）。

統合済支所の貯金推進の取組みに関しては、職員数以上に、職員の雇用形態の違いが、取組内容の相違と関連していることがわかる。

4 貸出金の動向と貸出への取組み

貸出金残高は実施組合、統合済支所ともに2年連続の減少となった。実施組合では短期・長期といった期間別、資金使途、貸出先別（組合員、地方公共団体等）の、どのカテゴリーでも03年度の減少率が前年度より拡大し、減少ペースが加速している（第8表）。

一方で統合済支所では、貸出金残高は2年連続の減少となったものの、03年度は前年度よりも減少率が縮小した。資金別では漁協運転資金残高と住宅ローン残高が前年比増加となっており、特に住宅ローン残高は02、03年度2年連続の前年比増加で、増加率も拡大している。

貸出に対する取組みに関して、実施組合、統合済支所に分けてみてみよう。

まず実施組合に関して貸出目標設定についてみると、漁業資金で半分弱の組合

が何らかの目標値を設定しているのを除けば、住宅ローン、自動車ローンについては、7～8割の組合が「目標値を設定していない」と回答しており、受動的な対応であることが分かる。貸出目標の設定状況に関しては、貯金推進でみられたような信用事業職員数による違いはほとんどみられなかった（第9表）。

特色をあげるとすれば、渉外専任者を置いている組合で、漁業資金において「組合独自で目標値を設定」という回答割合が高かった（21組合中11組合。回答割合52.4%）ことであろう。そのような若干特徴のある組合を別にすれば、貸出に関してはほぼ受動的な対応が大半を占めているといえよう。

一方統合済支所に関しては、職員の雇用

第8表 貸出金残高の動向
—— 1組合・1支所平均 ——

（単位 百万円，％）

		残高			前年比増減率	
		2001年度	02	03	02	03
実施	貸出金合計（n=111組合）	1,162	1,147	1,085	1.3	5.4
統合済	貸出金合計（n=82支所）	987	965	963	2.2	0.2

（注）第2表に同じ

第9表 実施組合における貸出資金別の目標設定状況（単数回答）

（単位 組合，％）

	回答数	目標値を設定していない	組合独自で目標値を設定	信を漁連に、組合で目標値を設定	信を漁連に、組合で目標値を設定	信を漁連に、組合で目標値を設定	その他
漁業資金	123	54.5	35.0	8.9	0.8	0.8	0.8
住宅ローン	123	79.7	15.4	3.3	0.0	0.0	1.6
自動車ローン	123	72.4	17.9	4.9	0.0	0.0	4.9

形態による相違が大きい。

資金別の目標設定について、例えば漁業資金では、「目標値を設定していない」が全体では59.7%であるが、すべて出向者の支所では、回答割合が71.7%と高く、出向者以外がいる支所の33.3%と大きな差がある（第10表）。

「その他」も何らかの目標を設定していることを示しているから、出向者以外がいる支所では7割以上で何らかの目標が設定されている。

住宅ローン、自動車ローンについても同様に、出向者以外がいる支所の8割で何らかの目標が設定され、主体的な取組みがなされていることが分かる。

具体的な取組内容に関しても、「特別推

進(期間)を設定」「支所の職員が定期的に渉外活動」の選択肢で、すべて出向者の支所と出向者以外がいる支所で回答割合の差が大きく、出向者以外がいる支所では、「特に積極的に取り組んでいない」の回答

第10表 統合済支所における貸出資金別の目標設定状況
(複数回答)

(単位 支所, %)

		回答数	設定 支所の 目標値を	漁協に 目標値を	女性部 に目標 値を	漁協 役員に 目標 値を	目標 値を 設定し ていない	その他
漁業資金	合計	77	28.6	0.0	0.0	0.0	59.7	11.7
	すべて出向者の支所	53	24.5	0.0	0.0	0.0	71.7	3.8
	出向者以外がいる支所	24	37.5	0.0	0.0	0.0	33.3	29.2
住宅ローン	合計	77	37.7	0.0	0.0	0.0	49.4	13.0
	すべて出向者の支所	53	32.1	0.0	0.0	0.0	62.3	5.7
	出向者以外がいる支所	24	50.0	0.0	0.0	0.0	20.8	29.2
自動車ローン	合計	77	41.6	0.0	0.0	0.0	45.5	13.0
	すべて出向者の支所	53	37.7	0.0	0.0	0.0	56.6	5.7
	出向者以外がいる支所	24	50.0	0.0	0.0	0.0	20.8	29.2

(注) 第4表に同じ。雇用形態別の職員数が分かる支所のみで集計。

第11表 統合済支所における貸出推進の資金別取組内容(複数回答)

(単位 支所, %)

		回答数	窓口で 推進	特別 推進 (期間)	支所の 職員が 定期的 に渉外 活動	漁協の 全職員 が定期的 に渉外 活動	漁協の 一部職員 が定期的 に渉外 活動	漁協 役員が 推進	女性部 が推進	友の会 等の協 力を得 ている	その他	特に積 極的に 取り組 んでい ない
漁業資金	合計	77	54.5	11.7	11.7	1.3	10.4	0.0	0.0	0.0	3.9	35.1
	すべて出向者の支所	53	54.7	7.5	9.4	0.0	11.3	0.0	0.0	0.0	1.9	39.6
	出向者以外がいる支所	24	54.2	20.8	16.7	4.2	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	25.0
住宅ローン	合計	77	53.2	20.8	16.9	2.6	10.4	0.0	0.0	0.0	6.5	29.9
	すべて出向者の支所	53	49.1	11.3	13.2	1.9	13.2	0.0	0.0	0.0	5.7	35.8
	出向者以外がいる支所	24	62.5	41.7	25.0	4.2	4.2	0.0	0.0	0.0	8.3	16.7
自動車ローン	合計	77	49.4	28.6	19.5	2.6	6.5	0.0	0.0	0.0	5.2	36.4
	すべて出向者の支所	53	47.2	20.8	15.1	1.9	9.4	0.0	0.0	0.0	3.8	41.5
	出向者以外がいる支所	24	54.2	45.8	29.2	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	25.0

(注) 第10表と同じ

割合は、どの資金でも4分の1以下にとどまっている（第11表）。

このような取組みの相違は実績にもあらわれており、統合済支所の中でも出向者以外がいる支所では、貸出残高の増加（もし

第12表 統合済支所における資金別貸出残高増減率

(単位 %)

		集計対象数	前年比増減率	
			2002年度	03
長資 短金 漁業 高	合計	81	0.5	5.9
	すべて出向者の支所	47	1.6	6.4
	出向者以外がいる支所	20	12.2	1.5
住残 宅高 ロー ン	合計	65	6.3	8.5
	すべて出向者の支所	41	4.1	2.4
	出向者以外がいる支所	15	13.9	27.8
自 動 車 残 高	合計	52	0.3	4.0
	すべて出向者の支所	31	0.7	9.4
	出向者以外がいる支所	14	8.3	14.8

(注) 全体は01～03年度のすべての年で残高のある支所の平均値の増減率。内訳は雇用形態別の職員数が分かる支所の平均値の増減率。

くは減少率が小さい)傾向が明らかである(第12表)。

支所の置かれた外部環境の相違もあろうから、雇用形態の違いのみを実績の差と結びつけることはできないだろうが、統合済支所でも個別に相違が大きくなっていることは確かであろう。

5 信用事業に対するニーズ等

次に信用事業に対する潜在的なニーズについて、貯金や貸出の今後の増加可能性という観点から質問を行ったが、今後の貯金増加の可能性に関しては、「可能性はある」が全体では40%、「可能性はない」が45%であった。実施組合、統合済支所別にみてもさほど大き

な差はなかった。

貸出については、短期・長期漁業資金、住宅ローン、自動車ローンの資金別に新規貸出の見込みについて質問を行ったが、ここでは「増加」の回答割合から「減少」の回答割合を引いたDI値という指標によって回答結果を概観してみる(第13表)。

漁業資金については長短ともに「減少」の回答割合が「増加」を上回っており、短期漁業資金について実施のDI値のマイナスが小さいことを除けば、実施、統合済等で分けても、回答傾向の相違は小さい。

一方住宅ローンについては出向者以外がいる支所のDI値が大きくプラスになっていることが特徴であり、自動車ローンでは、全体的にプラスの中でも、やはり統合済で出向者以外がいる支所のプラス幅が大きい。

統合済支所の中の出向者以外がいる支所においては、生活関連のローンが今後増加すると見込む割合が相対的に高いといえる。

第13表 各種資金の新規貸出の見込み

(単位 ポイント)

		DI値			DI値
短期 漁業 資金	合計(n=220)	12.3	住宅 ロー ン	合計(n=220)	6.4
	実施(n=123)	3.3		実施(n=123)	13.8
	統合済(n=97)	23.7		統合済(n=97)	3.1
	すべて出向者の支所	24.6		すべて出向者の支所	3.8
	出向者以外がいる支所	8.3		出向者以外がいる支所	33.3
長期 漁業 資金	合計(n=220)	24.6	自動 車 ロー ン	合計(n=220)	6.4
	実施(n=123)	26.0		実施(n=219)	8.2
	統合済(n=97)	22.7		統合済(n=96)	4.2
	すべて出向者の支所	16.9		すべて出向者の支所	1.9
	出向者以外がいる支所	29.1		出向者以外がいる支所	16.7

(注) DI値は「増加」の回答割合から「減少」の回答割合を引いたもの。統合済の内訳は、雇用形態別の職員数がわかる支所のみの数値で、「すべて出向者」は53支所の集計、「出向者以外がいる」は24支所の集計。

6 管内の漁協系統金融店舗がなくなった場合の利用者への影響

今回のアンケートの中では、主な利用者にとっての漁協系統金融店舗の機能別の必要度合いを把握するため、「管内の漁協系統金融店舗がなくなった場合に想定される影響」に関して、貯金、貸出（長・短漁業資金、その他資金）、為替に分けて質問を行った。回答は、実施組合・統合済支所担当者の判断に基づくものである。

結果は、「他行を利用」の回答割合が貯金について6割前後、為替については7割を占めた。3分の2前後の実施組合・統合済支所において、貯金・為替の提供は、他金融機関でも代替可能であると考えていることがうかがえる（第14表）。

一方で短期・長期の漁業資金等貸出面については、主な利用者への影響として、「利用先がなくなり困惑」との回答割合が

過半であり、特に長期漁業資金では76.3%の回答割合となっている。

「利用先がなくなり困惑」する理由（複数回答）としてあげられているのは、「適切な信用判定が得られない」がどの資金においても7割前後の回答割合で最も高いが、短期・長期漁業資金に関しては、「制度資金の借入が困難」との回答割合も5～6割に上る。主な利用者にとって、貸出機能は他に代替できないと考えている実施組合・統合済支所が多い。

7 実施組合における信用事業の位置付けと今後の展望

信用事業を営む漁協では、信用事業はどのような位置付けで行われ、今後はどのような展望を描いているのだろうか。アンケートでは実施組合に対して、信用事業の位置付けと、5年後に現在のままで信用事業の運営が継続できるかという観点から質問した。

まず信用事業の位置付けについては、「組合員に絶対必要な事業」「組合員へのサービスの一環」「組合員とのつながりの手段」等が高い回答割合となっている（第15表）。

信用事業と収益の関連では、「安定的な収益源」の回答割合が28.6%、「重要な収益源」の回答割合が23.5%にとどまるが、貯金残高60億円以上の、漁協としては規模の大きな組合では、両者とも52.9%の回答

第14表 漁協系統金融店舗がなくなった場合の主な利用者への影響(単数回答)

(単位 組合、支所、%)

		回答数	他行を利用	利くなり先が困惑			回答数	他行を利用	利くなり先が困惑
貯金	合計	218	60.6	39.4	為替	合計	219	68.0	31.1
	実施	121	62.0	38.0		実施	122	69.7	28.7
	統合済	97	58.8	41.2		統合済	97	66.0	34.0
短期漁業資金	合計	218	31.2	67.9	長期漁業資金	合計	219	22.8	76.3
	実施	121	33.9	65.3		実施	122	27.0	72.1
	統合済	97	27.8	71.1		統合済	97	17.5	81.4
その他資金	合計	218	46.8	52.8					
	実施	121	45.5	54.5					
	統合済	97	48.5	50.5					

第15表 実施組合における信用事業の位置づけ
(複数回答)

(単位 組合, %)

	回答数	組合員に絶対必要事業	組合員へのサービスの一環	組合員等とのつながりの手段	水揚げ代金天引き	に必要な事業	安定的な収益源	重要な収益源	不採算事業	便宜的に行うサービス	やめたい事業	その他
合計	119	80.7	79.0	73.1	63.9	28.6	23.5	14.3	8.4	1.7	2.5	
貯金残高	20億円未満	24	75.0	87.5	70.8	66.7	20.8	29.2	8.3	12.5	0.0	0.0
	20～30	36	72.2	75.0	69.4	72.2	27.8	16.7	16.7	5.6	0.0	2.8
	30～40	21	81.0	66.7	81.0	52.4	14.3	19.0	19.0	4.8	9.5	0.0
	40～60	21	95.2	81.0	71.4	57.1	33.3	9.5	14.3	9.5	0.0	9.5
	60億円以上	17	88.2	88.2	76.5	64.7	52.9	52.9	11.8	11.8	0.0	0.0

(注) 第4表と同じ。貯金残高は15事業年度末貯金残高合計値による。

割合であり、信用事業における規模の経済性が示されている。

とはいえ、他の金融業態に比べれば漁協の信用事業の規模は小さく、5年後に現在のままで信用事業の運営が可能かという質問に対しては、貯金残高60億円以上の漁協でも35.3%が「継続が難しい」と回答している。継続が難しい理由としては、貯金残高60億円以上の漁協の中では「求められる体制整備ができない」との回答はなく、「組合員の減少」が8割を占めている。ある程度の規模の貯金量の漁協でも、貯金減少の中で運営コストにみあう収益確保がますます難しくなっているとみられる。

おわりに

調査票を2種類に分け、対象先も実施組合、統合済支所ともに100前後にしてアンケートを実施したことによって、従来のアンケートでは明確にはなかった統合済

支所における雇用形態と信用事業推進との関連や、実施組合における信用事業職員数別の信用事業取組実態が、ある程度は明らかになったと考えられる。

統合済支所で出向者以外がいるケースでは、収益確保のために融資（特に住宅ローンや自動車ローン）に力を入れていることは明らかであるが、そのなかで、

漁協との連携が薄れつつあるような兆しも見受けられる。

アンケートで信用事業譲渡後の漁協に対し、(統合済支所への協力という形での)信用事業に対する取組姿勢(複数回答)を尋ねると、「すべて出向者の支所」の管内の漁協では「積極的」「現状を維持する程度に積極的」との回答割合が合計で90.6%あるのに対し、「出向者以外がいる支所」の管内の漁協では75%にとどまり、「信漁連から要請があれば応える程度」との回答割合が33.3%と高くなっている。

信用事業の譲渡・統合を通じた規模の経済性追求や専門性の発揮も、組合員や地域の利用者に対して、漁協系統全体としてより良いサービスを提供することが目的であり、その意味でも、信用事業譲渡・統合後の漁協と信漁連との連携の維持、発展が望まれる。

(主任研究員 小野沢康晴・おのざわやすはる)



最近の森林組合の動向

——第17回森林組合アンケート調査結果——

はじめに

本稿は、(財)農村金融研究会が(株)農林中金総合研究所の委託により実施した「第17回森林組合アンケート調査」結果の概要を紹介するものである。

この調査は、森林組合の動向、当面する諸課題などを把握し、森林組合系統の今後の業務展開に資することを目的に、農林中央金庫農林部、(株)農林中金総合研究所、(財)農村金融研究会が連携して毎年実施している。

今回の調査は、例年実施している前年度の事業と経営の概況に加えて、「組合の森林施業受託全般と長期施業受託」「今後の事業展開」「組合員所有森林の現況把握」「作業班員」「森林認証」などを取り上げた。

1 調査対象組合の概況と特徴

調査対象組合は、全国の森林組合のなかから、都道府県ごとの偏りが生じないように選定した100組合で、継続性維持の観点から原則として前年と同一組合である。

調査対象組合の平均像および全国の森林組合との対比は、第1表のとおりで、その

第1表 調査対象組合の概況
—— 1組合当たり ——

	単位	対象組合 (A)	全国の組合 (B)	(A/B)
組合数		100	980	10.2%
組合員所有森林面積	(ha)	19 855	10 060	2.0倍
森林所有者数	(人)	6 219	3 461	1.8倍
組合員総数	(人)	2 864	1 679	1.7倍
組合の出資金総額	(千円)	124 026	51 833	2.4倍
常勤役員数	(人)	1	1	1.8倍
常勤職員数	(人)	19	9	2.3倍

(注) 全国の組合平均は、全国森林組合連合『森林組合統計』(平成14年度)による。

平均値は全国のそれをかなり上回っている。例えば、組合員総数は1.7倍、組合員所有の森林面積は2.0倍、組合の出資金は2.4倍などとなっている。

2 事業と経営の動向

——事業取扱高は2001年度水準まで回復、
税引前当期利益は前年並み——

主な事業の取扱高は、購買部門を除き、いずれの部門も前年比で増加(販売部門6.2%、加工部門3.3%、利用部門0.3%)している。購買部門は、伐採が進まない、組合員が機械の更新を控えている、などの理由で、山行苗木や林業用機器の取扱いが振わず、前年対比 4.5%である。総じて03年度取扱高は、ほぼ01年度水準まで回復した

第2表 部門別取扱高の推移

—— 1組合当たり ——

(単位 万円, %)

	集計 組合数	2001 年度	02	03	前年比増減率	
					02	03
販売部門	93	17 053	15 471	16 431	9.3	6.2
購買部門	96	3 870	3 418	3 264	11.7	4.5
加工部門	60	19 539	19 331	19 971	1.1	3.3
利用部門	95	34 463	34 745	34 838	0.8	0.3

人、公社・公団、県・市町村別の受託状況、施業種類別受託量の傾向と理由などについて尋ねた。また、森林組合の安定的な事業量確保の観点から長期施業受託推進が期待されることから、その実施状況や課題等についても聞いた。

第3表 経営収支状況

—— 1組合当たり ——

(単位 万円, %)

	集計 組合数	2001 年度	02	03	前年比増減率	
					02	03
事業総利益	97	14 204	14 342	14 316	1.0	0.2
うち販売部門	95	2 453	2 297	2 981	6.3	29.8
購買部門	96	905	647	583	28.6	9.8
加工部門	59	1 398	1 559	1 579	11.5	1.3
利用部門	97	10 285	10 577	10 354	2.8	2.1
事業利益	97	715	1 418	1 248	98.3	12.0
経常利益	97	752	1 440	1 389	91.4	3.5
税引前当期利益	97	984	1 372	1 365	39.3	0.5

とみられる(第2表)。

03年度決算は、事業総利益は、販売部門、加工部門が増加したにもかかわらず、購買部門、利用部門が減少したため、ほぼ前年並みの1億4,300万円(前年比 0.1%)である。事業利益は約1,200万円(同 12%)、経常利益は約1,400万円(同 3.5%)、税引前当期利益は約1,400万円(0.5%)である(第3表)。

3 森林組合の森林施業受託

——施業受託は減少傾向、長期施業受託実施組合は4割弱——

森林施業の担い手として森林組合への期待が大きい、組合では現在どのような施業を受託しているのかを把握するため、個

(1) 森林施業の受託状況

03年度の施業種類別受託面積をみると、個人、公社・公団、県・市町村のいずれでも「除間伐」が最も多く、次いで「下刈り」であり、「新植」「枝打ち」はわずかである。これを前年比でみると、増加したのは「個人からの受託」の「新植」「枝打ち」と「県・市町村

からの請負」の「除間伐」であり、それ以外はすべて減少している(第4表)。

ここ2～3年で減少傾向(面積ベース)にある施業種類とその理由(選択肢5つから上位2つ)を受託先別に聞いた。

その結果、「個人からの受託」で減少傾向にあるのは、「新植」(79組合)が最も多く、次いで「下刈り」(73組合)、「枝打ち」(55組合)、「除間伐」(40組合)である。その理由としては、各施業種類とも「組合員の経営意欲の減退」が最も多く、次いで「その他」(材価の低迷、補助金の減少など)である。

次に、「公社・公団からの請負」で減少傾向にあるのは、「下刈り」(65組合)が最も多く、次いで「新植」(61組合)、「枝打ち」(49組合)、「除間伐」(45組合)である。

第4表 2003年度の施業種類別受託面積
—— 1組合当たり ——

(単位 ha, %)

	新植		下刈り		枝打ち		除間伐	
	面積	前年比	面積	前年比	面積	前年比	面積	前年比
個人からの委託	34.5	5.8	177.5	16.2	48.8	1.0	256.7	13.0
公社・公団からの請負	9.7	49.5	74.3	17.0	34.8	11.2	103.9	16.1
県・市町村からの請負	5.6	16.4	61.1	50.8	17.7	41.2	115.8	3.0

その理由は、各施業種類とも「市町村の財政難」と「その他」が多かった。「その他」の内容をみると、「公社・公団の財政難」「予算減」が多いことから、これをあわせて考えると、「公社・公団の財政難」が理由のほとんどであるといえる。

さらに、「県・市町村からの請負」で減少傾向にあるのは、「新植」(65組合)が最も多く、次いで「下刈り」(61組合)、「除間伐」(54組合)、「枝打ち」(52組合)である。その理由は、各施業種類とも「市町村の財政難」が最も多く、次いで「その他」(市町村の事業費減、予算減)である。

なお、いずれの受託先別についても、「森組以外を利用」「組合として採算割れ」「作業班員の弱体化」を減少理由に挙げたのは、わずかまたは皆無である。

(2) 森林の長期施業受託

森林の長期施業受託の有無では、「している」と答えたのは37組合、「していない」は63組合である。

「していない」と答えた組合のうち、「今後やりたい」と答えたのは49組合(81%)、「やるつもりはない」は5組合(8%)、「その他」は7組合(11%)であり、長期施業受託への関心は高い。「その他」の内

容は、「(やるかどうかは)条件による」^(注)「FSC森林認証により個人の森林管理計画書を樹立し、施業意欲を高めている段階」「今後の検討課題」などの

回答である。

長期施業の受託先は(複数回答)、「個人」が33組合で最も多く、次いで、「会社」8組合、「県・市町村」6組合などである。

長期施業受託を推進する上での課題・問題点について記入してもらったところ、37組合から回答があった。「施業費用が自己負担となることの問題(補助金の減少)」を挙げた組合が13組合と最も多く、次いで「所有者の確認や境界など正確なデータ把握」が8組合、「不在村」が6組合である。

(注) 森林管理協議会(本部メキシコ)
国際的な森林管理の基準に基づく認証機関。

4 今後の事業展開

——「買取林産事業」は、「強化」「縮小」の両極に分かれる——

森林組合が現在どのような事業を行っており、それらを含め今後の事業展開をどのように考えているかを把握するため、組合が現在実施している事業名(「造林・保育事業」「作業道(路網)開設事業」「買取林産事業」「小径木の加工・販売事業」「その他一般製材販売事業」「土木事業」の6事業)と今後の取扱方針に関する設問を設けた。

また、本調査の第13回調査(01年3月)

においても同様の調査を実施しており，今回調査結果との比較も行った。

(1) 現在実施中の事業と今後の取扱方針

6事業のうち事業別に現在実施している組合数をみると，「造林・保育事業」は全組合が実施しており，次いで「作業道（路網）開設事業」が89組合，「買取林産事業」が84組合などである。

これを第13回調査と比較すると，「造林・保育事業」は第13回調査でも全組合で実施しており，変化はない。実施組合数が増えているのは，「小径木の加工・販売事業」（15組合増），「その他一般製材販売事業」（5組合増）であり，一方，減っているのは，「買取林産事業」（4組合減）となっている（第5表）。

これら実施中の事業について，今後「強化」したいとする組合の割合は，「買取林産事業」（61.4％）が最も高く，次いで「小径木の加工・販売事業」（60.6％），「造林・保育事業」（56.0％），「その他一般製材販売事業」（55.4％），「作業道（路網）開設事業」（55.1％），「土木事業」（39.5％）である。

6事業のうち今後「強化」したいとする

第5表 実施している事業
—— 今(第17)回調査と第13回調査の比較 ——
(単位 組合数)

	造林・ 保育事業	買取林産 事業	小径木の 加工・ 販売事業	その他 一般製材 販売事業
今回調査 ①	100	83	66	56
第13回調査 ②	100	87	51	51
増減(① - ②)	-	4	15	5

(注) 「作業道(路網)開設事業」「土木事業」は第13回調査と事業区分が異なるので比較不能。

第6表 今後「強化」したい事業
—— 今(第17)回調査と第13回調査の比較 ——

(単位 %，ポイント)

	造林・ 保育事業	買取林産 事業	小径木の 加工・ 販売事業	その他 一般製材 販売事業
今回調査 ①	56.0	61.4	60.6	55.4
第13回調査 ②	32.0	25.3	29.4	19.6
増減(① - ②)	24.0	36.1	31.2	35.8

(注) 1 第13回調査は「もっと拡大したい」事業に対する回答割合。

2 第5表に同じ。

組合の割合を第13回調査と比較すると，どの事業でも増えているが，最も増えているのは「買取林産事業」（36.1ポイント増）であり，次いで「その他一般製材販売事業」（35.8ポイント増），「小径木の加工・販売事業」（31.2ポイント増），「造林・保育事業」（24.0ポイント増）となっている（第6表）。

逆に，実施中の事業について今後「縮小」したいとする組合の割合をみると，「その他一般製材販売事業」（10.7％）が最も高く，次いで「小径木の加工・販売事業」（9.1％），「買取林産事業」（7.2％）などとなっている。

6事業のうち今後「縮小」したいとする組合の割合を第13回調査と比較すると，「造林・保育事業」は変化がないが，その他の事業ではすべて増えており，一番増えたのは「買取林産事業」（7.2ポイント増）である。

みられるように，「買取林産事業」は，「強化」でも「縮小」でもともに増加幅が最も大きいことが注目される。

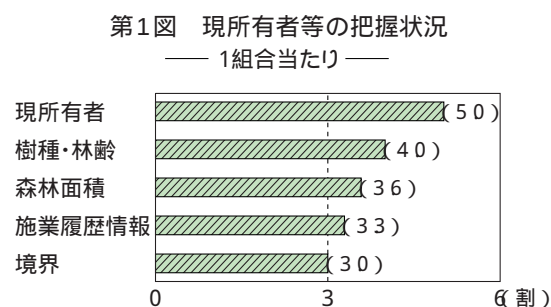
5 組合員所有森林の現況把握

——把握割合が最も高いのは
「現所有者」で全筆の5割——

森林施業受託を推進する上で所有者、境界など組合員所有森林の正確な現況把握が欠かせないと考えられる。このため、森林簿以外でのその把握状況と把握方法などについて設問した。

(1) 現所有者等の把握状況

組合では組合員所有森林の現況をどの程度把握しているのか、把握状況を項目別に全筆の「約○割」と記入してもらった。現況把握割合が最も高いのは、「現所有者」で全筆の5割、一番低いのは「境界」で同3割、「森林面積」「樹種・林齢」「施業履歴情報」はそれぞれ3割である。



第7表 組合員数別の現況把握状況
—— 1組合当たり ——

		(単位 割)				
		現所有者	境界	森林面積	樹種・林齢	施業履歴
総平均		50 (92)	30 (90)	36 (92)	40 (90)	33 (91)
組合員数	1,000人未満	70	50	53	58	46
	1,000～2,000	53	26	33	36	34
	2,000～4,000	43	20	24	35	29
	4,000人以上	35	24	33	31	26

(注) ()内は集計組合数。

歴情報」はいずれも同3～4割である(第1図)。

これら現況把握状況が組合の規模別に差異があるかどうかをみるため、組合員数別に現況把握状況をクロス集計してみた。その結果、「現所有者」「樹種・林齢」「施業履歴情報」では組合員が少ない組合ほど把握割合が高い傾向がみられ、なかでも組合員数1,000人未満の組合はすべての項目で現況把握割合が最も高い(第7表)。

(2) 現況の把握方法

現況の把握方法としては、「現所有者」「森林面積」「施業履歴情報」は「管理台帳で把握」が最も多く、「境界」「樹種・林齢」は「詳しい職員のみ把握」が最も多い。把握方法の「その他」では、「造林補助申請書」による把握が多く、「国土調査」や「GIS」などの方法もみられる。また項目によっては、「ほとんど把握していない」等の回答を寄せた組合もみられる。

第8表 現況把握の方法(単数回答)

	(単位 組合)			
	合計	詳しい職員	管理台帳	その他
現所有者	92	33	50	9
境界	90	62	14	14
森林面積	92	32	39	21
樹種・林齢	89	43	34	12
施業履歴情報	89	35	41	13

現地ヒアリング調査によると、境界などの現況を把握している職員数は複数である組合が多い。また、管理台帳については、備忘録のようなメモ帳程度のもの

から、蓄積されたデータがすぐにわかるよう整理された台帳まで、さまざまである（第8表）。

6 その他

上記のほか、今回は作業班員の過不足状況や森林認証取得状況などについての調査も行った。

（1）作業班員等

現在の業務量に対する作業班員の過不足状況については、「ちょうどよい」（62組合）、「不足」（25組合）、「過剰」（11組合）、その他（2組合）である。

現地ヒアリング調査によると、アンケート票には、「ちょうどよい」と答えたが、実際は、上半期は過剰であり下半期は不足気味であるとの補足説明が聞かれた。また、アンケート票に「不足」と答えた組合では、「量は確保できているが高齢化が進み、伐採・搬出作業が不足」との説明もあり、季節的な過不足や作業内容と作業班員の質とのギャップなどの問題を示唆する説明があった。

また、新たな担い手対策として林野庁が創設した、「緑の雇用担い手育成対策事業」による林業技術者の受け入れ状況は、「積極的に受け入れている」（69組合）、「やむなく受け入れている」（10組合）、「受け入れていない」（20組合）である。

（2）森林認証

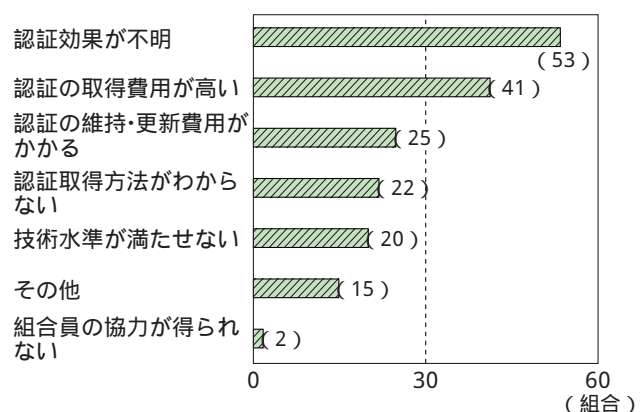
近年森林組合でも森林認証を取得する動きがみられることから、その取得状況、取得目的、取得に際しての課題・問題点を把握するための設問である。

森林認証を「取得済み」は7組合（うちFSC認証取得済み4組合）、一方、「検討中」（12組合）、「取得していない」（82組合）である。

取得の目的は（複数回答）、「組合員の森林経営に対する意識向上」（10組合、52.6%）と「販路の拡大」（10組合、52.6%）が最も多く、次いで、「組合員の意識向上」（9組合、47.4%）となっている。

認証取得に対する課題・問題点は（複数回答）、「認証効果が不明」（53組合）、「認証の取得費用が高い」（41組合）、「認証の維持・更新費用がかかる」（25組合）などである（第2図）。

第2図 森林認証取得の課題・問題点



（注） 集計組合数100,複数回答。

おわりに

今回の調査では、森林組合・林業についての諸課題を自由記入してもらった。そのなかから代表的なものを掲げてみる（「」内は原文のまま）。

「森林組合のあり方等で組合は森林の管理だけすればよいとの考えが強くなっているが、川上から川下までの事業を行っている組合に対する逆風ではないかと思っています。それにどう対応していくのか？いかなければならないのか？」

「地域の林業への取組状況により、森林の管理状況に差が出始めている。画一的な補助制度でなく、地域の森林の状況、取組状況に応じた施策が必要であると思う。補助対象要件に柔軟性をもたせ、地域に合った補助制度とすることを願います。」

「木材価格の上がる方法があれば一番いいのだが、森林・林業に関係する諸々の

人々自ら消費する努力とPRも必要ではないか。」

今回の調査結果をみると、森林組合を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、森林組合がその対応に苦慮している姿が読み取れる。森林組合が今後とも地域の森林整備の中核的担い手としての役割を十分に果たしながら経営を持続させていくためには、組合自身が森林の現況把握への取組強化など森林整備や組合運営にさまざまな知恵と工夫をこらし、健全な自立的経営を確立するための一層の努力が必要であらう。

加えて、森林の持つ多面的機能に対する国民の関心が高まるなかで、森林施業が環境保全の面からも必要である点を、行政や地域住民・都市住民などへ訴え、幅広く理解を求めていく努力も必要であると思われる。

((財)農村金融研究会調査研究部長

林省一・はやししょういち)



農協主要3部門の正組合員一人当たり事業量

1 はじめに

本稿では農協主要3事業部門（経済、信用、共済）について正組合員一人当たりの主な事業量（注1）を分析する。個別農協データを用いて、部門別の分布と農協による事業構成の違いを整理するとともに、これまであまり分析されていない共済事業の特徴を調べる。時点は（注2）2003事業年度、データは農協信用事業動向調査により、3部門すべてに回答のあった357組合を分析対象とする。事業量は購買・販売取扱高、貯金残高、長期共済保有契約高であり、以下では略して購販売、貯金、共済という。

（注1）全体の事業量 / 正組合員数。正組合員以外の利用者による事業量を含む。正組合員を分母としたのは主要な利用者であるため。

（注2）平成16年度第2回調査、同年11月実施。詳細は本誌2005年5月号を参照。

2 地帯別の傾向

まず地帯別の（注3）平均値（第1表）により全体の傾向をみると、おおむね購販売は農村部ほど大きく、貯金と共済は都市部ほど大きい。（注4）ただし過疎地域は例外である。なぜなら貯金と共済が特定市に次いで大きく、農村部全体

の傾向から外れている。また購販売が全地帯のうちでも図抜けて大きい。

もう1点、共済の農協間格差が小さいことも指摘できる。共済の地帯間格差は他部門と比較して小さい（同表）。さらに個別農協データにより計算した変動係数（注5）を確認すると購販売221.5%、貯金108.5%、共済55.0%であり、共済の農協間格差は小さいことがわかる。

（注3）農中総研独自の地帯区分による。

（注4）斉藤(2005)にも同様の指摘がある。しかし本稿で詳しくみる過疎地域は分析対象から外されている。

（注5）ばらつきの程度を表す指標。標準偏差 / 平均値。

3 3部門の間の相関

上記のとおり貯金と共済の地帯間格差はよく似た傾向、購販売はそれと逆の傾向にある。しかし地帯別の集計値が全体の傾向をよく表しているとは限らない。各部門の傾向がどの程度似通っているかを調べるには、個別農協データによる相関係数が有効である。

分布の形や外れ値の存在を考慮してノンパラメトリックな相関係数（スピアマンの ρ ）を計算すると、共済と貯金には0.812と強い相関がある。また共済と購販売も有意な正の相関（0.124）がある。これは第1表では見いだせなかったものである。それに対して貯金と購販売にはあまり相関がない（注6）（-0.054）。

このように共済は、購販売および貯金と正の相関があり、かつ上記の通り農協間の格差が小さい。このことは、農協間における3部門全体のばらつきに対して、共済独自の寄与が小さいことを意味している。したがって3部門全体のばらつきは、共済以外の2部門

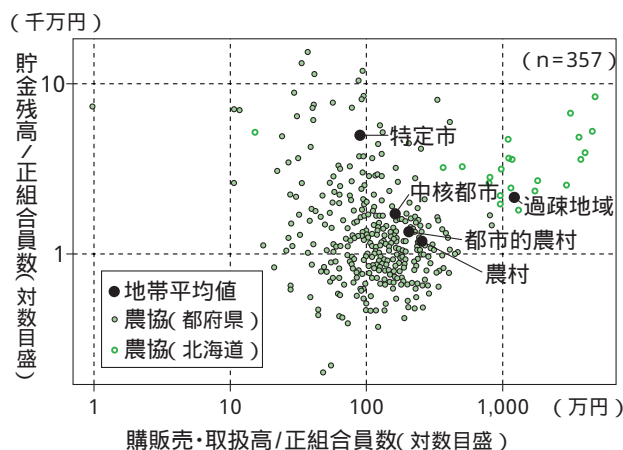
第1表 正組合員一人当たり事業量
（地帯別、単純平均値）

（単位 百万円）

		回答組合数	購販売高・取	貯金残高	長期共済保有契約高
	全体	357	2.6	18.9	82.3
（都市部） ↑ 地帯 ↓ （農村部）	特定市	47	0.9	50.4	140.2
	中核都市	51	1.6	17.2	77.7
	都市的農村	165	2.1	13.3	71.7
	農村	73	2.6	11.7	67.4
	過疎地域	21	12.2	21.5	98.1

（注）貯金と共済は年度末現在高。

第1図 事業量の散布図
(貯金残高と購販売・取扱高,正組合員一人当たり)



(注) 地帯平均値は,原数値により計算した単純平均値。

(購販売と貯金)によって大まかに把握できる。

そこで購販売と貯金の散布図(両対数軸)をみると(第1図),過疎地域は北海道の農協を多く含むことがわかる。北海道の農協は全国的な傾向とは異なり,購販売と貯金の正相関を示す右上がりの分布となっている。これは北海道における農産物販売代金の貯金財源としての重要性を示すものであろう。こうした傾向により,購販売が特に大きく,貯金もかなり大きいという過疎地域の特徴(第1表)をある程度説明できる。

(注6) 各相関係数の有意確率はそれぞれ0.0%, 1.9%, 30.5%である。

4 共済の決定要因

次に,共済に及ぼす他2部門の影響を考える。上記の相関係数は,購販売と貯金から共済への貢献を示唆している。仮説的に,購販売は農協と組合員のつながりの強さ,貯金は組合員が農協で運用する金融資産の規模による,共済への寄与を代表していると考えられる。購販売については,共済からの逆向きの影響は考えにくい。

こうした因果関係を仮定して回帰分析を行ったところ,以下の回帰式を得た。

$$\text{Log}_{10} \text{ 共済} = 0.807 \times \text{Log}_{10} \text{ 貯金} + 0.119 \times \text{Log}_{10} \text{ 購販売}$$

説明変数の係数は標準化回帰係数でいずれも高度に有意($p=0.0\%$),修正済み決定係数は0.664である。貯金の説明力が高いものの,購販売も共済に寄与していることがわかる。この回帰式によれば,購販売は農村部の共済を引き上げることにより,共済の農協間格差を小さくする要因となっている。比較的収益性の低い経済事業が,収益部門である共済事業を支えている可能性を示唆しており興味深い。ただし農村部では,ほかに収益源がないため共済への依存が進んでいる(青柳(2004))面もあると考えられる。

5 まとめ

以上,個別農協データの分析によって農協による事業構成の違いと共済の特徴が明らかとなった。3部門の正組合員一人当たり事業量は,都市部では貯金・共済,農村部では購販売が大きい。例外は過疎地域ないし北海道であり,購販売だけでなく貯金・共済もやや大きい。また,共済の正組合員一人当たり事業量は,農協間格差が小さく,かつ貯金と購販売が寄与しているとみられる。このように部門間の比較は各事業の特徴を明らかにするうえで有効なので,今後も活用が望まれる。

<引用文献>

- ・青柳斉(2004)「農村農協の経営悪化構造 - 地域間比較から - 」『農林金融』5月号,40~57頁
- ・斉藤由理子(2005)「改正された部門別損益計算にみる農協の損益管理と収支構造」『農林金融』2月号,46~63頁

(主任研究員 平澤明彦・ひらさわあきひこ)

統 計 資 料

目 次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(75)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(75)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(75)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(76)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(76)
6. 農業協同組合 主要勘定	(76)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(78)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(78)
9. 金融機関別預貯金残高	(79)
10. 金融機関別貸出金残高	(80)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3270) 2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳 「」負数または減少

１．農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 預 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2000. 3	32,708,933	6,977,951	8,032,880	2,465,916	14,796,831	20,922,379	9,534,638	47,719,764
2001. 3	34,814,227	6,545,736	14,216,566	3,276,116	22,526,700	22,552,793	7,220,920	55,576,529
2002. 3	37,317,468	5,946,139	10,171,831	1,632,330	22,988,469	23,737,464	5,077,175	53,435,438
2003. 3	39,249,073	5,807,159	11,491,434	1,518,909	28,303,812	18,729,430	7,995,515	56,547,666
2004. 3	39,898,619	5,216,869	14,224,928	2,142,846	33,387,202	17,416,158	6,394,210	59,340,416
2004. 10	39,143,479	4,933,121	14,250,738	2,423,431	35,033,781	14,924,464	5,945,662	58,327,338
11	39,019,783	4,904,985	14,676,731	2,046,816	34,665,203	15,510,188	6,379,292	58,601,499
12	39,581,803	4,831,925	15,150,680	1,943,188	35,484,481	15,305,064	6,831,675	59,564,408
2005. 1	39,242,151	4,804,644	15,236,804	1,691,771	35,606,188	15,278,507	6,707,133	59,283,599
2	39,566,462	4,765,715	14,757,481	1,186,646	35,757,008	15,377,847	6,768,157	59,089,658
3	39,600,643	4,704,414	16,291,656	1,469,342	37,382,703	15,436,450	6,308,218	60,596,713

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2005年3月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	32,520,190	12,542	1,257,836	90	94,600	-	33,885,259
水 産 団 体	1,139,155	-	97,915	5	11,951	-	1,249,026
森 林 団 体	1,967	1	3,194	34	11	-	5,207
そ の 他 会 員	1,878	-	1,866	-	0	-	3,744
会 員 計	33,663,190	12,543	1,360,811	128	106,563	-	35,143,236
会 員 以 外 の 者 計	597,114	49,294	413,333	99,588	3,296,358	1,721	4,457,408
合 計	34,260,304	61,837	1,774,144	99,717	3,402,920	1,721	39,600,644

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 862,012百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2005年3月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	81,812	9,791	141,005	1	232,610
	開 拓 団 体	415	48	-	-	463
	水 産 団 体	57,845	15,625	44,297	256	118,023
	森 林 団 体	5,948	13,883	5,072	34	24,937
	そ の 他 会 員	108	81	140	-	329
	会 員 小 計	146,128	39,429	190,514	291	376,362
	その他系統団体等小計	263,034	39,778	148,506	196	451,513
	計	409,162	79,207	339,020	487	827,875
関 連 産 業		2,294,742	98,499	1,852,384	29,986	4,275,610
そ の 他		10,100,815	17,498	214,284	367	10,332,966
合 計		12,804,719	195,204	2,405,688	30,840	15,436,451

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2004. 10	5,479,670	33,663,809	39,143,479	243,000	4,933,121
11	5,135,714	33,884,069	39,019,783	73,880	4,904,985
12	5,426,477	34,155,326	39,581,803	46,880	4,831,925
2005. 1	5,024,618	34,217,533	39,242,151	146,260	4,804,644
2	5,243,795	34,322,667	39,566,462	145,450	4,765,715
3	5,340,035	34,260,608	39,600,643	110,250	4,704,414
2004. 3	5,871,037	34,027,582	39,898,619	185,100	5,216,869

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2004. 10	114,922	2,308,508	35,033,781	12,589,041	23,150	-	219,869
11	130,465	1,916,351	34,665,203	12,598,056	24,763	102,500	212,857
12	109,749	1,833,438	35,484,481	12,569,411	25,071	-	210,333
2005. 1	119,113	1,572,657	35,606,188	12,753,436	26,300	-	211,606
2	151,443	1,035,202	35,757,008	12,613,858	26,616	-	203,868
3	80,233	1,389,108	37,382,703	12,871,094	21,916	-	195,203
2004. 3	138,802	2,004,043	33,387,202	14,559,137	64,732	-	249,160

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金、食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末		貸 方				
		貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
		計	う ち 定 期 性			
2004.	10	48,659,945	47,143,380	241,718	68,688	1,122,554
	11	48,723,306	47,255,254	254,998	68,171	1,122,555
	12	49,480,308	47,786,123	250,133	68,167	1,122,555
2005.	1	49,156,240	47,721,229	305,098	68,168	1,122,555
	2	49,305,134	47,791,733	313,908	68,166	1,122,554
	3	48,391,067	47,055,120	247,151	70,463	1,116,487
2004.	3	49,156,263	47,683,858	156,938	68,651	1,050,523

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	
	貯 金		計	計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性			
2004. 9	22,151,770	54,833,891	76,985,661	618,488	449,224
10	22,808,277	54,682,890	77,491,167	614,416	446,575
11	22,723,931	54,742,729	77,466,660	590,055	423,673
12	23,233,259	55,157,443	78,390,702	577,058	416,205
2005. 1	22,704,648	55,152,921	77,857,569	583,587	422,673
2	23,121,934	54,973,786	78,095,720	585,064	427,269
2004. 2	21,828,011	54,537,462	76,365,473	601,891	435,694

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
195,675	2,646,861	1,224,999	9,940,203	58,327,338
116,402	2,404,257	1,224,999	10,857,193	58,601,499
192,256	2,790,650	1,224,999	10,895,895	59,564,408
247,256	2,535,197	1,224,999	11,083,092	59,283,599
329,872	2,356,738	1,224,999	10,700,422	59,089,658
460,247	1,609,292	1,224,999	12,886,868	60,596,713
674,093	1,752,530	1,224,999	10,388,206	59,340,416

貸 出 金				コ ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
11,866,620	2,802,036	35,936	14,924,464	405,379	5,517,134	58,327,338
12,454,536	2,810,626	32,167	15,510,188	567,564	5,684,465	58,601,499
12,291,506	2,766,774	36,450	15,305,064	704,201	6,102,404	59,564,408
12,295,551	2,738,693	32,655	15,278,507	703,320	5,977,514	59,283,599
12,415,688	2,728,046	30,243	15,377,847	860,713	5,880,829	59,089,658
12,804,718	2,405,688	30,839	15,436,450	381,112	5,905,191	60,596,713
14,351,339	2,776,438	39,220	17,416,158	397,380	5,932,099	59,340,416

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
50,061	29,021,381	28,889,059	0	338,979	15,327,808	5,866,781	889,169
65,860	29,056,170	28,918,208	0	338,579	15,488,001	5,835,328	892,021
97,036	29,638,227	29,508,126	0	340,089	15,474,875	5,876,786	905,528
61,799	29,415,344	29,287,388	0	336,789	15,494,684	5,870,403	910,298
52,338	29,319,398	29,198,668	0	324,358	15,844,385	5,879,499	917,500
68,615	28,359,320	28,239,582	7,000	284,625	16,056,362	5,859,457	949,784
59,713	30,173,497	30,072,400	30,000	295,351	14,773,513	5,807,647	887,462

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		報 告 組 合 数
	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金	
381,592	52,670,758	52,454,470	4,233,739	1,641,584	21,450,421	343,360	905
352,954	53,125,264	52,907,387	4,266,911	1,663,143	21,415,344	340,672	904
409,023	53,109,715	52,889,706	4,255,920	1,661,938	21,360,202	332,368	904
438,013	54,074,479	53,832,377	4,149,418	1,581,260	21,270,489	329,606	904
404,344	53,601,826	53,390,732	4,118,372	1,549,452	21,213,418	326,512	904
381,126	53,875,379	53,666,422	4,226,186	1,620,846	21,230,448	321,184	902
354,952	52,301,756	52,096,265	3,880,105	1,391,790	21,325,387	339,675	928

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2004. 12	2,209,723	1,614,053	46,276	64,147	16,606	1,359,082	1,313,469	153,465	751,924
2005. 1	2,181,972	1,604,722	44,398	64,201	15,868	1,345,198	1,307,309	152,558	737,522
2	2,186,649	1,599,036	41,832	65,060	14,593	1,351,449	1,316,297	152,780	738,935
3	2,199,385	1,576,009	40,552	65,288	16,732	1,361,298	1,308,085	152,900	743,741
2004. 3	2,264,508	1,670,593	51,039	64,071	15,767	1,393,559	1,334,223	160,412	767,836

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2004. 10	1,081,245	670,950	276,955	200,601	132,028	7,554	987,072	963,059	11,893	347,034	11,846	374
11	1,039,264	638,232	269,131	193,598	131,181	8,552	951,955	928,589	11,583	336,870	10,651	365
12	1,051,585	635,771	254,892	184,987	130,632	7,439	968,561	925,043	11,326	323,996	10,074	360
2005. 1	995,875	619,163	249,240	181,481	129,939	7,803	923,219	900,919	11,207	314,668	9,506	383
2004. 1	1,074,117	671,117	294,331	224,180	135,561	8,213	973,019	948,042	13,588	370,246	11,722	406

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9.金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残 高	2001 . 3		720 ,945	491 ,580	2 ,102 ,820	1 ,785 ,742	567 ,976	1 ,037 ,919	180 ,588	2 ,499 ,336
	2002 . 3		735 ,374	503 ,220	2 ,308 ,919	1 ,813 ,848	559 ,895	1 ,028 ,196	153 ,541	2 ,393 ,418
	2003 . 3		744 ,203	501 ,817	2 ,377 ,699	1 ,813 ,487	561 ,426	1 ,035 ,534	148 ,362	2 ,332 ,465
	-----		-----		-----		-----		-----	
	2004 . 3		759 ,765	491 ,563	2 ,456 ,008	1 ,825 ,541	552 ,400	1 ,055 ,174	152 ,526	2 ,273 ,820
	4		763 ,176	491 ,677	2 ,443 ,326	1 ,829 ,132	553 ,448	1 ,063 ,078	153 ,126	2 ,272 ,153
	5		763 ,046	492 ,404	2 ,469 ,833	1 ,833 ,797	552 ,530	1 ,061 ,344	152 ,967	2 ,257 ,389
	6		772 ,433	499 ,849	2 ,415 ,082	1 ,849 ,677	557 ,420	1 ,070 ,956	154 ,072	2 ,261 ,257
	7		771 ,625	499 ,915	2 ,420 ,989	1 ,832 ,415	555 ,916	1 ,069 ,662	154 ,249	2 ,247 ,216
	8		773 ,109	501 ,503	2 ,413 ,968	1 ,827 ,581	553 ,760	1 ,071 ,056	154 ,457	2 ,241 ,378
	9		769 ,857	500 ,298	2 ,422 ,226	1 ,818 ,903	556 ,988	1 ,070 ,466	155 ,056	2 ,216 ,109
	10		774 ,912	486 ,599	2 ,426 ,064	1 ,840 ,313	530 ,224	1 ,072 ,481	155 ,101	2 ,214 ,131
	11		774 ,667	487 ,233	2 ,466 ,062	1 ,848 ,023	530 ,953	1 ,070 ,447	154 ,474	2 ,193 ,274
	12		783 ,907	494 ,803	2 ,410 ,195	1 ,868 ,042	540 ,635	1 ,085 ,557	156 ,737	2 ,193 ,498
	2005 . 1		778 ,576	491 ,562	2 ,416 ,332	1 ,842 ,403	532 ,775	1 ,073 ,341	155 ,504	2 ,178 ,929
	2		780 ,957	493 ,051	2 ,421 ,313	1 ,851 ,089	534 ,812	1 ,078 ,486	155 ,950	2 ,174 ,183
	3 P		776 ,726	483 ,911	2 ,470 ,227	1 ,878 ,876	539 ,624 P	1 ,074 ,226 P	156 ,092 P	2 ,141 ,330
	前 年 同 月 比 增 減 率	2001 . 3		2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9
2002 . 3			2.0	2.4	9.8	1.6	1.4	0.9	15.0	4.2
2003 . 3			1.2	0.3	3.0	0.0	0.3	0.7	3.4	2.5
-----		-----		-----		-----		-----		
2004 . 3			2.1	2.0	3.3	0.7	1.6	1.9	2.8	2.5
4			1.9	2.8	1.7	0.1	0.5	1.7	2.4	2.5
5			1.9	1.1	2.9	0.0	0.5	1.6	2.2	2.6
6			2.0	1.5	2.1	0.0	0.5	1.5	2.1	2.6
7			2.2	1.1	2.1	0.5	0.9	1.8	2.3	2.9
8			2.1	0.5	1.3	0.2	0.2	1.4	1.8	3.2
9			2.4	0.2	1.5	0.1	0.7	1.6	2.2	3.7
10			2.4	1.5	3.1	2.7	2.9	2.1	2.4	3.8
11			2.3	0.3	3.4	1.7	3.4	1.4	1.9	4.2
12			2.2	0.4	1.8	2.4	3.3	1.6	2.2	4.6
2005 . 1			2.3	0.1	1.6	2.4	3.1	1.6	2.1	5.0
2			2.3	0.4	1.3	2.3	3.1	1.6	2.0	5.3
3 P			2.2	1.6	0.6	2.9	2.3 P	1.8 P	2.3 P	5.8

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、郵便局は郵政公社、その他は日銀資料（ホームページ等）による。なお、信用組合の速報値（P）は全信組中央協議会調べ。

2 都銀，地銀，第二地銀および信金には，オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円, %)

		農 協		信 農 連		都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合		郵 便 局	
残 																	

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。